

法人 日本栄養士会

食生活支援

(The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team : J D A – D A T)



Ver. 1

2022. 7



## は じ め に

昨今の地球規模の異常気象によって、国内のいずれの地域においても、甚大な被害をもたらす自然災害発生の脅威が高まっています。発災直後は、人命救出・救助活動、救急医療活動が優先されますが、時間の経過とともに被災による健康・栄養課題が顕在化し、被災者に対する栄養と食生活支援ニーズへの活動が求められます。

(公社)日本栄養士会では、東日本大震災における災害支援活動をきっかけに、「日本栄養士会災害支援チーム(The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team : JDA-DAT (以下、JDA-DAT) )」を発足し、被災者に対する支援活動を持続的、かつ効率的に行う体制整備を進めています。

これまで JDA-DAT は、東日本大震災後、関東東北豪雨災害、熊本地震、大阪北部地震、西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震など、多くの支援活動を行ってきました。被災自治体栄養士と連携した避難所巡回や、DMAT など医療チームとの帯同、在宅避難者への訪問、保健医療班とのミーティングへの参加、福祉避難所における食事提供、物資集積場所の整理と特殊栄養食品ステーションの設置運営、食事調査と評価、要配慮者への代替食品の手配など、フェーズや被災者の特性に応じた幅広い活動となっています。

本ガイドは、災害が発生した場合に、日本栄養士会、及び都道府県栄養士会、JDA-DAT が、速やかに栄養・食生活支援活動を行うための共通ツールとして作成しました。本ガイドの特徴は2つのコンテンツで編成されています。1つ目は総論・各論として、災害時の栄養・食生活支援活動の必要性、JDA-DAT の基本事項や、災害時の活動、平常時の備えについての着眼点を整理しています。2つ目はアクションカードです。アクションカードは関係者が同じ目線のもと、具体的に行動するための指針となるものです。地域に則したアクションカードの作成や、平時からの準備、関係者の研修等につなげていただければと考えます。

いつ、誰もが、被災地での栄養・食生活改善活動に関わるエキスパートとして活動できるよう、さらなる人材育成や体制整備の推進に向け、本ガイドを有効に活用いただくことを期待しています。

令和4年7月

公益社団法人 日本栄養士会  
JDA-DAT 運営委員会

## 養・食生活支援 目 次

1 本冊子の考え方と構成	1
2 災害時の栄養・食生活支援活動の必要性	1
3 日本栄養士会災害支援チームの基本事項	2
4 支援活動の準備	10
(1) フェーズに応じた栄養・食生活支援活動	11
(2) 組織運営体制の整備	11
(3) 人員派遣調整	14
(4) 出勤	15
(5) 活動拠点・現地統括、関係者との連携体制構築	17
(6) 後方支援体制の整備	19
(7) 避難所等での食事提供にかかる適切な栄養管理	21
(8) 要配慮者への支援	24
(9) 被災者の支援	25
(10) 食中毒・感染症対策	26
(11) 活動引き継ぎ・撤収、支援活動のまとめと検証、他職種との情報共有	29
5 支援活動の実施	30
(1) 人材育成と確保	30
(2) マネジメント	32
(3) 物資確保・調整調達	33
(4) 普及啓発	34
(5) 食の面からの防災教育	35
6 資料	36
1 アクションカード (No.1~20)	36
2 各種様式	
(1) 避難所食事状況調査票	87
(2) 被災者健康相談票 (初回、経過用紙)	89
(3) 避難所栄養指導計画・報告 (要配慮者名簿)	90
(4) 特別食アセスメントシート	91

(5) 議事録	92
(6) 活動記録票	93
(7) 特殊栄養食品在庫管理表	94
(8) 食品配食チェック表	95
(9) 炊き出し実施計画表	95
(10) 炊き出しチェック表	96

### 3 日本栄養士会災害支援チームの教育・訓練

(1) 日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT) 運営要綱	99
(2) 日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT) スタッフ研修要領	102

### 4 災害対策の法的枠組み

(1) 主な災害対策関係法制	104
(2) 災害救助法	105
－災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	
－災害救助法による救助の実施について	
(3) 避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について	106

### 5 参考

(1) ボランティア活動と責任	107
(2) 災害時のコミュニケーションズ紙 (サイジガ・ファースト) 活用	109
(3) 啓発資料	
① 避難所生活 (栄養食生活) リーフレット	110
② 避難所生活 (衛生管理) リーフレット	111
③ 赤ちゃん、妊婦・授乳婦リーフレット	112
④ 高齢者向けリーフレット	114
⑤ 避難所運営管理者様へのお願い	116
⑥ 調理や配食を担当される方へのお願い	117
⑦ 炊き出しを担当される方へのお願い	118
⑧ 調理器具や直接手で触れる部分などの消毒	119
⑨ 災害時に乳幼児を守るための栄養ハンドブック	120
⑩ 掲示物	121

## の栄養・食生活支援ガ

### 方 方

災害が発生した場合に、「（公社）日本栄養士会及び（公社）都道府県栄養士会、（以下、「栄養士会」という。）」、「JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）（以下、「JDA-DAT」という。）」が、被災自治体と連携し、発生直後から速やかに栄養・食生活支援活動を行い、被災者の自立と心身の健康維持を図るための共通ツールとする。

ただし、このガイドに示した活動内容は目安であり、災害の種類・発生状況・被害状況などにより弾力的に活用することが重要である。

災害時の栄養・食生活支援活動の必要性、JDA-DAT の基本事項を示した。

災害時の活動、平常時の備えから構成し、これまでの JDA-DAT による活動の成果や課題を踏まえ、栄養士会や JDA-DAT が担うべき役割や実際に活動する際の着眼点などを整理した。

ガイドに基づく栄養・食生活支援活動の行動手順を記載したアクションカード、避難所食事状況調査票など各種様式、被災者や関係者に配付するリーフレットなど啓発資料、関係法規・通知などで構成した。

アクションカードは、栄養士会内において災害発生時の対応策を検討する際の参考とするほか、平常時における災害対応研修等での活用が望まれる。

### 食 生 支

災害時の栄養・食生活支援活動は、被災者（避難所避難・在宅避難・軒先避難・車中泊等の避難者）の栄養状態や慢性疾患の悪化を最小限にとどめるだけでなく、被災者の心の安定をもたらす、被災者が自分自身や家族の生活の復旧・復興への意欲を高め、より早く平常時の生活に戻るために非常に重要な活動である。

災害発生直後は、人命救出・救助活動、救急医療活動が優先されるが、同時に、被災したことによって生じる様々な健康課題に対応するため、保健活動の一環である栄養・食生活支援活動を進める必要がある。

栄養・食生活支援活動は、①食事に配慮が必要な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（妊婦、摂食嚥下が困難な者、慢性疾患患者等））に対する個別支援活動と、②被災者全体の栄養・食生活環境整備に分けられる。

また、災害発生直後は、行政機能も麻痺していることが想定される。栄養士会は被災自治体と連携し、被災地の置かれている状況やニーズを速やかに把握し、優先順位を決定して支援計画を策定、推進するとともに、外部からの支援に対し被災の程度・支援要求を伝えることが求められる。

### 3 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の基本事項

#### (1) 目的

JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）は、日本国内外で大規模な地震、台風等の自然災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を行うことを目的とする。（JDA-DAT 運営要綱第1条より、H24.1.28）

JDA-DATは指定栄養士会<sup>※</sup>ごとに設置され、大規模災害が発生すると被災していない栄養士会のJDA-DATは、自らまたは日本栄養士会、国・自治体等からの要請をうけて、速やかに支援活動の行動を行う（図1）。

※指定栄養士会とは、JDA-DATを有する意思および人員等を備え、日本栄養士会長に申し出た都道府県栄養士会のことをいう。

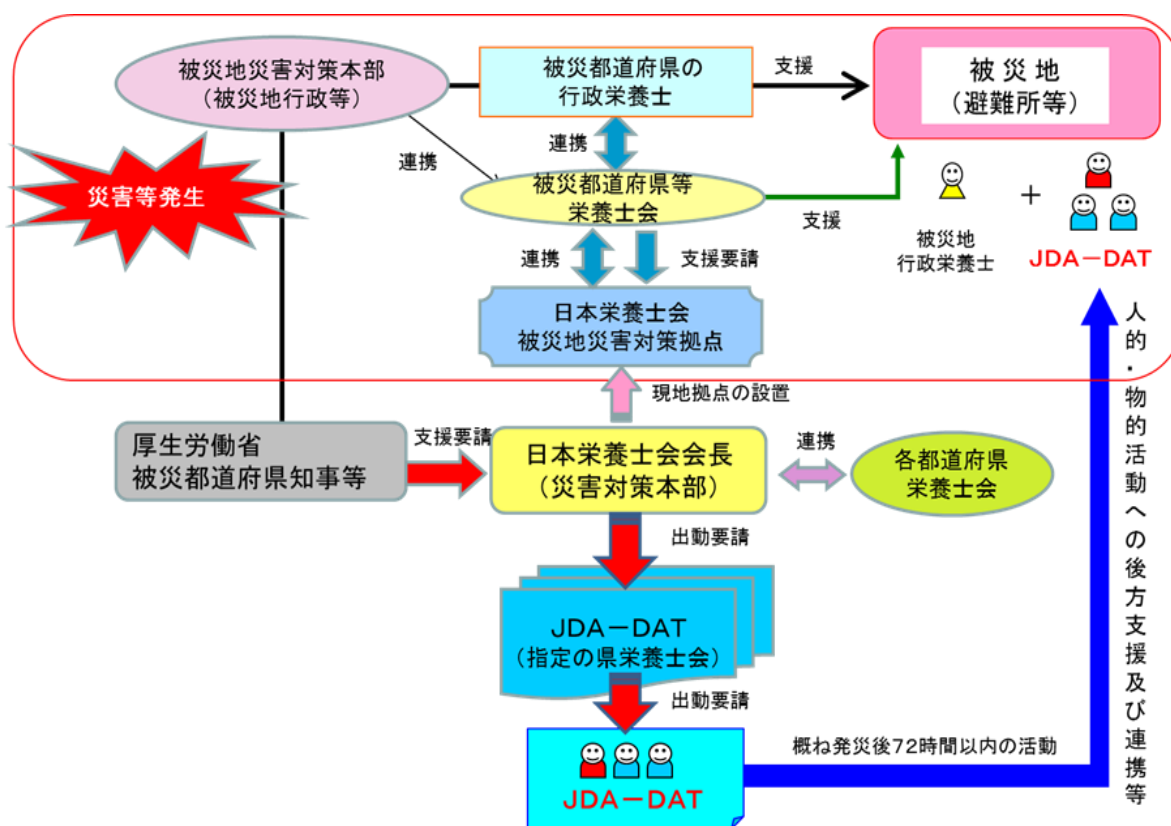


図1 JDA-DAT（The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team）の支援活動イメージ

#### 【JDA-DATの条件】

- 1 急性期に活動する（概ね72時間以内）
- 2 機動性を有する
- 3 専門的トレーニングを受けている
- 4 栄養に関して緊急を要する支援を行うことを目的とする栄養支援チーム
- 5 広域に対応できる
- 6 自己完結性を有する

JDA-DATは、所属する都道府県栄養士会長の命令を受けて、大規模災害の発生後72時間以内（フェイズ0）に行動できる機動性が要求され、活動時は被災地で適切な栄養支援が行えるスキルが必要となる。

そのためには、災害時の栄養・食生活支援活動が行えるスタッフの養成とスキルの維持向上を図るためのフォローアップ研修などの育成を継続的に行う必要がある（図2）。

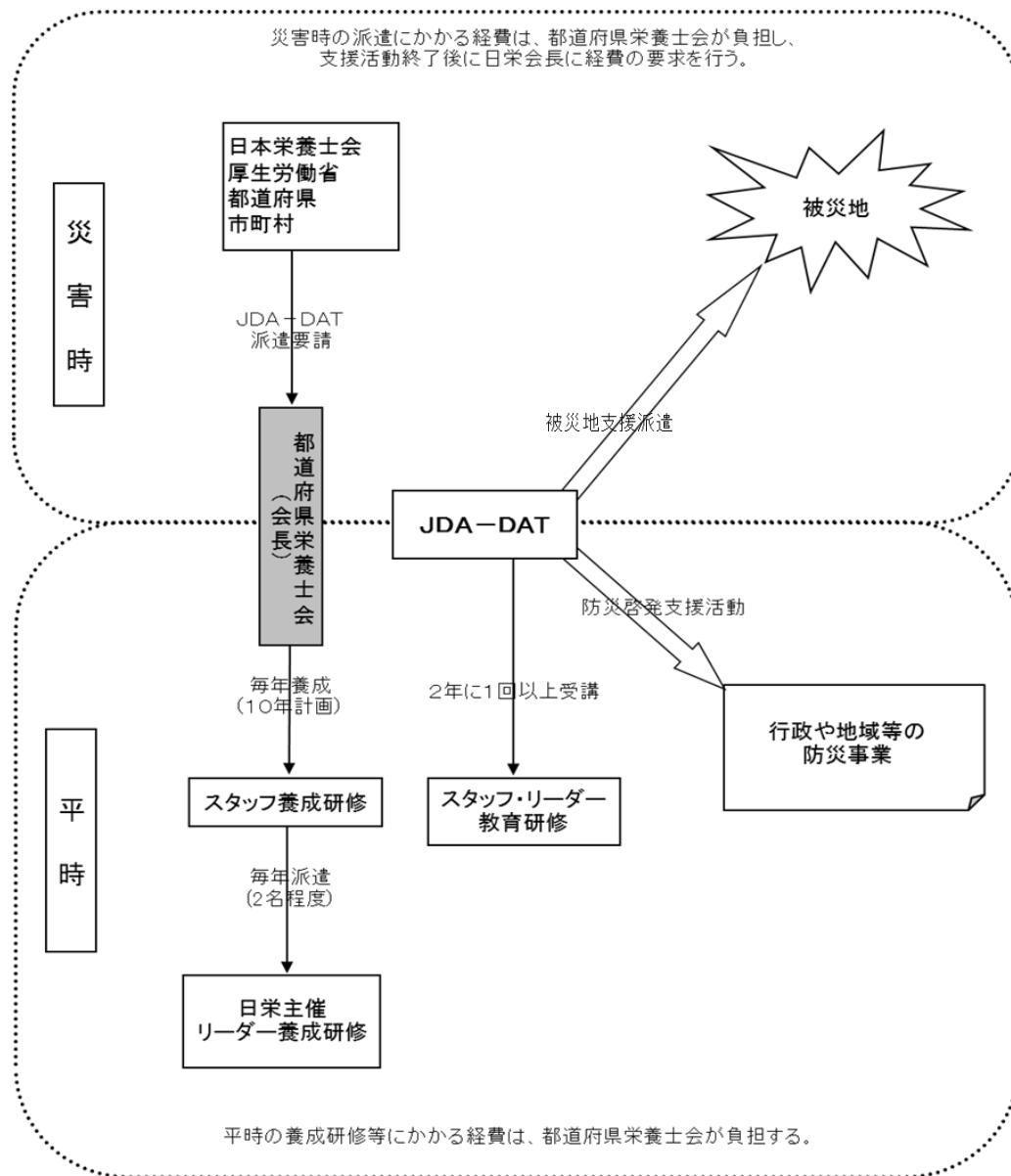


図2 都道府県栄養士会におけるJDA-DAT運営例



## (2) 活動内容

- 1 被災地の医療・福祉・行政栄養部門と連携して情報の収集・伝達・共有化を行い、緊急栄養補給物資の支援などを行う。
- 2 被災施設及び避難所等の責任者の許可のもと、被災者への栄養補給などの支援を行う。
- 3 個人の被災者に対する個別栄養相談や、栄養補給などの支援を行う。
- 4 対応の困難な被災者がいる場合は、医療機関に連絡を行うなど、必要な対応を行う。
- 5 移動・搬送手段、調製粉乳、栄養製品等の栄養補給食品の調達手段などについては、自ら確保して継続した活動を行う。(JDA-DAT 運営要綱第2条より、H24.1.28)

- 緊急栄養補給物資の支援とは、栄養補給物資を必要とする避難所等の場所と規模、必要物資の内容などを把握し、物資の手配や分配の指揮などを行うことをいう。
- 避難所などの管理責任者は、管理する内容により細分化され、複数人いる場合があるので、被災自治体の組織運営体制を速やかに把握する必要がある。
- 調製粉乳や栄養補給食品は、賛助会員等と協定を結ぶなど、都道府県栄養士会で手配しておくことが望まれる。
- 特殊な栄養補給食品の確保については、必要と認められる場合は、日本栄養士会長に支援要請することができる。

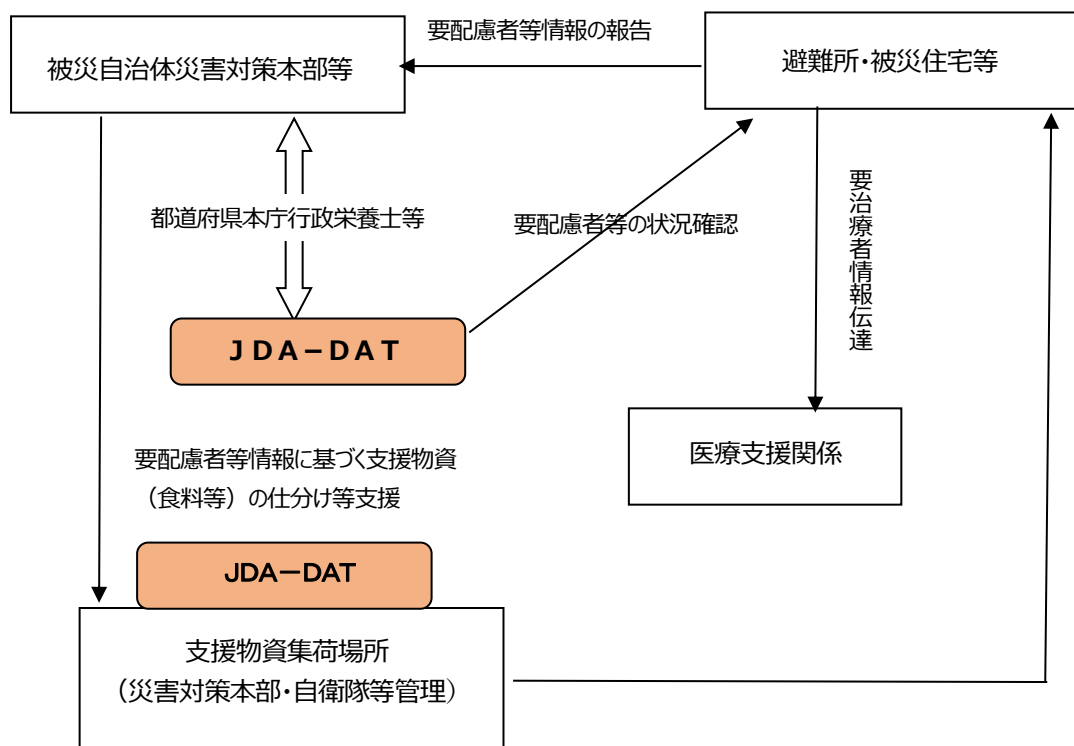


図3 JDA-DATによる栄養・食生活支援活動イメージ

【JDA-DAT の活動の流れ】

JDA-DAT は、大規模災害が発生するとその初動時における状況を把握するための情報の収集と伝達等が初期の役割であるが、規模や状況により全国の JDA-DAT につなげ長期的支援を行うこともある。

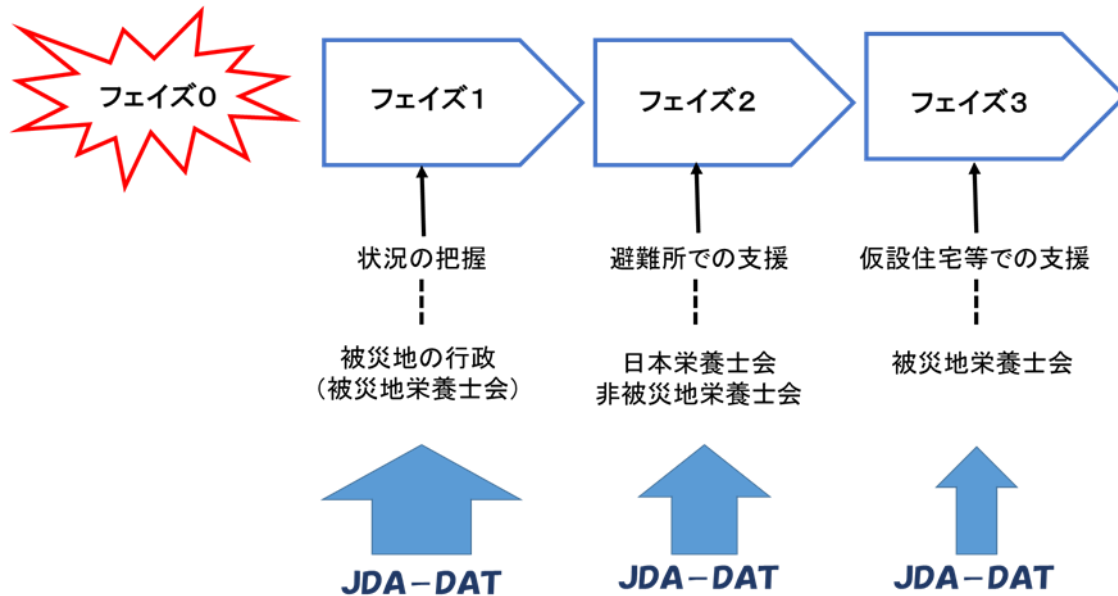


図4 発災後の JDA-DAT の関わり I

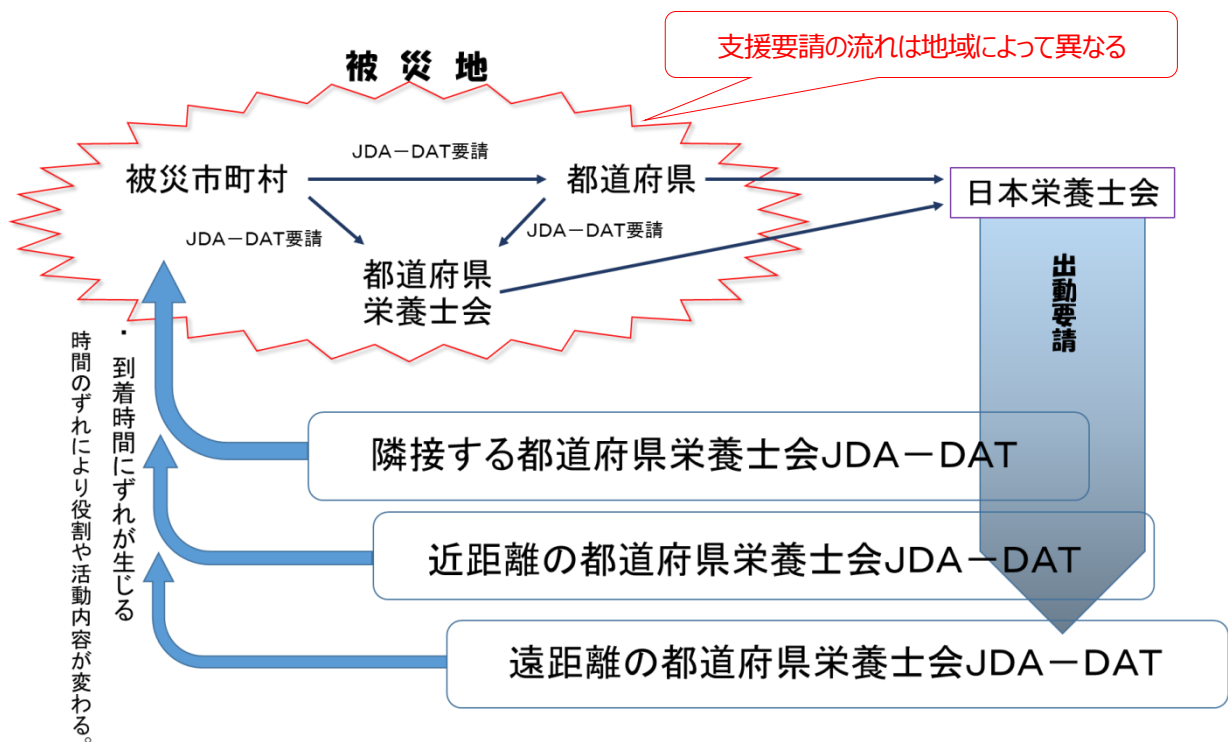


図5 発災後の JDA-DAT の関わり II

### (3) 派遣・出動

#### 【 出 動 基 準 】

- 1 被災地において、複数の大規模避難所が設置されると見込まれる場合
- 2 被災地において、被災者の栄養管理が必要と判断され、出動することが効果的であると認められる場合
- 3 国あるいは被災自治体（都道府県）、都道府県栄養士会などから出動要請があった場合  
(JDA-DAT 運営要綱第12条より、H24.1.28)

#### 【 出 動 要 請 】

- 1 日本栄養士会長は、JDA-DATを出動させることが効果的であると判断したときは、指定栄養士会長に対して出動を要請する。
- 2 日本栄養士会長は、災害現場に出動している医療機関等の長から出動要請があったときは、指定栄養士会の長に対してJDA-DATの出動を要請する。
- 3 指定栄養士会の長は日本栄養士会長からの要請を受け、出動が可能と判断した場合には、速やかにJDA-DATを出動させる。
- 4 指定栄養士会の長は、被災自治体からの直接要請など、明らかに出動基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、日本栄養士会長の要請を待たずに JDA-DAT を出動させることができる。(JDA-DAT 運営要綱第13条より、H24.1.28)

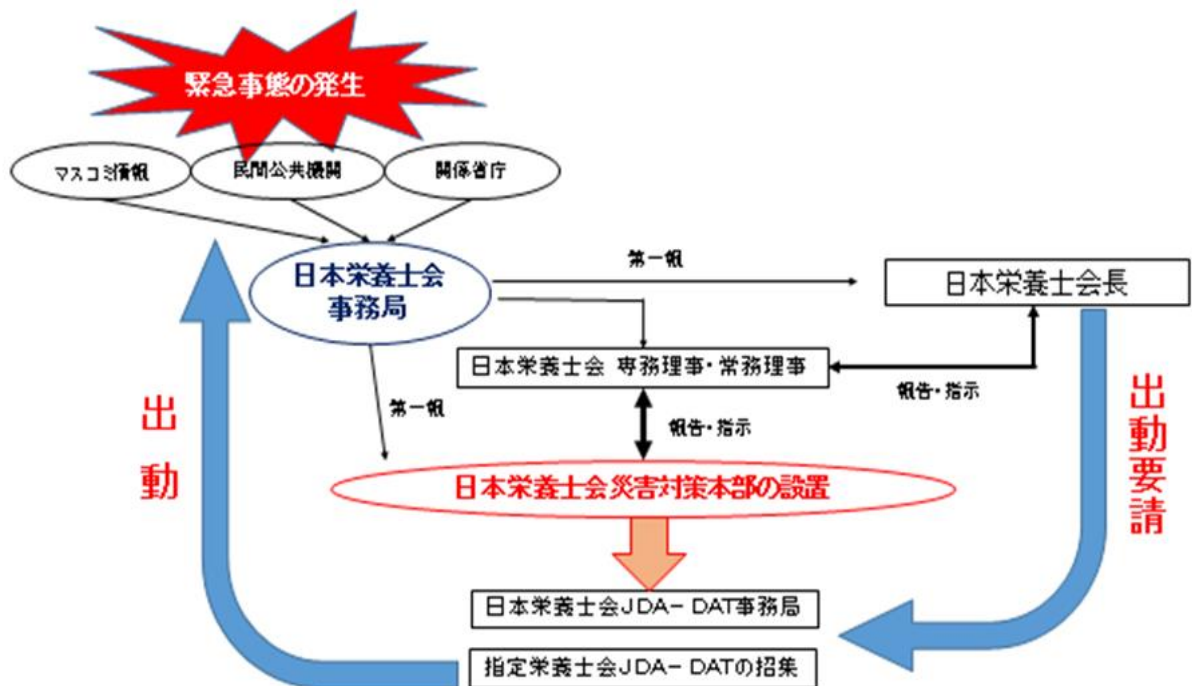


図6 初動対処の流れ

## 【出 動 待 機】

指定栄養士会長は、日本栄養士会長の要請を待たずに待機させることができる。

- 1 指定栄養士会の都道府県内において、震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- 2 東京都 2 3 区で震度 5 強以上の地震が発生した場合
- 3 その他の地域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- 4 津波警報（大津波警報）が発令された場合
- 5 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
- 6 台風、豪雨等の自然災害が発生し、大規模な避難等が見込まれる場合
- 7 JDA-DAT の出動を要請すると判断するような災害が発生した場合

(JDA-DAT 運営要綱第 14 条より、H24.1.28)

Q 1 「JDA-DAT スタッフ従事承諾書（様式第 6 号）」について、提出先・提出方法・提出期限について確認したい。また、災害・非常時は、必ず出動しなければならないですか。  
常識の範囲内で参加できる状況で、その時に施設の承諾をさらに得ての参加という解釈でよいですか。

A 1 「JDA-DAT スタッフ従事承諾書（様式第 6 号）」はスタッフ自身が職場の理解を得て、出動・活動しやすくしていただくためのものです。当該承諾書がなければ活動できないというものではありませんが、緊急時に速やかに活動していただくためにも、承諾を得ていただくことをおすすめします。承諾が得られた時点で直接原本を日栄へご提出ください。（複写してご自身でも保管ください）。

Q 2 支援物資の調達はどうしたら良いですか？

A 2 JDA-DAT の活動は、72 時間以内に被災地での情報収集を第一の活動としていますので、緊急に必要な最小限の物資の搬送と考えています。物資の調達は、原則として日本栄養士会および都道府県栄養士会で準備していただくこととなります。具体的には、要配慮者（災害弱者：乳幼児・高齢者・疾患・アレルギー等）に対応した最小限の支援物資を持参することを考えています。また、賛助会員等へは支援物資等の無償提供を依頼いたします。

Q 3 個人が持参した支援物資の費用は請求できますか？

A 3 自己負担でお願いいたします。

#### (4) チーム編成 (リーダーとスタッフ)

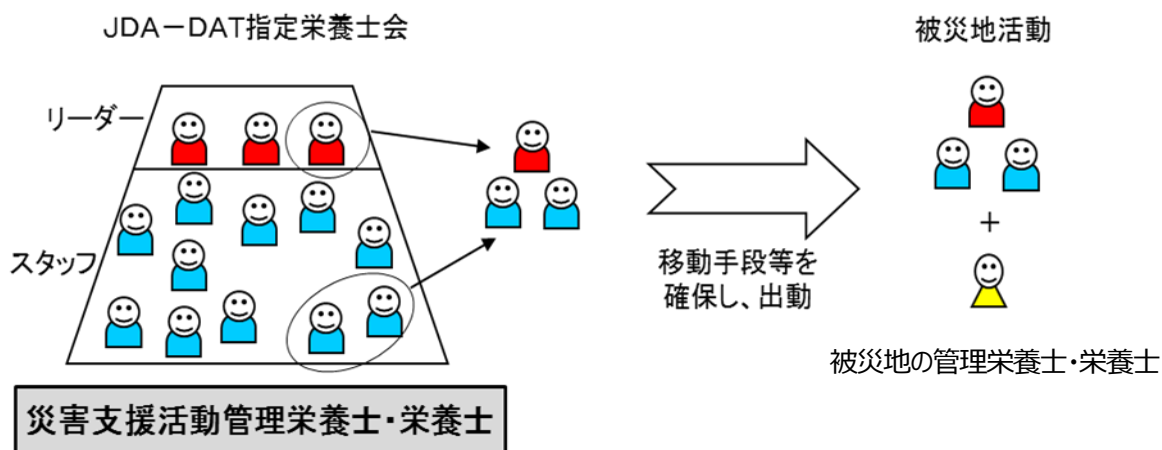
JDA-DATは、指定栄養士会で養成されたJDA-DATスタッフ (以下、「スタッフ」という。) と日本栄養士会で養成されたJDA-DATリーダー (以下、「リーダー」という。) で構成する。

JDA-DATは、リーダーとスタッフをもって編成することを基本とし、実際の活動時は、被災地の管理栄養士又は栄養士を含む計4名程度で編成する。

(JDA-DAT 運営要綱第5条、第6条より、H24.1.28)

JDA-DATリーダーおよびスタッフの養成は、それぞれ「日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT) リーダー育成研修要領」、「日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT) スタッフ研修要領」に基づき養成される。(P.30 II 各論「2 平常時の備え」参照)

##### <JDA-DATの構成及び編成>



##### <スタッフ及びリーダーの養成>

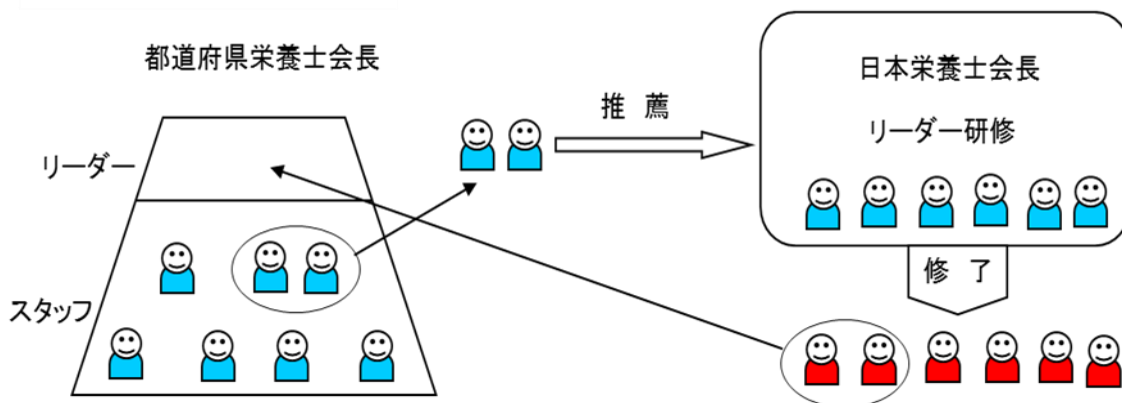


図7 JDA-DATの構成及び編成 スタッフ及びリーダーの養成

Q JDA-DAT への活動に必要な装備として、ユニフォーム（ジャンパー）と I Dカード（JDA-DAT リーダー・スタッフ登録証）が必要かと思うが、スタッフの I Dカードはどのように発注したら良いですか。

A JDA-DAT として活動していただくには、ユニフォームと I Dカードが必須となります。当活動が、対外的にも共通性をもったものとして、また、お互いに分かりやすくするためにも必要です。スタッフの I Dカード（様式第 5 号、下記参照）は、リーダーの I Dカードと形、体裁は同様ですが、色は白色（ホワイト）となります。日本栄養士会にて実費注文を承りますので、スタッフ登録者名簿と、写真（データもしくは証明写真）を本会宛にお送りください。I Dカードの発行までには 1 カ月弱かかりますので、スタッフ研修の開催とあわせて調整をお願いします。

(表)

様式第 5 号

(裏)

様式第 5 号

JDA-DAT スタッフ登録証 (日本栄養士会災害支援チーム) The Japan Dietetic Association Disaster Assistance Team registration card	
ふりがな	写真
氏名 (アルファベット)	
登録番号: S00000	
登録年月日 20**/**/**	
公益社団法人 日本栄養士会 〒106-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6階	

【注 意】	
活動するときは、この登録証を常に携帯しなければならない。	
緊急連絡先	
_____	
血液型	_____ 型
生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
所属都道府県栄養士会名	
公益社団法人 ●●●● 栄養士会	

Q 指定栄養士会単位のスタッフの呼び方は決まっていますか。

A JDA-DAT はリーダーとスタッフで構成するチームとなりますので、都道府県栄養士会内では、『JDA-DAT ●●』や『●●●D-DAT』のように呼んでいただければと思います。

(例) 兵庫県栄養士会の場合 → JDA-DAT 兵庫、兵庫 D-DAT

## (5) 経 費

JDA-DAT 運営要綱第 17 条に準ずる。

なお、日本栄養士会では、JDA-DAT の活動にあたり、本会が派遣要請し、出勤した者に対する保険に加入する。加入する保険の対象は、活動しているメンバー（リーダーおよびスタッフ）で、活動に使用する私用車やパソコンなどが事故等で破損しても対象にはなりません。

## II 各論

### 1 災害時の活動

災害の規模が大きければ、より多くの被災者が長期にわたる避難生活を送ることになる。避難所生活での生活環境の悪化は避けることのできない事態であり、食事においても同様である。災害時の栄養・食生活支援活動は、特殊栄養食品ステーションの設置運営による栄養補給食品の手配や分配、避難所等での栄養相談、健康・食生活調査、炊き出し支援など多岐にわたる。

大規模災害が発生した時、被災地域の都道府県栄養士会長及び事務局職員、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）に登録している JDA-DAT リーダー及びスタッフ等は、被災自治体と連携し、「日本栄養士会災害時の栄養・食生活支援ガイド」や「都道府県栄養士会危機管理マニュアル」等に基づき、支援体制及び受援体制を整えることとなるが、発災時の混乱している中で活動することは難しいことが予想され、限られた人数で栄養・食生活支援のニーズに対応することが求められる。

そこで、限られた人数や資源で効率的に緊急対応を行うことを目的に作成するのが「アクションカード」であり、カードを整備し、活用することで、災害時に求められる対応の確実な遂行につながる。

#### 【アクションカードとは】 カード本体は資料編参照

- ①緊急事態発生時の判断を導き、各自の行動を促すための指示書
- ②想定される実態を考慮し、アクションカードを整備することによって、災害時に求められる対応を確実に遂行することに役立つ。
- ③アクションカードは、各々の地域や都道府県栄養士会の実態に応じて改正し、いざという時に備えることや、災害時の栄養・食生活支援活動のために協働する関係者等との認識の共通や連携のツールとしても有効である。

### アクションカード

アクションカードとは（要約）  
災害が起きたときにどのように行動していくかを平時から考えて備え、行動を訓練することで緊急事態発生時に特別な指示がなくても、カードを見ながら思い起こしながら活動できるものです。

<http://eiyou-niigata.jp/file/saigai/9858ec20.pdf>



アクションカードは全体でNo1～20

役割に寄与されたカード  
No1～14



支援活動ごとの動きが  
中心のカード  
No15～20



## (1) フェーズに応じた栄養・食生活支援活動

想定される健康・栄養課題については、フェーズの各段階で異なる。災害時に優先されるのは水分とエネルギーの確保であり、初動対策期・緊急対策期は栄養不足・欠乏症対策を優先して行う必要がある。応急対策期以降はエネルギー過剰の問題や慢性疾患の管理が必要となる。

なお、必要な栄養・食生活支援については、災害の種類（地震、水害等）や地域性、規模に応じて異なるため、必要な支援方法を事前に想定し対応を考えておく。

フェーズ	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
	初動対策期	緊急対策期	応急対策期	復旧対策期	復興対策期
	24時間以内	72時間以内	4日目から1~2週間	概1~2週間から1~2ヶ月	概ね2ヶ月以降
状況	ライフライン寸断	ライフライン寸断	ライフライン徐々に復旧	ライフライン概ね復旧	仮設住宅
想定される栄養課題	食料確保 飲料水確保  要食配慮者の食品不足 (乳児用ミルク、アレルギー食、嚥下困難者、食事制限等)	支援物資到着(物資過不足、分配の混乱)  水分摂取を控えるため脱水、エコノミー症候群	栄養不足 避難所栄養過多 栄養バランス悪化  便秘、慢性疲労、体調不良者増加 エコノミー症候群  食生活上の個別対応が必要な人の把握	食事の簡便化 栄養バランス悪化 栄養過多  慢性疾患悪化  活動量不足による肥満	自立支援 食事の簡便化 栄養バランス悪化 栄養過多  慢性疾患悪化  活動量不足による肥満
栄養補給	高エネルギー食		たんぱく質、ビタミン、ミネラル不足への対応		
食事提供	主食(おにぎり・パン等) 水分	炊き出し	弁当		
支援活動		避難所アセスメント、巡回栄養相談			健康教育、相談

図8 フェーズに応じた栄養・食生活支援活動

## (2) 組織運営体制の整備（災害対策本部設置、人員配置、役割分担）

被災自治体における保健医療調整本部会議は、朝夕に開催されることが多く、本庁行政栄養士と連携し、出来るだけ出席できるように調整する。

被害状況に応じた人員の配置の検討、重点支援内容の決定、避難所の弁当提供状況などを把握し、栄養補助食品等を導入する必要性があるかなど検討する。

ライフラインや被害情報の収集は、被災自治体災害対応総合情報ネットワークシステム等を活用し、都道府県及び市町村の災害対策本部の情報等をもとに把握する。



避難所情報や医療機関（一部）の被害状況の収集については、被災自治体と連携し、EMIS（広域災害・救急医療情報システム）（EMIS:Emergency Medical Information System）から把握する方法もある。併せて、被災地で活動する災害医療チームの診療活動については、災害診療記録及び災害診療概況報告システム J-SPEED（災害医療チームの標準診療日報）などのシステムも運用されている。

【情報収集項目】

- 被害状況（被災者数、施設被害、交通・物流状況）
- ライフラインの損壊・復旧状況（ガス、電気、水道、電話、インターネット）
- 避難所情報（開設状況、避難者数、要配慮者数）
- 市町村担当者の状況（栄養士、保健師の出勤状況）
- 関係機関・団体の状況（栄養士会、食生活改善推進員等）
- 給食施設の被害状況

発災時の後方支援として、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が提供する「EMISを用いた被災地の栄養不良リアルタイム分析結果」も活用し、栄養不良となっている避難所の特定や要配慮者の所在を確認し、関係各所に情報提供することで、迅速な栄養・食生活支援につなげる。

EMIS広域災害救急医療情報システム (Emergency Medical Information System)



実際のEMIS分析結果

EMIS広域災害救急医療情報システム (Emergency Medical Information System)



被災地の外

スピーディに  
水・食料不足を把握

行政・派遣チームに報告。即支援！

- 7/15(Ed) pm11:00 現在
- 【C県】 避難所数 334か所
- ・食事ができない避難所 2か所
- 【〇〇圏域】 〇〇公民館
- 〇〇コミュニケーションセンター
- ・食事が不足している避難所 5か所
- 【〇〇圏域】 〇〇地域センター
- 【〇〇圏域】 〇〇市総合福祉センター
- 〇〇集会所。。。。
- ・飲料水がない避難所 5か所
- 【〇〇圏域】 〇〇コミュニケーションセンター
- 【〇〇圏域】 〇〇市民交流センター
- 〇〇生涯学習センター。。。。
- ・飲料水が不足している避難所 1か所
- 【〇〇圏域】 〇〇公民館
- ・要介護認定者がいる避難所 2か所 (7名)
- 【〇〇圏域】 〇〇集会所 (2名)
- 【〇〇圏域】 〇〇市総合福祉センター (5名)
- ・乳児がいる避難所 6か所 (8名)
- 【〇〇圏域】 〇〇町福祉センター (1名)、〇〇町民センター (1名)
- 〇〇町民体育館 (1名)。。。。
- ・アレルギー患者がいる避難所 1か所
- 【〇〇圏域】 〇〇市立〇〇小学校 (8名)

【国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 笠岡(坪山) 宣代 氏 作成資料より一部抜粋】

〔アクションカード〕

No	カードタイトル	使用場面	アクションカードに記載されていること	掲載ページ
1	【発災】 被災県栄養士会会長用	発災時に県栄養士会会長が動く時 (初動体制) ※災害規模、被災自治体の意向により、右記①～⑧の調整に数日～1週間程度要することもある。	①会長の安全確保 ②会員の安否確認 ③被災県庁栄養士へ状況確認 ④日栄へ現状報告 ⑤県庁栄養士と調整のもと、県庁内保健医療調整本部等にて情報把握(栄養支援コース、要配慮者等) ⑥県庁災害対策本部設置必要性の協議 ⑦県庁災害対策本部、特殊栄養食品ステーション設置場所決定 ⑧⑦の設置報告(県庁、日栄、県栄養士)、今後の対応調整	37 ～ 38
2	県庁災害対策本部等 チェックリスト	県庁災害対策本部を設置する時	①必要物品(初動BOX準備のススメ) ②災害時用の資料一式(日栄HP参照) ③掲示物準備(日栄HP参照) ④JDA-DAT緊急車両ステッカー準備	39
3	組織運営体制	県庁災害対策本部の組織運営体制を考える時	①組織図の作成、人員配置と役割分担(指揮系統図) ②県内JDA-DATリーダー・スタッフの確保	40
4	本部長(県庁災害対策本部開設準備)	人員配置、役割分担を検討する時	①役割ごとの人員配置と主な内容(副本部長、加川・記録、情報・連絡・コース把握、ロジスティクス、人員派遣調整、特殊栄養食品ステーション、現地統括)	41
5	本部長	本部長として活動する時  ※行動確認記録欄あり	①県保健医療調整本部会議での支援報告(必要時) ②県庁栄養士との定期的な連携 ③県庁災害対策本部の組織運営体制の整備 ④JDA-DATの支援活動の方針及び支援体制の検討 ⑤JDA-DATの派遣要請(県庁→日栄)の必要性の検討 ⑥特殊栄養食品ステーションのサイト設置の必要性の検討 ⑦JDA-DATリーダーに活動拠点での運営指示(⑧県庁栄養士、日栄と活動終了の検討/撤収)	42 ～ 43
6	副本部長	副本部長として活動する時	本部長を補佐し、各役割への指示出し	44
7	加川リーダー・記録係	災害情報を時系列に沿って、書き出し、共有、整理する時。 ※関係者との情報共有ツールになる。	①指揮系統図と役割、活動人員、活動内容 ②主要連絡先 ③加川リーダー(経時活動記録) ④問題・解決リスト ⑤活動方針 ⑥医療施設や福祉施設、避難所一覧表 ⑦被災状況・現場状況(地図等)	45
8	情報・連絡・コース把握係	連絡機器等により、必要に応じて情報収集、連絡報告をする時。	■情報収集・報告先→日栄災害対策本部、被災自治体(本庁栄養士主管課栄養士、保健医療調整本部、避難所等活動拠点、その他拠点) ①情報収集、コース把握(情報伝達、要点記録必須) ②報告(報告手順)	46

11	ロジスティクス・搬送・車両	支援活動時の資材の確保、JDA-DAT号の手配をする時	①支援活動に必要な物品の確保、搬送 ②JDA-DAT号の手配、車両受け渡し ③関係機関との連絡調整	50
----	---------------	-----------------------------	---	----

### (3) 人員派遣調整

被災地自治体と被災地栄養士会が「災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定」を締結している場合は、原則として、協定に基づく要請（人員、支援活動内容等）を踏まえて活動する。

被災自治体からの支援要請人数の確保に向け、被災地栄養士会内の JDA-DAT リーダー、スタッフ及び会員に対して、支援活動可能調査（氏名、支援可能日、運転可否、自家用車使用可否）を実施する（表 1）。また、被災自治体からの要請のみならず、被災地で活動している JMAT など保健医療関係チームなどから寄せられる支援要望活動についても把握する。

これら支援要望内容と、JDA-DAT リーダー、スタッフ等の活動可能期間などをマッチングし、支援活動チームを編成する。自栄養士会内で支援者が不足する場合は、近隣都道府県栄養士会及び日本栄養士会に人員派遣依頼する。確保できた人員数や活動期間については、被災自治体に適宜連絡する。

No	カードタイトル	使用場面	アクションカードに記載されていること	掲載ページ
10	人員派遣調整	人員確保、現地への派遣調整をする時	①人員確保 ②効果的な支援活動調整（適材適所）	49

また、災害時における迅速な人員派遣調整を目的にシステム開発された「DiMS（Dietitan Matching System）：ディムス<sup>(※)</sup>」についても、発災時の有効活用を図っていく。

#### (※) DiMS (Dietitan Matching System)とは

自治体からの要請内容を登録、会員へ通知の上、支援（応援）日をシステム上で調整・確定させるもの。さらに、活動報告の記録機能を搭載し、統計データとして管理、即時共有可能。使用者の利便性を考慮し、アクセスはパソコンでもスマートフォンでも可能とし、操作はシンプルで簡易となるよう調整。

- 支援依頼や支援の対応計画までシステムで一本化
- データ管理による正確性とリアルタイム性



(4) 出勤 (被災地出発準備、支援者としての心構え)

No	カードタイトル	使用場面	アクションカードに記載されていること	掲載ページ
15	被災地出発準備	被災地派遣が決まった時 ※自己完結がルール	①支援に行く人の心構え ②職場調整、ボランティア保険確認 ③必要物品準備	56 ~ 58

① 出勤体制準備

**【チームの編成】**

- JDA-DAT 指定栄養士会に、全体を取りまとめる責任者を置き、所属栄養士会長の指揮のもとチーム編成および出勤の指揮をとる。
- JDA-DAT 指定栄養士会の組織や地域性を考慮して、JDA-DAT 組織をメンバーが編成しやすいグループ化にするなど、短時間にチームの編成が行えるようにする。
- JDA-DAT の待機要請が出た場合に、各メンバーの出勤の可否および自家用車提供の可否を速やかに把握できる体制を整える。
- JDA-DAT 責任者は、派遣チーム一覧表を作成し、派遣数および派遣順を決める。

表1 メンバーの出勤状況把握のための様式例

グループ〔 〕

登録番号	氏名	携帯番号	出勤状況		チーム編成		
			出勤	車提供	チーム No.	出勤日	区分
			可・否	可・否			リーダー
			可・否	可・否			加川・記録係
			可・否	可・否			特殊栄養食品(アーン)
			可・否	可・否			運転

★アクションカード 15「被災地出発準備」

〇〇栄養士会 (フェース3)

**15-1 被災地出発準備 (支援に行く人の心構え)**

- 自分の健康は自分で管理する
  - 支援活動の妨げになるようなケガ・病気はない
  - 食中毒などが必要な知識はない
  - 服薬中ではない。私には服薬中が活動期間が伸びても薬は入手できる
  - 身体的疲労に耐えることが出来る
  - 精神的疲労を解消するためのケアが出来る
  - 活動することによって、自身が傷つく可能性があることも理解しておく
- 自分の生活は自分で責任もつ(自己完結させる事)
  - 支援先での安全な食生活の確保(必要に応じて避難の準備)
  - 自前用の食料と飲料水の準備(出来れば活動期間中に必要分)
  - 災害時の準備(避難所など)
- その他
  - 支援活動に際して、家族の理解を得る
  - 職場に日本からの出勤依頼の権限及び許可取得
  - 支援活動時の服装の準備(ボランティア体験、有給証等 職場に確認して提出)
  - 自身の業務調整を行う
  - 支援先では派遣期間内やれる範囲で行動する
  - 自分から出勤/受動をかける
  - 頑張らすぎない!
  - 食事・休憩・睡眠は必ず取る!
- 支援チームとして
  - 先を確保があるなら、後方などを確認する
  - 被災地地政栄養士と連絡を取り、活動状況などの情報を得る
  - ボランティア保険加入及び保証内容の確認する(必要なら追加を行う)

参考資料

被災地入り前

日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル Ver.2  
活動マニュアル(災害時)編 | jstnnavi.or.jp

公認対人 〇〇県民ボランティアセンター  
[活動マニュアル]災害時のボランティアの心構え | jstnnavi.or.jp

日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル Ver.2  
活動マニュアル(災害時)編 | jstnnavi.or.jp

災害支援: 日本栄養士会ホームページ | jstnnavi.or.jp

公認対人 〇〇県民ボランティアセンター

〇〇栄養士会 (フェース3)

**15-1 被災地出発準備 (支援に行く人の心構え)**

- 個人として
  - 安全確保
    - 自分の安全確保を怠らない
    - 自分から意思でわかりやすい言葉を伝えしっかりと相手に話しかける
    - 相手が話してくるのを待つのではなく、こちらから話しかける
    - 積極に心がける
    - 話す時は略語や専門用語は使用せず、解りやすい言葉(用語)を選んで話す
    - 一方的に話さず、会話の主導権をゆくりと握やかに話す
  - その他
    - 食事・休憩・睡眠は必ず取る!
    - 無理をしない!
    - 自分の出来ることを、出来る範囲で行う
- 被災地入り後
  - 被災地の状況を知る
    - 被災地の現状を把握する
    - 現地未だに必要な活動内容や役割を確認する
    - 現場での指揮命令系統を確認する
  - 協同性を持って活動する
    - 現場管理のスタッフや他の支援者、援助機関の組織との連携を取る
    - 現場での指揮命令系統を厳守する
    - やる気は必要だが、出来る事、出来ない事、してはいけない事の判断をする
  - 意思の疎通・尊重
    - 支援対象者の様子をよく見て、相手の気持ちを大切に行動する
    - 相手を尊重する気持ちを持って、意思の疎通を図るよう心がける
    - こちらがしたい事が、被災者にとって必要であるとは限らない事を理解する
    - 活動は押しついでなく、相手の意思を尊重して必要な事だけを行う
    - 拒否される可能性がある事も理解しておく
    - 安全を確保する
    - チームスタッフ、現場及び現場スタッフ、支援対象者の安全確保を行う

参考資料

被災地入り後

日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル Ver.2  
活動マニュアル(災害時)編 | jstnnavi.or.jp

公認対人 〇〇県民ボランティアセンター  
[活動マニュアル]災害時のボランティアの心構え | jstnnavi.or.jp

日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル Ver.2  
活動マニュアル(災害時)編 | jstnnavi.or.jp

災害支援: 日本栄養士会ホームページ | jstnnavi.or.jp

公認対人 〇〇県民ボランティアセンター

〇〇栄養士会 (フェース3)

**15-2 被災地出発準備 (必要物品準備例)**

<ul style="list-style-type: none"> <li>JDA-DAT緊急時車庫スタッカー</li> <li>特殊栄養食品</li> <li>活動報告書 (USE/FE/印本)</li> <li>JDA-DAT管理紙 (名札)</li> <li>スタッフジャンパー</li> <li>JDA-DAT活動記録簿</li> <li>運転免許証または健康保険証 (コピー)</li> <li>運動性指式手消毒剤</li> <li>ウェットティッシュ (アルコール入り推奨)</li> <li>マスク</li> <li>防災用品 (リュック、ヘルメットなど)</li> <li>防災靴 (防水靴)</li> <li>防寒着 (取っ手付き)</li> <li>手袋</li> <li>ホイッスル</li> <li>カバン(バック)や折りたたみ傘などの備具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筆記用品</li> <li>フェイル</li> <li>バンダー (A4サイズ、ペルホルダー付)</li> <li>ノート用紙</li> <li>指用テープ (足はくは破綻)</li> <li>懐中電灯、乾電池</li> <li>携帯電話、充電器、ラジオ、時計など</li> <li>携帯用食品、洗面用具、タオル</li> <li>着替え</li> <li>常備薬、虫刺しスプレー</li> <li>飲料水、携帯食料</li> <li>ビニール袋 (ごみ袋など数種の大きさ)</li> <li>筆記用品</li> <li>現場地図</li> <li>現金</li> </ul>
--	---

参考資料

被災地入り後

日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル Ver.2  
活動マニュアル(災害時)編 | jstnnavi.or.jp

公認対人 〇〇県民ボランティアセンター  
[活動マニュアル]災害時のボランティアの心構え | jstnnavi.or.jp

日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル Ver.2  
活動マニュアル(災害時)編 | jstnnavi.or.jp

災害支援: 日本栄養士会ホームページ | jstnnavi.or.jp

公認対人 〇〇県民ボランティアセンター

JDA-DAT 責任者は、所属栄養士会長から出動指示があった時は、速やかに次の事項にとりかかる。

- 1 派遣チームリーダーに出動の連絡を行う。
- 2 活動に使用する車の「災害支援車」の許可を取り、派遣チームに渡す。
- 3 日本栄養士会に派遣する旨を連絡し、支援先都道府県栄養士会等の連絡先を確認する。
- 4 派遣者の名簿を日本栄養士会に報告する。

#### ◆支援活動の留意点

〔健康管理〕○自分自身の健康管理に注意し、自分の身は自分で守るよう心がける。

〔秘密保持〕○被災者のプライバシーの保護及び秘密の保持に配慮する。研究目的の調査は行わない。

〔情報共有〕○支援活動等の状況共有を目的に行われるミーティングには必ず参加する。

- 栄養・食生活支援活動の結果や栄養に関する問題がある被災者の状況等は、栄養・食生活支援活動記録に必ず記入し、現地で担当する保健所管理栄養士等に提出し、情報をつなげる。

〔その他〕○避難所等への往復にあたっては、自主的な活動を心がける。

- 避難所支援をする場合、各避難所のリーダー（責任者）に必ず挨拶をし、支援目的を明確に伝えて、まずは代表者等に食生活状況を聞く、また、最後にリーダーに支援した内容を簡単に説明し、必要に応じて「連絡メモ」等を提示する。

#### ◆支援活動の実際

○被災者に負担をかけないよう、共感的に、状況をよく見て思いやりのある態度で対応する。

○最初の挨拶は重要であるので、自己紹介をして役割を述べる。

○説明は分かりやすく十分に、ゆっくり話す。

○心の傷を深め、不安感を増すような言葉は使用しない（お気持ちは分かります、きっとこれが最善だったのです、彼は楽になったんですよ、これが彼女の寿命だったのでしょうか、頑張っただけを乗り越えないといけません、できるだけことはやったのです等）。

○被災者及び支援活動をしている市町村職員やボランティアは、毎日の緊張の中で精一杯の行動を繰り返しているため、現場の状況を見て批判するような発言、命令するような発言は絶対しない。

○支援活動中は心身ともにストレスがかかるというリスクが生じるため、十分なセルフケアが必要だが、一人だけで対応しないよう、仲間に伝えるようにする。

## (5) 活動拠点・現地統括、関係者との連携体制構築

まず初めに県栄災害対策本部と調整しながら、人員派遣調整で確保できたスタッフについて情報収集する。スタッフの経験や職域、運転ができるかなどを把握し、活動内容に応じて、担当の配置や活動の日程を決定する。活動拠点到スタッフが到着したら、まず県栄災害対策本部に報告する。

その後、被災地の行政栄養士へ到着を報告し、現地の栄養・食生活関連の課題と、課題解決のための対応策について協議し、活動内容を決定する。

また、被災地には管理栄養士・栄養士の同職種だけではなく、医師や保健師など他職種のチームも支援活動を行っており、定期ミーティングなどを通して、協働して活動するうえでの課題を共有し、解決に向けての調整を行う。参加の必要があると思われるミーティングかどうか、被災地の行政栄養士と協議する。参加する場合は、ミーティング内容を議事録に記録するとともに、現地のスタッフや被災地行政の栄養士と情報を共有し、県栄災害対策本部への通達事項など、活動拠点の情報を共有する。そのうえで必要なスタッフや物資(たとえば教材リーフレットや、特殊栄養食品ステーション関連資料等)などを調達する。食料品は、消費期限の近いものがあれば、別の避難所への分配なども調整する。

No	カードタイトル	使用場面	アクションカードに記載されていること	掲載ページ
12	活動拠点・現地統括	活動拠点(被災地)での活動をマネジメントする時	①活動 JDA-DAT リーダーの把握、役割分担 ②現地行政栄養士との連携調整 ③定期ミーティング、支援状況の把握と県栄本部への報告	51 ~ 52

### 〔議事録記入例〕様式は資料編参照

議事録  
(通し番号: 1) 1枚目の議事録→1  
記入者: 日本一 勤務先: ○○県庁

会議名	合同M	日時	2000年○月○日 18:00~18:30	場所	活動拠点
出席者	議長: 行政職員 PCAT、D(栄養士)、D(本部花)				
報告者	場所	特記すべき報告内容			
日本一	B 避難所	栄養面で問題なし			
看護協会	D 地区	食料提供・明日の食料準備実施(納品、献立、作業工程表)			
PCAT	E 地域	被災面問題なし 在宅要介護者多数			
報告内容のうち、特記すべきと判断した内容を記載					
議題		決定事項			
個人情報の管理について		情報は紙ベースで良い、ネットでの流出厳禁。			
夏の安全対策		食中毒防止のため、冷蔵庫の購入を検討。			
話し合われた課題		議題と、その議題に対する決定事項を横並びに記載			
5/23より○○食品が委託調理を開始。 今後の被災者の方向性→いつまでも避難はできない⇒減らしつつ(方向で支援					
その他 活動報告、課題以外					

### 〔活動記録票記入例〕様式は資料編参照

活動記録票  
2000年○月○日(曜日)  
差支から 西暦で記入 日付  
天気: 晴れ  
活動拠点 ○○○地区  
所属栄養士会

リーダー: 天気・気温などわかる範囲で記入  
活動者 A (○○県庁) B (○○病院) C  
同行者・連携団体: 同じチームのメンバーは記入不要

時間	活動内容	活動場所	同行者・連携団体	使用した物
7:00	『番号(内容)』で記入 分類はマニュアルに記載	『番号(場所名)』で記入 分類はマニュアルに記載	持参したもの記入	
8:00	③(引継ぎ)	4(宿舍)	前任者	×
9:00	30分単位では表せない場合 時間欄に記入	4(○○○)	行政D、看護協会、PCAT	×
10:00	①(入所者の状況把握・人数確認)	1(○○)		ミーティング出席者も記入 (議事録に記載している場合も同様)
11:00	矢印は線上に記入			
12:00	④(食料提供、献立作成)	1(○○)		×
3:00	②(A)	1(○○)		×
4:00	⑤(栄養調査)	2(○○地区)		×
6:00	⑥(物資の配布)	2(○○地区)	現地職員	栄養補助飲料 (メーカーから提供) レシibo(持参)
7:00	⑦(実施献立、マニュアル作成)	4(○○○)		×
8:00	⑧(M)(T) 議事録がある場合は 通し番号を記入	4(○○○)	行政D、看護協会、PCAT	議事録(T)
19:00	①(マニュアル、報告書作成)	4(宿舍)		×
21:00				感想、まとめ、備考等を記入 地図の記入などスペースが足りない場合は裏面を利用

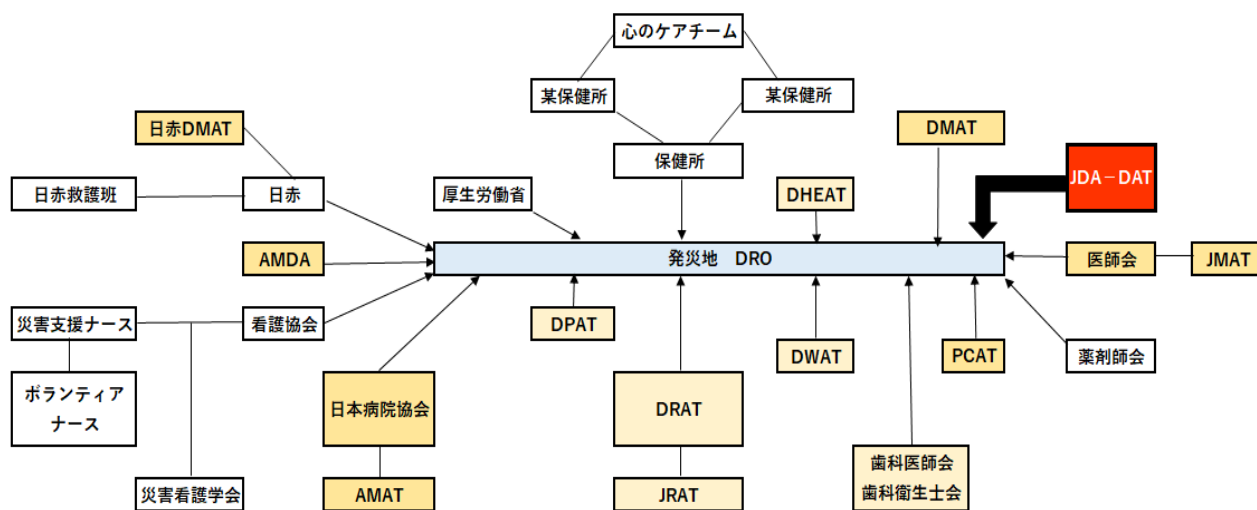
日栄への通達  
・消費期限の近い経路栄養剤が有り余るほどあるので、必要などこかに回してほしい。  
・現地で1週間(近い事務管理するスタッフが必要。

その他  
食料を提供し笑顔を見られたことにやりがいを感じ、食事の力を改めて実感した。

表2 災害支援の保健医療チーム（主な連携チーム）

災害支援の保健医療チーム		
略称	名称	チーム構成、活動内容
DHEAT(ディーヒート)	災害時健康危機管理支援チーム	構成：公衆衛生の医師と保健師、事務、薬剤師、管理栄養士など5名程度 内容：保健医療行政の指揮調整機能等の応援
DMAT(ディーマット)	災害派遣医療チーム	構成：医師、看護師、その他医療職及び事務 内容：災害地に対応しきれない救急患者に対する急性期(おおむね48時間以内)の医療支援
JMAT(ジェーマット)	日本医師会災害医療チーム	構成：医師、看護職員2名、事務など(ニーズに応じて追加あり) 内容：DMAT対応後の災害地医療機能の復帰支援
DPAT(ディーパット)	災害派遣精神医療チーム	構成：精神科医、看護師、事務調整員(ニーズに応じて精神保健福祉士など追加あり、先発隊の医師は精神保健指定医のみ) 内容：精神疾患患者への対応、PTSD等の精神疾患発症予防の支援
AMAT(エーマット)	全日本病院協会 災害時医療支援活動班	構成：医師、業務調整員他で3名以上で1チーム 内容：災害時要支援者にも配慮した医療救護活動(防ぎえる災害関連死を無くすのが主目的)
日本看護協会災害支援ナース		構成：登録看護師を災害規模に応じて派遣調整を行う 内容：被災した看護師の心身の負担軽減を図るとともに、被災者の健康レベルを維持するための支援
JRAT(ジェーラット) (JMAT先発隊→ DRAT)	日本災害リハビリテーション支援協会	構成：リハビリテーション医、理学、作業療法士、言語聴覚士、看護師、義肢装具士など 内容：災害のフェーズに合わせたリハビリの支援(災害に関連した身体機能、生活能力低下予防)
PCAT(ピーキャット)	日本プライマリケア学会災害支援プロジェクト	構成：医師、看護師、薬剤師、栄養士等の多職種の医療専門職及び保健福祉専門職 内容：保健、医療、介護等の多方面からの支援
DWAT(ディーワット)	災害派遣福祉チーム	構成：精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職 内容：発災時に要配慮者に対して福祉的視点及び環境に配慮した支援
AMDA(アマダ)	アジア医師連絡協議会 (国際医療の非政府組織NGO)	構成：アジア地域の医師ら医療関係者で組織される 内容：各国の保健医療活動、緊急救援支援や医療活動を行う
こころのケアチーム		構成：看護師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー、事務で構成 内容：地域保健師の活動支援
日本赤十字医療救護		構成：医師、看護師長、看護師、助産師、薬剤師等の医療従事者と事務(基本14名) 内容：被災地に対し、医療救護、救援物資の配分などの支援

発災地 災害回復組織図 (例)



## (6) 後方支援体制の整備

JDA-DAT の役割は現地に行かないとできない活動だけではありません。後方支援の JDA-DAT も必要です（アクションカード後方支援 13-1）。例えば、①提供食の食事評価、②特殊栄養食品の調達確保、③活動報告のまとめ、④様式・資料・掲示物の準備（アクションカード後方支援 13-2）のほか、人的派遣のコーディネート業務など、後方支援の業務は多岐に渡ります。

No	カードタイトル	使用場面	アクションカードに記載されていること	掲載ページ
13	(被災地外) 後方支援	被災地外での支援活動を進める時	①提供食の食事評価（栄養量の算出、過不足食品提案等） ②特殊栄養食品の調達確保（食品事業者との調整） ③活動報告のまとめ ④様式資料、掲示物の準備	53 ～ 54

活動内容		必要物品・参考資料
提供食の食事評価	提供食の把握（カード 16）で収集した情報等に基づき、提供食の食事評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所食事状況調査票（資料編 P.87～88）</li> <li>・避難所における食事提供の計画・評価のために当面目標とする栄養の参照量（厚生労働省通知）</li> <li>・日本人の食事摂取基準（最新版）</li> <li>・避難所ごとの食事評価についての一覧表</li> </ul>
特殊栄養食品の調達確保（食品事業者との調整）	要配慮者の支援（カード 18）で収集した情報等に基づき、特殊栄養食品の調達確保を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛助会員名簿</li> <li>・県内の避難所を示した地図 ・県内避難所の一覧</li> <li>・備蓄食品リスト ・特殊栄養ステーション一覧表（アクションカード 9 特殊栄養食品ステーション）</li> <li>・特別食アセスメントシート（資料編 P.91）</li> </ul>
活動報告のまとめ	クロノロジー（経時活動記録）・各チームから提出された様式（報告書）・県栄養士会事務局での電話やメール対応記録等から、活動報告をまとめる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>クロノロジー（経時活動記録）</b></li> <li>電話対応メモ ・DAT チーム等とのメール</li> <li>・避難所食事状況調査票 ・被災者健康相談票</li> <li>・避難所栄養指導計画・報告（要配慮者名簿）</li> <li>・特別食アセスメントシート（身体状況別聞き取り）</li> <li>・活動記録票 ・議事録用紙 等</li> </ul>
様式資料、掲示物準備	リーフレットや資料、その解説資料を印刷して用意する。	資料及び関連 URL は下記参照

### <配布用リーフレット解説資料（専門職向け）>

- 栄養・食生活リーフレットの解説資料（専門職向け）
- 衛生管理リーフレットの解説資料（専門職向け）
- 赤ちゃん、妊婦・授乳婦の方向けリーフレットの解説資料（専門職向け）
- ご高齢の方向けリーフレットの解説資料（専門職向け）
- 災害時における乳幼児の栄養支援の手引き

★必要に応じて日本栄養士会HPより印刷 <https://www.dietitian.or.jp/jdadat/>



## <配布用リーフレット>

- 栄養・食生活リーフレット「避難生活を少しでも元気に過ごすために」
  - 衛生管理リーフレット「避難生活を少しでも元気に過ごすために」
  - 赤ちゃん、妊婦・授乳婦の方向けリーフレット「避難生活を少しでも元気に過ごすために」
  - ご高齢の方向けリーフレット「避難生活を少しでも元気に過ごすために」
  - 災害時に乳幼児を守るための 栄養ハンドブック
  - パッククッキングレシピ集
- ★必要に応じて日本栄養士会 HP より印刷 <https://www.dietitian.or.jp/jdadat/>

## **避難生活向けリーフレット・解説資料**

- 栄養・食生活リーフレットの解説資料（専門職向け）  
栄養食生活リーフレット「避難生活を少しでも元気に過ごすために」（P110 参照）  
<https://www.dietitian.or.jp/data/manual/h23evacuation1a.pdf>
  - 衛生管理リーフレットの解説資料（専門職向け）  
衛生管理リーフレット「避難生活を少しでも元気に過ごすために」（P111 参照）  
<https://www.dietitian.or.jp/data/manual/h23evacuation2a.pdf>
  - 赤ちゃん、妊婦・授乳婦の方向けリーフレットの解説資料（専門職向け）  
赤ちゃん、妊婦・授乳婦の方向けリーフレット「避難生活を少しでも元気に過ごすために」（P112～113 参照）  
<https://www.dietitian.or.jp/data/manual/h23evacuation3a.pdf>
  - ご高齢の方向けリーフレットの解説資料（専門職向け）  
ご高齢の方向けリーフレット「避難生活を少しでも元気に過ごすために」（P114～115 参照）  
<https://www.dietitian.or.jp/data/manual/h23evacuation4a.pdf>
  - 災害時における乳幼児の栄養支援の手引き（赤ちゃん防災プロジェクト）  
[https://www.dietitian.or.jp/news/upload/images/guide\\_to\\_nutritional.pdf](https://www.dietitian.or.jp/news/upload/images/guide_to_nutritional.pdf)
  - 災害時に乳幼児を守るための栄養ハンドブック（P120 参照）  
[https://www.dietitian.or.jp/news/upload/images/handbook\\_to\\_nutritional.pdf](https://www.dietitian.or.jp/news/upload/images/handbook_to_nutritional.pdf)
  - パッククッキングレシピ集  
<https://www.dietitian.or.jp/caestation/pdf/EF56840-38F5-45D3-BB4A-F1F7DABD02C6.pdf>
- ★必要に応じて日本栄養士会 HP より印刷 <https://www.dietitian.or.jp/jdadat/>

- 大規模災害時の栄養・食事支援活動のためのアクションカード（例）令和2年3月 日本公衆衛生協会 より  
・炊き出し施設の衛生管理ポイント ・炊き出しチェック表 ・災害時の食事・水分摂取  
・運動をしましょう ・避難生活を少しでも元気に過ごすために  
<http://www.hc-kanri.jp/03/>
- 災害時のこどものアレルギー疾患 対応パンフレット：日本小児アレルギー学会  
[https://www.jspaci.jp/assets/documents/saigai\\_pamphlet.pdf](https://www.jspaci.jp/assets/documents/saigai_pamphlet.pdf)
- 糖尿病患者さんの災害への備え：日本糖尿病協会  
[https://www.nittokyo.or.jp/modules/patient/index.php?content\\_id=32](https://www.nittokyo.or.jp/modules/patient/index.php?content_id=32)
- アレルギーポータル（災害時の対応）：日本アレルギー学会/厚生労働省  
<https://allergyportal.jp/just-in-case/>

## (7) 避難所等での食事提供にかかる適切な栄養管理

(提供食の把握、食事調査の実施評価、提供食の支援：配給、弁当、炊き出し)

No	カードタイトル	使用場面	アクションカードに記載されていること	掲載ページ
16	提供食の把握	提供食の過不足を確認する時	○避難所等への提供食の状況の把握 ○避難所等への提供食の食事調査を実施し、エネルギー及び栄養量の評価	59 ～ 60
17	提供食の支援	提供食の過不足評価から、提供食の支援（備蓄・支援物資、炊き出し調整、弁当調整） 食品衛生への助言が必要な時	○適正なエネルギー及び栄養量確保に向けた調整 ○要配慮者に有用な食料の確保と提供 ○炊き出しで提供される食事の適正なエネルギー及び栄養量の確保、食品衛生に関する助言 ○要配慮者に対応した炊き出しの提供支援 ○避難所等で提供される弁当の適正なエネルギー及び栄養量確保、食品衛生に関する助言 ○要配慮者に対応した弁当の提供支援	61 ～ 62

被災者の適正なエネルギー及び栄養量確保のために、厚生労働省が示す参照栄養量基準をもとに提供されている食事内容の確認を行う。

また、エネルギー及び栄養量の評価から、不足する栄養素の補給が必要な場合は、被災自治体栄養士や、炊き出し支援チーム又は弁当業者に対し、改善に向けた助言を行う。

特に、食物アレルギーを持つ要配慮者への食事提供は、調理時の食材混入に十分注意し、提供時には使用食材に関する情報提供を行う。

なお、炊き出しなどの大量調理は、食事を担当する被災者の負担となるため、炊き出しや弁当の献立作成等を被災地外の後方支援チーム（大学、国立健康・栄養研究所など）が担い、被災自治体や業者に提供するという方法もある。

### 【避難所等での食事提供にかかる適切な栄養管理】

#### ① 備蓄食品、支援物資、弁当、炊き出しなど提供状況の把握

災害に際して、応急的に必要な救助のひとつに「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」がある（災害救助法第4条）。

避難所等での食事提供は、備蓄食品や支援物資による提供や炊き出しの提供、弁当の提供等、市町村によって対応が異なる。食品の給与に際し、政府のプッシュ型支援も行われるが、被災者のニーズにあった食料が手配されるよう、「避難所食事状況調査票」の結果を活用し、不足又は必要な食料について、被災自治体栄養士へ迅速に伝える。

食事を提供する形態も食事状況の改善に関わってくることから、発災時には弁当の提供を早め、加えて炊き出し、配給を柔軟に組み合わせて食事を提供することが重要と考えられる。

また、避難所では、とくに汁物などの温かい食事が求められる。避難所での生活が長期化していく上で食事に対する満足度は重要な問題であり、温かい食事を提供することは被災者への栄養面だけで

なく精神面でも重要な役割を示す。

限られた物資の中で、このような食事提供を行うには管理栄養士・栄養士の役割が重要である。

被災自治体栄養士と JDA-DAT が速やかに連携し、協働して活動することで、被災地における適切な栄養・食生活支援活動が可能となる。

〔避難所食事状況調査票（資料編 P.87～88）〕

調査日	西暦 年 月 日 ( )	記入者	あなたの所属 <input type="checkbox"/> 保健所、 <input type="checkbox"/> 市町村、 <input type="checkbox"/> 他自治体、 <input type="checkbox"/> 栄養士会、 <input type="checkbox"/> その他
避難所名		避難所区分	<input type="checkbox"/> 指定、 <input type="checkbox"/> その他
避難者数	避難者、計( )人 ？→ <input type="checkbox"/> 0～50人、 <input type="checkbox"/> 51～100人、 <input type="checkbox"/> 101～150人、 <input type="checkbox"/> 151～500人、 <input type="checkbox"/> 501人～ 在宅避難者等、食事だけ取りに来る人の数		
対応してくれた方	氏名	お立場	<input type="checkbox"/> 避難所責任者、 <input type="checkbox"/> 食事提供責任者、 <input type="checkbox"/> その他
食事提供回数	<input type="checkbox"/> 0回、 <input type="checkbox"/> 1回、 <input type="checkbox"/> 2回、 <input type="checkbox"/> 3回/日	飲料水	<input type="checkbox"/> なし、 <input type="checkbox"/> 不足(1人1日1.5L以下)、 <input type="checkbox"/> 十分
避難所にいる要配慮者に	<input type="checkbox"/> 乳児	人	<input type="checkbox"/> 乳児用ミルク、 <input type="checkbox"/> 離乳食、 <input type="checkbox"/> おむつ、 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー	人	<input type="checkbox"/> 7品目除去食、 <input type="checkbox"/> 7品目以外の除去食(原因食品)
	<input type="checkbox"/> 高血圧	人	<input type="checkbox"/> 減塩食、 <input type="checkbox"/> 降圧剤、 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 糖尿病	人	<input type="checkbox"/> エネルギー調整食、 <input type="checkbox"/> 内服薬、 <input type="checkbox"/> インスリン、 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 腎臓病	人	<input type="checkbox"/> 低たんぱく食、 <input type="checkbox"/> 低カルシウム食、 <input type="checkbox"/> 薬、 <input type="checkbox"/> その他
人数把握が難しい場合はのみでOK	<input type="checkbox"/> 摂食嚥下困難者	人	<input type="checkbox"/> とろみ調整食品、 <input type="checkbox"/> 嚥下調整食、 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 妊婦 授乳婦	人	
	<input type="checkbox"/> その他	人	
使えるライフライン	<input type="checkbox"/> 電気、 <input type="checkbox"/> ガス(湯を沸かす)、 <input type="checkbox"/> 車による人や物のアクセス	<input type="checkbox"/> 上水道、 <input type="checkbox"/> 下水道、 <input type="checkbox"/> プールの水	

区分	メニュー	量	食事提供方法(該当に)	その食事への以下の加味・調味料の関与(該当に)
朝			<input type="checkbox"/> 炊き出し、 <input type="checkbox"/> 弁当、 <input type="checkbox"/> 自衛隊、 <input type="checkbox"/> 栄養士、 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 自衛隊、 <input type="checkbox"/> 栄養士、 <input type="checkbox"/> その他
昼			<input type="checkbox"/> 炊き出し、 <input type="checkbox"/> 弁当、 <input type="checkbox"/> 自衛隊、 <input type="checkbox"/> 栄養士、 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 自衛隊、 <input type="checkbox"/> 栄養士、 <input type="checkbox"/> その他
夜			<input type="checkbox"/> 炊き出し、 <input type="checkbox"/> 弁当、 <input type="checkbox"/> 自衛隊、 <input type="checkbox"/> 栄養士、 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 自衛隊、 <input type="checkbox"/> 栄養士、 <input type="checkbox"/> その他

環境・衛生面	保冷設備(冷蔵庫) <sub>a</sub> 調理者の手洗い <sub>b</sub> 現状に 喫食者の手洗い <sub>c</sub> 現状に トイレ <sub>d</sub> 使用可能に 土足禁止エリア <sub>e</sub> に	<input type="checkbox"/> 有り、 <input type="checkbox"/> 有りだが使用不可、 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> アルコール消毒、 <input type="checkbox"/> 流水洗浄、 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> アルコール消毒、 <input type="checkbox"/> 流水洗浄、 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 元のトイレ、 <input type="checkbox"/> 仮設トイレ( )基、 <input type="checkbox"/> ポータブル( )基 <input type="checkbox"/> 調理スペース、 <input type="checkbox"/> 避難スペース、 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調理器具、 <input type="checkbox"/> 人手 <input type="checkbox"/> スベース、 <input type="checkbox"/> 食材 <input type="checkbox"/> 加熱(カセットコンロ・ガスボンベ等)、 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 電子レンジ、 <input type="checkbox"/> 電気ポット、 <input type="checkbox"/> その他
被災者の身体・口腔状況	身体・口腔状況に問題がある <sub>a</sub> 該当者に	<input type="checkbox"/> いる(下のリストへ)、 <input type="checkbox"/> いない、 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 風邪、熱など体調不良、 <input type="checkbox"/> エコノミークラス症候群/ハイリスク者 <input type="checkbox"/> 下痢、便秘、嘔吐など、 <input type="checkbox"/> 皮膚症状(アトピー性皮膚炎等) <input type="checkbox"/> 感染症(インフルエンザ/ノロウイルス・破傷風など)、 <input type="checkbox"/> 口内炎 <input type="checkbox"/> ぜんそく、 <input type="checkbox"/> 不眠 <input type="checkbox"/> 食欲不振、 <input type="checkbox"/> その他 その他身体・口腔状況(自由記述)
気が付いたこと	利用可能な人材(助産師、調理員、手話通訳者など) その他(宗教上のタブーがある人やその他問題点など)	
その他の支援物資	不足しているもの <sub>a</sub> 余っているもの <sub>b</sub>	

【チェックボックス(□)の下付き文字】  
アルファベットの小文字⇒複数回答可の選択肢、数字⇒択一式の選択肢

◆被災地における食事の特徴

エネルギー源であるおにぎりやパン、カップ麺などが中心となりがちであり、肉、魚、乳製品及び野菜の提供量が不足する傾向がある。

実際に、このような炭水化物中心の食事は、便秘や下痢、口内炎、貧血などの不調を持つ人の割合を高め、被災者の健康状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

特に、避難所生活が長期化するとエネルギーのみならず、微量栄養素も含めて栄養バランスのとれた食事を提供することが、被災地における健康被害を防ぐために重要である。

### ◆食事提供の形態別の特徴

食事形態	食事の特徴	栄養量の過不足
配給	おにぎり、菓子パンがメイン	発災直後のエネルギー充足に効果的
弁当	調理後長時間経過して提供されることが想定され、食中毒予防などの衛生管理の観点から、野菜料理を取り入れることが難しい。魚介類は多く提供されていることが多い。	発生後の早い段階での弁当提供はエネルギー・たんぱく質の提供量が多い。一方、ビタミン B <sub>1</sub> 、ビタミン C 等の微量栄養素の提供量は少なく、弁当の提供のみでは栄養素提供量に不足が見られる。
炊き出し	野菜が中心となる副菜の提供回数が多くなり、いも類・肉類・野菜類の提供量が多い。魚介類は少ない。	ビタミン B <sub>1</sub> 、ビタミン C の提供量が多い。

(原田、笠岡(坪山)ら、日本公衆衛生雑誌 2017、東日本大震災の避難所における食事提供体制と食事内容に関する研究)  
 (三原、笠岡(坪山)ら、日本公衆衛生雑誌 2019、東日本大震災における弁当及び炊き出しの提供とエネルギー・栄養素提供量の関連)

### ◆適正なエネルギー及び栄養量が確保された食事提供に向けた支援内容

被災自治体栄養士と JDA-DAT が連携、協働することにより、被災地における適切な栄養・食生活支援活動が可能となる。

食事形態	支援内容
配給 (おにぎり、パンなど)	<input type="checkbox"/> 避難者への提供体制の確保 <input type="checkbox"/> 適正なエネルギー及び栄養量確保のための食料確保・提供 (現物備蓄、流通備蓄) <input type="checkbox"/> 要配慮者のエネルギー及び栄養量確保に有用な食料確保・提供、活用方法の情報提供 (流通備蓄・支援物資)
弁当	<input type="checkbox"/> 弁当の手配 <input type="checkbox"/> 適正なエネルギー及び栄養量の基準提供 <input type="checkbox"/> 献立作成、献立提供 <input type="checkbox"/> 要配慮者 (食物アレルギー等) の情報提供 <input type="checkbox"/> 避難所の食事提供状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 提供食の食事調査・評価 <input type="checkbox"/> 適温に配慮した食事提供 <input type="checkbox"/> バリエティに富んだ食事提供
炊き出し	<input type="checkbox"/> 調理場所の確保 <input type="checkbox"/> 炊き出しルールの確認 <input type="checkbox"/> 団体又は自衛隊等への炊き出し依頼 <input type="checkbox"/> 避難所の食事提供状況の情報提供 <input type="checkbox"/> 献立作成、献立提供 <input type="checkbox"/> 提供食の食事調査・評価 <input type="checkbox"/> 要配慮者 (食物アレルギー等) の情報提供

### ②避難所格差の是正

避難所格差を是正するためには、①電気・ガス・水道を復旧させ調理可能な環境を整備すること、②避難所規模を大きくしすぎないこと、③食事を提供する体制 (回数・量・質) を整えることが重要である。

また、大規模災害では、多くの住民が避難所だけでなく、自宅や車中泊、野外等、様々な場所へ避難する状況が見られることから、避難者の所在と支援ニーズの全体像を迅速に把握する必要がある。

さらに、地域の量販店等の復旧状況を踏まえ、被災者に対し、必要に応じて、適切なエネルギー及び栄養量確保のために補充したい食品の購入等について助言を行う。

## (8) 要配慮者への支援

No	カードタイトル	使用場面	アクションカードに記載されていること	掲載ページ
9	特殊栄養食品ステーション	特殊栄養食品ステーションを設置する時。 ※ 予め県単単位で特殊栄養食品確保一覧必要	①特殊栄養食品ステーションの設置 (設置場所、優先物資確保・運搬、ライト設置) ②特殊栄養食品ステーションの運営 (物資出納、提供記録、栄養相談、設置期間) ③特殊栄養食品ステーションの活動終了 (確保・運搬終了、引継)	47 ～ 48
18	要配慮者の支援	要配慮者への食事支援が必要な時	○避難所で普通の食事を食べられない要配慮者の把握 ○要配慮者に提供可能な食料を確保し、提供 (特殊栄養食品ステーションと調整) ○各避難所で提供する食事のアレルギー表示 ○要配慮者への栄養相談の実施	63 ～ 83

避難所で提供する食事の摂取が困難な要配慮者のために、被災自治体と連携し、「特殊栄養食品ステーション」を設置し、特殊栄養食品等の食料を調達する。

さらに、避難者の仮設住宅への移行に向け、食事や物資の提供から、自己調達へと促すために、食環境の整備と併せて食の自立を支援する。

### ① 要配慮者の情報把握

各避難所の要配慮者について、被災地行政栄養士や保健師等と連携し、市町村担当課や避難所から情報を把握する。避難所以外の車中や自宅等で避難している住民についても、可能な限り把握する。

#### 【要配慮者を把握するための項目】

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食物アレルギー疾患患者                 | <input type="checkbox"/> 乳幼児、妊産婦      |
| <input type="checkbox"/> 食事制限がある慢性疾患患者（糖尿病、高血圧、腎疾患等） |                                       |
| <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下困難者（高齢者、障がい者含む）        | <input type="checkbox"/> 経管栄養（胃ろう、鼻腔） |
| <input type="checkbox"/> 宗教等の理由で食べられない食品がある者         | <input type="checkbox"/> 日本が通じない者 など  |

### ② 提供食の喫食状況把握と必要な食品確保・提供

要配慮者に適した食事が提供できているのか、被災地行政栄養士と連携し、避難所から情報を把握する。備蓄食品や支援物資の中から、要配慮者に適した食品がないか確認し、不足する場合は、「特殊栄養食品ステーション」を設置し、企業など物資提供協定先へ迅速に物資を要請する。

特に、アレルギー疾患患者に対しては、本人又は家族が提供食にアレルギー食品が含まれているのか確認選択できるよう、献立や使用されている原材料の情報提供方法について、避難所運営責任者とも相談し、提供方法を確認する。

炊き出し又は弁当等の提供においても、調理を担当する業者や団体に対し、調理段階での原因食品の混入や加工食品の原因食品の確認、配膳ミスを防ぐ方法について指示する。

### ③ 要配慮者への栄養・食生活支援

食物アレルギー疾患患者が、アレルギー原因食品が除去された食事を摂取することで、栄養量が不足する可能性がある場合は代替食品の摂取について助言する。また、疾患により食事制限がある避難者に対しては、医師の指示のもと避難生活での食事のとり方について助言し、個別支援結果を被災者健康相談票（初回、経過用紙）、特別食アセスメントシートに記録する。医師や保健師等と連携することにより、食欲、睡眠、疲労、排便など生活状況や、必要な食事療法が実施されているかを確認する。疾患をもつ被災者が自己の身体と疾病に応じた食事療法を継続できるよう、本人の疾病改善意欲を高め、自立できるよう助言する。

### ④ 要配慮者の食事調査と栄養量評価

避難生活の長期化が予測される場合は、栄養バランスのとれた食事の提供が必要となるため、提供されている食事内容の確認を行い、エネルギー及び栄養量の評価をもとに、不足する栄養素の補給が必要である

## (9) 被災者の支援（栄養相談、健康教育、復旧・復興時の活動含む）

No	カードタイトル	使用場面	アクションカードに記載されていること	掲載ページ
19	被災者の支援 (栄養相談、健康教育等)	栄養相談、健康教育が必要な時	○避難所等で提供する食事の評価結果をもとに、喫食状況や体調等をふまえた栄養相談 ○量販店等の復旧にあわせて、自助による不足しがちな栄養素の補給方法等の助言	84 ～ 85

仮設住宅での生活が始まると、蓄積された避難生活の疲れ、買い物や調理等食環境の変化への戸惑い等で、被災前と同じ食生活ができない場合が想定される。

栄養面の課題としては、簡単な食事で済ませがちなため、野菜不足、たんぱく質不足が見られる一方で、出来合いの惣菜、レトルト食品、カップラーメン等の利用による脂質過多、塩分過多等の問題も見られる。仮設住宅では、調理環境の制約（台所が狭い、コンロが少ない等）があり、1つの鍋やフライパンでできる簡単なバランス食の紹介、惣菜やレトルト食品等を利用する際のアドバイス、近隣スーパーや移動販売等と連携した食環境整備等が重要である。

また、被災前のコミュニティ単位がくずれ、孤立する被災者も出てくるので、心のケア事業などに「食」をテーマにした集いや簡単な体操等を組み合わせた健康教育、地域団体等と連携した食事会など、食育の視点も踏まえた取組を定期的に行うことも重要である。

さらに、避難所等で栄養相談を実施した対象者を中心に、訪問栄養指導計画を保健師等と連携して作成し、調理環境や食料入手ルートの変化等を考慮した訪問栄養指導を実施する。

## (10) 食中毒・感染症対策

No	カードタイトル	使用場面	アクションカード <sup>※</sup> に記載されていること	掲載ページ
20	食中毒・感染症の予防 (衛生管理)	食事提供、保管、喫食時など常時必要	○避難所運営スタッフ及び避難者へ感染予防啓発を行う ○必要物品を配置する。 ○感染拡大の予防について啓発する。	86

避難所等での食中毒及び感染症予防対策の状況確認を行い、必要に応じて避難所運営側に必要事項について伝達・情報提供する。

原則として被災自治体で対策を行っているため、助言レベルの活動となる。

避難所等での食事提供の際には、食中毒・感染症予防の観点から、配食を担当するスタッフや炊き出し等の調理従事者に対し、自己衛生チェック表の記載を促す。

さらに、食品衛生監視員や保健師等と連携し、配給物資や弁当など食事の衛生管理状況の把握と指導、炊き出し献立の事前確認や炊き出しの衛生管理状況の把握と指導などを行う。

また、感染対策について啓発・周知状況を確認する。周知を呼びかけるにあたっては被災地自治体の方針に沿って情報共有しながら実施する。

### 〔避難所の衛生状況の確認ポイント〕

- 感染対策（上水道の使用可否・手洗い・手指消毒、マスクの着用等の有無）の状況を確認する。
- 避難世帯ごとの間隔や仕切りの設置状況、換気実施状況の確認。
- 食事提供時や食品保管方法（冷蔵庫の設置等）の衛生状況を確認する。
- 食べきれなかった食品が取り置きされていないか状況を確認する。
- 炊き出し等が実施されている場合は、衛生状態が保たれているか確認する。
- トイレの清掃・衛生状態の確認

### 〔新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響下における自然災害等発生時での JDA-DAT の災害支援活動への対応〕

- 1 支援者が感染を拡大させてはならないこと。(被災地にウイルスを持ち込まない、持ち帰らない。)
- 2 被災者の安全確保とともに支援者自身の安全確保を図ること。(支援者同士の接触による感染防止も含む。)
- 3 これまでの災害時の知識、技術及び装備に新たな感染症対策に関するものを追加すること。  
(派遣に備えて感染症対策の研修等を受講しておくことが望ましい。)
- 4 支援活動時においては、例外はなく3密(密閉・密集・密接)を避けること。
- 5 新型コロナウイルスを被災者に感染させてしまった、自分が感染してしまった等による損害賠償等を対象としたボランティア保険等への加入を事前に確認すること。
- 6 被災地域内の JDA-DAT メンバーによる支援活動を優先し、原則として外部からの人的支援は後方支援を中心とすること。





避難所等の居室スペースに入室する際は使い捨てスリッパ等を使用することも状況により対応すること。

可能であれば対象者にもマスクの着用依頼と訪問時の手指等のアルコール消毒等を実施する。

個人情報の漏洩に配慮の上、できるだけソーシャルディスタンスが確保できるスペースで栄養相談等を行う。眼からの飛沫感染が危惧されるので、フェイスシールド等を装着する。

ウ 支援物資や相談媒体等を対象者に手渡す場合はできるだけ消毒済のものを渡す。

## ② 集団栄養食事相談

集団相談等のイベント的支援については行政等と調整し、できるだけ実施しない方向で検討する。やむを得ず、集団相談を実施する場合は人数を限定したり、上記で示した個別栄養食事相談の対応に準ずる。対象者同士の距離を一定程度確保するとともに、密にならないよう配慮する。

また、料理教室等の飲食を伴う栄養イベント等は当面の間、中止する。

## ③ 在宅訪問(仮設住宅・自宅等)

ア 支援者はマスクの着用と入・退居時のアルコール消毒等を実施する。眼からの飛沫感染が危惧される場合は、眼鏡やフェイスシールド等を装着する。

イ 新型コロナウイルス感染患者（感染疑い含む）に接触するおそれがある場合には、各施設の感染防止手順に従い、N95 マスク、サージカルマスク、フェイスシールド、防護服等の个人防护具を装着する。

## (4) 正確な情報の収集とその提供

国で通知されている「新型コロナウイルス感染症について」や「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」等、公表されている情報やガイドラインを確認し、正確な情報に基づく対応をする。栄養相談等で質問されても独自の解釈や曖昧な情報のまま回答しないこと。

(5) 派遣時の「3密」を避けるため、被災地までの移動及び活動時の移動手段、宿泊施設等についてはできるだけ「密」を避ける方法で行う。現地での公共交通機関の使用をできるだけ避けて、JDA-DAT 災害支援車両や私用車の活用、宿泊施設の個別確保等に努める。

(6) ボランティア保険等の種類を確認し、賠償可能であるものに加入すること。また、感染経路等の把握のため、活動時の記録等を詳細に記載しておくこと。

なお、感染した際の保険としては、傷害保険などに特約を付加する、また感染させた際の保険としては、個人賠償責任保険が相当するが、病気の発生や感染と因果関係が認められる場合に限り加入者が法律上の賠償責任を負う場合に限る等とされている。活動に入る際には保険会社によく確認をすること。

(7) 被災地の行政と連携し、都道府県栄養士会 JDA-DAT リーダー及びスタッフの人材育成をより拡充すること。

【参考】日本栄養士会ホームページ（新型コロナウイルスに関する情報の関連リンク）

<https://www.dietitian.or.jp/important/2020/2.html>

内閣府ホームページ（避難所における新型コロナウイルス感染症対策 関連情報）

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン

<http://jvoad.jp/guideline/>

### (11) 活動引き継ぎ・撤収、支援活動のまとめと検証、他職種との情報共有

No	カードタイトル	使用場面	アクションカードに記載されていること	掲載ページ
14	活動引継	支援活動を引き継ぐ時、支援活動を終了する時	①現地行政栄養士、本庁栄養士との調整 ②地元栄養士会との調整	55

支援活動の終了後は、活動記録票に記録し、所属栄養士会および日本栄養士会に速やかに報告する。必要に応じて、被災地都道府県（行政・自治体）へ報告する場合もある。

後続チームと引き継ぎが必要な場合は、活動記録票をもとに十分な引き継ぎを行う。

また、「DiMS（Dietitan Matching System）」が運用されている場合は、毎日（随時）、スマートフォンやパソコン等でDiMSに活動状況を入力する。

#### ◆引き継ぎ事項

- 現地の概要（支援組織、現地担当者、被災状況及び復旧状況等）
- 栄養・食生活に関する現況と支援状況
- 担当する栄養・食生活支援の業務内容
- 栄養・食生活支援活動報告の方法（現地担当者及び派遣元への報告、報告様式等）
- 避難所・仮設住宅等地図、必要物品等設置場所確認
- 一日のタイムスケジュール、一週間の流れ など

### (参考) DiMS（Dietitan Matching System）活動報告入力画面

3.支援報告入力

会員（登録者）

都道府県栄養士会（団体）画面

## 2 平常時の備え

JDA-DATリーダーは指定栄養士会長及び行政栄養士等と連携し、地域における防災対策、JDA-DATの研修等に協力しなければなりません。

### (1) 人材育成と確保 (JDA-DAT リーダー・スタッフの教育と訓練)

- 1 指定栄養士会長は、JDA-DATの技術向上を図るため、指定栄養士会内外における研修や訓練に努めなければなりません。
- 2 リーダーは指定栄養士会長及び行政栄養士等と連携し、地域における防災対策、JDA-DATの研修等に協力しなければなりません。
- 3 日本栄養士会長は、リーダーの資質の向上等を図るため、研修や訓練等の企画及び実施に努めなければなりません。  
(JDA-DAT運営要綱第15条より、H24.1.28)

### 【求められるスキル】 日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル (基礎編) より

#### ア 非常時の支援活動に必要な能力

- (1)判断力、(2)行動力、(3) 実行力、(4)リーダーシップ、(5)臨機応変の対応能力  
(6)人間関係の調整能力、(7)協調性、(8)主体性

#### イ 災害時での栄養の専門スキル

- (1)食品、(2)臨床 (糖尿病、腎臓病、高血圧症、透析、経管栄養等)、(3)在宅 (褥瘡)、  
(4)ケア (老人・障がい)、(5)食育、(6)妊産婦、(7)給食管理、(8)その他

### 【JDA-DAT 専門的研修内容】 日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル (基礎編) より

初動体制、災害への理解・役割、栄養アセスメント、嚥下食・アレルギー食・離乳食・慢性疾患などへの栄養指導、簡単な食事レシピ作成力、被災者を理解し、悲観にある人とのコミュニケーションのあり方、何がそこで求められているか状況把握し、対応する力、連携、情報収集、精神・心理ケア、家族ケア、ご遺体への対応、チームメンバー自身及び他の支援者の健康・安全、メディア対応、外国語等々、  
BLS (Basic Life Support) 特殊な器具や医薬品を用いずに行う一次救命処置、  
AED (Automated External Defibrillator) 自動体外式除細動器 等

【スタッフ研修の内容と目標】（例：18時間）

No	研修科目	到達目標	時間
1	災害の理解	災害に関する基礎的事項について理解する。	90分
2	初動体制	JDA-DAT の意義・役割・運用計画・災害の関連法令等を理解する。	90分
3	臨機応変の対応能力 人間関係の調整能力	何がそこで求められているのか状況を把握し、対応する力。	45分
4	精神・心理的教育	精神心理ケア、家族ケア、ご遺体への対応。	90分
5	支援派遣者自身の健康・安全	支援派遣者自身の健康・安全管理について理解する。	45分
6	被災地にとっての支援活動	被災状況下での支援派遣者を受け入れる立場から。	90分
7	コミュニケーションスキル	被災者を理解し、悲嘆にある人とのコミュニケーションのあり方を理解する。	90分
8	栄養アセスメント	災害時に想定される栄養アセスメント方法を理解する。	90分
9	栄養指導	嚥下食、アレルギー食、離乳食、慢性疾患など災害時の栄養課題や特殊性を理解する。	60分
10	災害時のレシピ	備蓄食品や入手可能な食材からの献立作成・献立展開の実践と場に応じた調理方法の実際。	60分
11	災害時の応急処置・救命救急	災害時の応急処置、A E Dを用いた救命救急方法を理解し実践する。	180分
12	実践ワークショップ	被災地と被災者にとって必要な活動を組み立てる。 災害ボランティアの原点を理解し、判断力を身につける。	90分
13	振り返り		60分

Q 都道府県栄養士会で開催するスタッフ研修の運営費の持ち方はどうなりますか。

A 原則的には、受講者の自己負担と考えています。講師料・会場費・雑費等については、参加費として徴収するかしらないかは各栄養士会にて判断してください。ただし、ユニフォーム（約8,000円）・IDカード（約1,000円）については、日本栄養士会にて実費注文を承ります。

## (2) マネジメント（組織連携体制の構築）

大規模災害が発生した時、被災地域の都道府県栄養士会長及び事務局職員、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）に登録している JDA-DAT リーダー及びスタッフ等は、被災自治体と連携し、栄養・食生活支援体制及び受援体制を整えることとなる。

しかしながら、発災時の混乱している中で活動することは難しいことが予想されるため、平時より、県栄災対策本部の設置基準を定めるとともに、発災時の行動手順等については、「日本栄養士会災害時の栄養・食生活支援ガイド（アクションカード含む）」も参考として、「都道府県栄養士会危機管理マニュアル」等を検討しておくことが望ましい。

また、県栄災対策本部員（会長、副会長、理事等）や、JDA-DAT リーダー・スタッフなど関係者が、発災時に迅速に相互連絡ができるよう、発災時の連絡方法や情報伝達の方法について、平常時から連絡網の整備や SNS 等の活用も検討しておく。

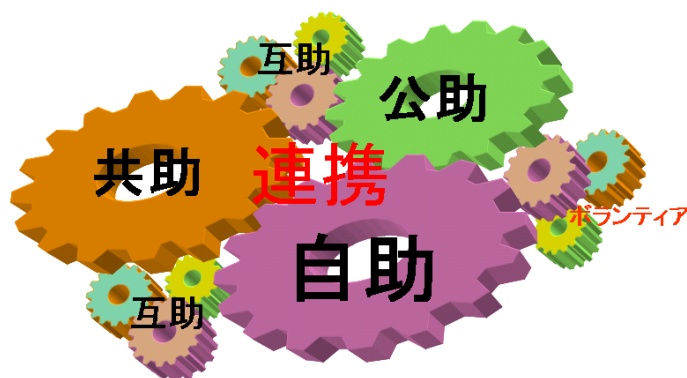
さらに、被災地の情報を正確に伝え、ニーズに沿った支援活動を行うための「活動記録や議事録等の様式の統一化」、被災地での時間を有効に使うための「引き継ぎの効率化」など、短時間に整理し、情報把握ができる仕組みの構築も重要である。

日本栄養士会や近隣栄養士会からの支援を受ける場合に備えて、「災害支援を受ける際のシミュレーション」も重要である。例えば、支援活動に用いる様式や関連資料は事前に作成し、受援の際に迅速に提供できるようにする、派遣 JDA-DAT チームが複数の場合は、それぞれの支援活動状況について、情報共有や役割分担を図るためのミーティング等を計画しておくなど、派遣 JDA-DAT 等と協働で、被災地での円滑な活動を行うことができる体制を整備しておく。

（参考）災害時に栄養・食生活支援に関わる団体や関係者の例

期待する役割	関係機関・団体等
食料調達	JA、商工団体、スーパーマーケット、飲食業組合、農政部門等
炊き出し支援	日本赤十字社、食生活改善推進員協議会、婦人会、JA 女性部、商工会女性部、NPO、給食センター、JVOAD 等ボランティアチーム 等
特殊栄養食品調達	栄養士会、薬局（ドラッグストアを含む）、特殊栄養食品取扱業者
食事に配慮が必要な要配慮者の把握	JMAT、DPAT 等保健医療チーム、区長、民生委員、福祉担当課、母子担当課、地域包括支援センター等

### 危機管理における災害時対応への考え方



平常時からの備えが最も重要であり、対策を推進する。

### (3) 物資確保・調整調達（特殊栄養食品ステーション整備）

発災による避難者は、避難所に限らず、車中や軒先、野外等、様々な場所に避難することが想定される。様々な場所に避難している住民への栄養・食生活支援活動方法について検討しておく。

特に、被災規模が大きい場合や発災初期、避難者数が多い場合等、避難者へ提供する食事のエネルギー及び栄養量の確保や要配慮者への個別対応が難しいことが想定される。一方、被災地の復旧が進み、コンビニエンスストアやスーパー、飲食店等が再開されると、避難所での食事の提供が終了となり、被災者自身による食料調達が可能となることから、不足する栄養素の補給について、被災者自らが適切に食料調達できるよう啓発資料を作成しておく。

また、避難所生活が長期化することで、食欲不振や便秘、口内炎等の症状が現れる場合があり、疾病による食事制限が必要な方やアレルギー疾患の方、食事摂取に特別な配慮が必要な方など、個別栄養相談が受けられる体制や、平時より、賛助会員等とも連携し、要配慮者に適した食材等の調達・確保方法の検討、特殊栄養食品ステーションの設置場所や具体的な運営方法について検討する。

#### 【要配慮者に適した食材例】

乳児：粉ミルク、液体ミルク、アレルギー用粉ミルク、ベビーフード（離乳食）

妊婦、授乳婦：野菜ジュース、果実ジュース、麦や強化米、栄養調整食品（固形、ゼリー、飲料）、栄養ドリンク、栄養機能食品等

高齢者：レトルト粥、汁物、とろみ剤、やわらかおかず（パウチ食品）等

慢性疾患患者等：人工甘味料、低糖質食品、低たんぱく食品、減塩食品等

#### 【日本栄養士会の特殊栄養食品ステーション設置例】



(写真：日本栄養士会提供)



#### (4) 普及啓発

大規模災害では、行政の対応が機能するまでに時間を要することが予測される。

家庭の食料備蓄として、最低3日分、できれば1週間分の食料品・飲料水・日用品等の確保について、行政や関係団体が主催する防災訓練等への参加や、栄養士会が主催する住民向けの研修会、栄養士会ホームページや広報紙などを通じて住民へ広く普及啓発を行う。なお、買い置きした食品は、賞味期限や消費期限をチェックし、日頃の食生活で活用しながら無駄無くサイクル保存する方法「ローリングストック法」や、耐熱性のポリ袋に食材を入れ、袋のまま鍋で湯せんする調理方法「パッキング」についても普及啓発を行う。

特に、要配慮者に必要な食品は、災害時に入手が困難になることから、住民自ら意識して備蓄する必要性を周知する。

#### 【要配慮者のいる家庭に対する備蓄啓発のポイント】

##### ◆小さい子ども（乳幼児、アレルギーを持つ方）

普段は母乳でも、災害時に備え、母乳の代替としてミルクを用意するとよいでしょう。

（アレルギーを持つ方は、アレルギー用食品を多めにストックしておきましょう。  
飲料水、ほ乳瓶又は紙コップ、母乳代替食品（粉ミルク・液体ミルク）、ベビーフード、  
離乳食用食器、アレルギー用ミルク・食品、オムツ等



##### ◆高齢者（持病がある、かんだり・飲み込みに不安がある方）

のどの乾きを感じにくくなっています。水は多めに準備しましょう。固い物がかみにくい方は、やわらかい食品を準備しましょう。持病のお薬がある方は、3日分程度は用意しておきましょう。

（介護用食品、缶スープ・ジュース、とろみ剤、使い慣れたスプーン・食器、キッチンバサミ、  
ウェットティッシュ、持病のお薬等



## (5) 食の面からの防災教育

大規模災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策や原子力災害の被災に対する食の備えは、様々な備えの中でも生命の維持に係る重要事項である。

食の備えは要配慮者のみならず、一人ひとりが自分の住んでいる地域で想定されている災害を理解し、自分や家族形態及び家族の健康状態に応じた食の備えができるよう、食の面からの防災教育を推進する必要がある。

JDA-DAT は、平常時は“食の備えを実践する人を増やすための担い手”として、行政や地域ごとの防災事業や、老人保健施設協会など関係団体からの依頼に応じるとともに、関係機関・団体等と連携し、食の面からの防災教育を進める。

### <想定される連携組織や人材、主な活動>

食の面からの防災教育に関して、想定される連携組織や人材、主な活動の一例を示す。

連携組織・人材など	防災教育にかかる主な活動
自主防災会・防災士会	地域で行う防災訓練や自主防災会での活動等を行う際に災害時の食に関する講話や実習体験を組み入れてもらう。 ○日本防災士会のホームページ <a href="http://bousaisikai.jp">日本防災士会 (bousaisikai.jp)</a>
日本災害食学会	平常時も災害時も活用できる調理法（ポリ袋調理等）の専門的な知識や人材（災害食専門員等）と連携して実習や活動を行う。 ○日本災害食学会のホームページ <a href="http://www.mmjp.or.jp/TELEPAC/d-food/index.html">www.mmjp.or.jp/TELEPAC/d-food/index.html</a>
防災関連組織・NPO	地域で活動する防災関連組織や NPO と平常時から食の面からの防災教育について協働を進める。
家庭科教諭・栄養教諭	学校教育における家庭科や総合学習における食の面からの防災教育については、一定年齢の学年全員が学ぶ貴重な機会となっている。「パッククッキング」等のポリ袋調理法を取り入れる機会が増えているが、家庭用備蓄やローリングストック法と併せて教育することが災害時に有効であると考えられる。災害食分野の担い手である JDA-DAT は学校での授業を協働して行うことなどが期待される。

### <参考資料>

- 農林水産省のホームページ

[災害時に備えた食品ストックガイド：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

[単身者向け「災害時にそなえる食品ストックガイド」公開：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)



### III 資料編

#### 1 アクションカード (No.1~20)

##### ※アクションカード語句解説

用語	解説内容
各県栄養危機管理マニュアル	各栄養士会で定められている地震、火災その他の災害に対処するためのマニュアル
県庁の行政栄養士	災害時に、行政機関の連絡窓口となる、本庁栄養主管課の管理栄養士を指す。
保健医療調整本部等	大規模災害時に保健医療活動に係る体制整備のため、都道府県本庁等に保健医療調整本部が設置される。救護班（医療チーム）や DMAT 本部等が担当する場合もある。
栄養ニーズ、要配慮者等	災害対策基本法では、要配慮者とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。
県栄養士等	各栄養士会の三役や、JDA-DAT 責任者等も相当する。
県栄養災害対策本部及び 特殊栄養食品ステーション設置	原則は、栄養士会事務局へ設置する。特殊栄養食品ステーションは、事前に設置場所を検討しておく。例えば、県庁、保健所、市町村保健センター、大学、社協等が考えられる。
ライティングシート	災害時には「全体から見える様に板書」の記載や「大きな地図に図や線を書き込む作業」を行うのは大変な事である。ライティングシートは、静電気によって貼り付く為、平らな面であれば壁面や地図に直接貼り付ける事が可能である。画鋏などが無くても貼り付くので、壁を傷つける心配もない。また、白色タイプを用いれば壁をホワイトボードとして使う事も出来るため、突如の会議であってもスペースさえ確保出来れば行う事が可能となる。 シートとともに複数の色のホワイトボード用のペン（黒・赤・青等）を準備しておくといよい。 参考) どこでもシート <a href="https://www.sailor.co.jp/lineup/dokodemo-sheet">https://www.sailor.co.jp/lineup/dokodemo-sheet</a>

# 〇〇栄養士会 1 発災 被災県栄養士会会長用アクションカード

- ① **自身** (被災県栄養士会会長) の**安全**を確保する。
- ② 被災県栄養士会**会員の安否確認**を指示する。  
(各県栄危機管理マニュアル<sup>1</sup>に基づき実施)
- ③ 被災県庁の**行政栄養士<sup>2</sup>**へ**状況確認**する。  
(可能であれば、直接県庁等訪問が望ましい)
- ④ **日栄 (03-5425-6555代表)**へ**現状報告**する。
- ⑤ 行政栄養士と調整をはかり、県庁内に設置されている保健医療調整本部等<sup>3</sup>へ行って**状況 (栄養ニーズ、要配慮者等<sup>4</sup>)**を**把握**する。
- ⑥ **県栄災害対策本部の設置の必要性**を**県栄理事等<sup>5</sup>**と**協議**する。
- ⑦ **県栄災害対策本部および特殊栄養食品ステーションの設置場所<sup>7</sup>**を**決定**する。
- ⑧ 行政栄養士を通じて、保健医療調整本部等へ設置した旨を報告し、**今後の対応について調整**を図る。  
→**確認事項チェックリスト (Ⅱ)**へ  
→**組織運営体制 (Ⅲ)**へ
- ⑨ 日栄へ設置したことを報告する。
- ⑩ 県栄理事等へ設置したことを報告する。
- ⑪ 県栄災害対策本部の**運営 (特殊栄養食品ステーション等)**を行う。

# 1 発災

令和 年 月 日 時 分  
県 市 町 災害発生対応

●●県栄養士会  
平日  
休日

日本栄養士会・災害対策本部  
平日 03-5425-6555(代)  
休日

## 1 第1報      /      時      分

対応者: 会長 / 副会長 / ( )

会員安否確認

保健医療調整本部情報収集

### ①被害状況の確認

収集内容確認

ライフライン (水道 / 電気 / ガス / )

避難所 (            力所)

被災者数 (            人)

交通機関 (            )

### ②その他

日栄へ連絡する  
     /      時      分

日本栄養士会災害対策本部

## 2 県栄災害対策本部設置      /      時      分

本部長、副本部長

県栄養士会理事

JDA-DATリーダー (    人)

JDA-DATスタッフ (    人)

県庁行政栄養士康増進課

行政栄養士等被害状況収集、今後対応調整

## 3 特殊栄養食品ステーション設置      /      時      分

①  ●●●県栄養士会事務局

②             市町村特殊栄養食品ステーション

③             市町村特殊栄養食品ステーション

日栄へ連絡する  
     /      時      分

ACⅡ 災害対策本部等確認事項チェックリスト準備



## 県栄災害対策本部等組織運営体制

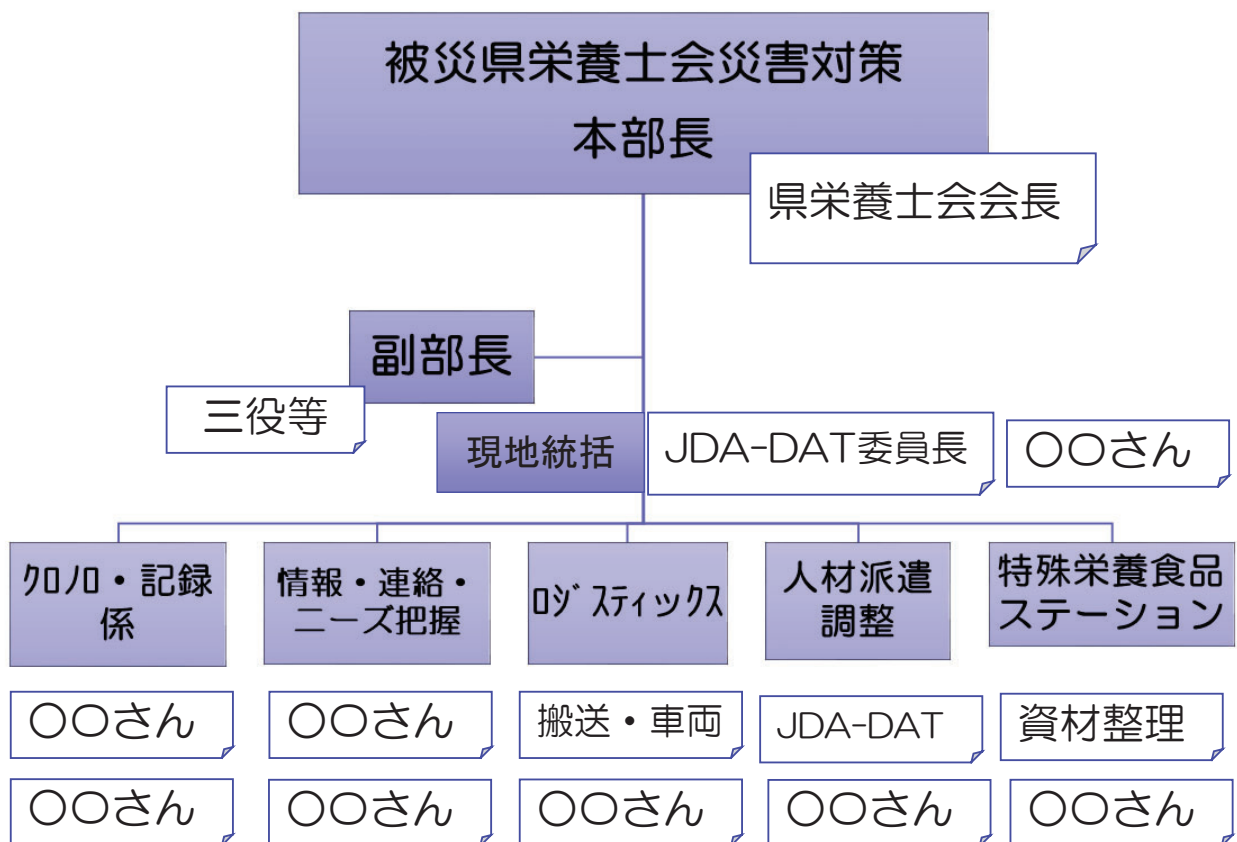
### 県庁等災害対策本部等組織体制

東京都の例

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000067/1000369.html>

平時より県庁等の災害対策本部体制等を把握しておくこと  
(参考資料 通知 平成29年7月5日 各都道府県知事宛  
大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について)

### 県栄養士会災害対策本部組織図



〇〇栄養士会 **4 災害対策本部 開設準備**  
**本部長(●●県栄養士会会長)**

① 本部長は、以下の業務について人員の割り振りと役割を指示する。

職名・係名	人員	役割
副本部長	名	本部長補佐・代行
クロナロ・記録係	名	時系列記録 (クロナロ・PC)
情報・連絡・ニーズ 把握係	名	関係機関等との連絡調整および医療 ニーズ等の把握
ロジスティックス	名	支援者のサポート業務 (物資の調整、宿泊先の確保、環境 整備、車両・書類作成等)
人材派遣調整	名	JDA-DATリーダー・スタッフ、一般会 員等との調整
特殊栄養食品 ステーション	名	物資の調達、保管管理、搬送等
現地統括 (県栄JDA-DAT)	名	他県からの支援JDA-DAT等との調整

その他、必要に応じて役割分担、人員配置を追加

## 〇〇栄養士会 5 災害対策本部 本部長(県栄養士会会長<sup>1</sup>)

- 被災県保健医療調整本部会議に出席、支援体制の報告と支援内容の指示を受ける。
- 行政栄養士との定期的な連携を図る。  
(保健医療調整本部会議の内容の伝達等)
- 日栄災害対策本部と調整し、JDA-DAT等の支援活動の方針及び体制を決定する。
- 県栄JDA-DATの支援活動の体制を決定する。
- 必要に応じて、JDA-DAT派遣の要請を日栄災害対策本部に行う。
- 必要に応じて、特殊栄養食品ステーションのサテライト設置の検討を行う。
- 派遣JDA-DATリーダーに活動拠点での運営指示をする。

### <撤収>

- 行政栄養士および日栄災害対策本部と調整の上、活動終了の検討を行う。

# 5 本部長

令和 年 月 日 時 分  
県 市 町 災害発生対応

●●県栄養士会  
平日  
休日

日本栄養士会・災害対策本部  
平日 03-5425-6555(代)  
休日

## 1 栄養・食支援活動の方針及び体制決定 月 日 時 分

対応者：会長 / 副会長 / ( )

活動方針

活動期間 ( 月 日 ~ 月 日)

活動チーム数 ( チーム)

必要人員 (リーダー 人、スタッフ 人)

活動内容

日栄災害対策本部  
と調整

月 日  
時 分

日本栄養士会災害対策本部

## 2 県栄JDA-DAT支援活動の体制決定 月 日 時 分

県栄確保人数 (リーダー 人、スタッフ 人)

不足人員 (リーダー 人、スタッフ 人)

派遣要請 (リーダー 人)

日栄へ派遣要請  
/ 時 分

## 3 派遣JDA-DATリーダー到着、活動指示 月 日 時 分

派遣人員 (リーダー 人、スタッフ 人)

JDA-DAT派遣  
/ 時 分

活動開始報告  
/ 時 分

## 4 特殊栄養食品ステーション管理運営、サテライト設置

①  ●●県栄養士会事務局

②  市町村特殊栄養食品ステーション

③  市町村特殊栄養食品ステーション



## 6 災害対策本部 副本部長

### 本部長の補佐を行います。(例示)

- ①JDA-DATリーダーと支援方法について協議
- ②JDA-DAT派遣を日栄災害対策本部に要請
- ③特殊栄養食品ステーション設置及びサテライトステーション設置検討
- ④特殊栄養食品ステーションの物資調達・在庫管理、搬送等把握
- ⑤派遣JDA-DATリーダーに活動拠点での運営指示
- ⑥日栄災害対策本部に、派遣JDA-DATリーダー活動開始報告
- ⑦クロノジ・情報伝達・物資搬入等担当者の進行状態確認
- ⑧活動拠点JDA-DATリーダー・スタッフの体調、食料、休息環境考慮
- ⑨活動拠点の要配慮者等支援が必要な方の情報収集・集約
- ⑩各活動拠点からの、保健医療調整本部会議等の内容を取りまとめ、担当者等と共有
- ⑪各避難所の食事提供の有無、炊き出し等の情報から、食事評価を行い、今後の対応について検討
- ⑫後方支援により対応可能な項目について、依頼及び指示し結果等報告受領

# 〇〇栄養士会 7 災害対策本部 クロノロジー・記録係

## 記録

(クロノロジー作成例)

月日	時間	発信者	受信者	内容
...	...	...	...	.....
3/〇	9:00	日栄本部	伝達係	アレルギーミルク3ケース 〇日13:00〇〇へ到着予定
...	...	...	...	.....

## ライティングシート等で共有すべき内容

- ①指揮系統図と役割、活動人員、活動内容
- ②主要連絡先
- ③クロノロジー(経時活動記録)
- ④問題・解決リスト
- ⑤活動方針
- ⑥医療施設や福祉施設、避難所一覧表
- ⑦被災状況・現場状況(地図等)  
シートを確認し迅速に活動全体を把握できるように記録する。

## 〇〇栄養士会 8 災害対策本部 情報・連絡・ニーズ把握係

### 連絡機器等により、必要に応じて情報収集・連絡報告等を行います。

- ・日栄災害対策本部
- ・本庁栄養主管課の行政栄養士
- ・保健医療調整本部等
- ・避難所等各活動拠点
- ・その他の拠点

### <情報収集・ニーズ把握>

- ①自身の所属・氏名を名乗ります。
- ②受け手の所属・氏名を伺います。
- ③情報収集内容・伝達内容を大きな声で話し、情報伝達時は、内容を復唱します。
- ④クログロー担当が記載しやすいように話し、自らも記録を行います。

### <報告>

- ①所属・氏名を名乗ります。
- ②受け手の所属・氏名を伺います。
- ③情報集約時間、物資の依頼であれば、何を・必要な量・何時までに・場所・対応者を伝えます。いつまでに確保できるのか、また必要なのか等を明確に伝えます。
- ④受け手に復唱を依頼します。

# 〇〇栄養士会 9 災害対策本部

## 特殊栄養食品ステーション

### 特殊栄養食品ステーションの設置

- ①日栄と設置について検討し、設置場所を決定します。  
(支援物資の搬入経路を確認)
- ②設置場所を行政および日栄に報告します。
- ③JDA-DAT「河村号・トアス号」等の災害支援医療緊急車両等により物資の運搬等を実施します。
- ④日栄・被災県栄養士会の賛助会員等からの物資提供の申し出、および依頼する食品をリストアップします。
- ⑤優先する物資を把握し、提供の要請を行います。  
 乳幼児向け食品  アレルギー対応食品  
 嚥下調整食品  疾患対応食品  その他

### 特殊栄養食品ステーションの運営

- ①支援物資の受け入れ一覧・出納表を作成します。
- ②特殊栄養食品提供時は、栄養アセスメントを必ず行い、記録を残します。
- ③要配慮者の多い活動拠点へのサテライトステーション配置の検討します。
- ④支援物資の賞味期限を確認し、搬送・配布を行います。
- ⑤避難生活向けリーフレットの準備、配布を行います。
- ⑥各活動拠点・避難所等への栄養相談等、パンフレットを配布作成します。
- ⑦避難所等に行政および避難所管理者等の許可を得て掲示メディア等に広報を行います。
- ⑧特殊栄養食品ステーションの設置期間、時間を明確にします。

### 特殊栄養食品ステーションの活動終了

- ①活動終了に向けた、特殊栄養食品の引き継ぎ・追加・輸送の中止を検討します。
- ②最終在庫一覧と物品は、原則、被災県栄養士会で引き続き活用します。

## 9 特殊栄養食品ステーション

令和 年 月 日 時 分  
県 市 町 災害発生対応

### ●●県栄養士会

平日

休日

### 日本栄養士会・災害対策本部

平日 03-5425-6555(代)

休日

### 1 栄養・食支援活動の方針及び体制決定

月 日 時 分

対応者： 会長 / 副会長 / ( )

活動方針

活動期間 ( 月 日 ~ 月 日 )

活動チーム数 ( チーム )

必要人員 ( リーダー 人、スタッフ 人 )

活動内容

日栄災害対策  
本部と調整

月 日  
時 分

日本栄養士会災害対策本部

### 2 県栄JDA-DAT支援活動の体制決定

月 日 時 分

県栄確保人数 ( リーダー 人、スタッフ 人 )

不足人員 ( リーダー 人、スタッフ 人 )

派遣要請 ( リーダー 人 )

日栄へ派遣要請  
/ 時 分

### 3 派遣JDA-DATリーダー到着、活動指示

月 日 時 分

派遣人員 ( リーダー 人、スタッフ 人 )

JDA-DAT派遣  
/ 時 分

### 4 特殊栄養食品ステーション管理運営、サテライト設置

①  ●●●県栄養士会事務局

②  市町村特殊栄養食品ステーション

③  市町村特殊栄養食品ステーション

## 10 人材派遣調整(県内発災)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
県栄養士会	人員確保、現地への派遣調整	・日本栄養士会 ・県及び被災地災害対策本部 ・保健医療関係団体等

- 県内JDA-DATリーダー、スタッフ及び会員に、「支援活動可能調査(氏名、支援可能日、運転可、自家用車使用可)」を実施する。
- 県災害対策本部と連絡をとり、「支援要望人数と業務内容」を把握する。
- その他、被災地災害対策本部や保健医療関係団体などから寄せられる「支援要望人員と業務内容」を把握する。
- 県災害対策本部などから寄せられた支援要望と、県内会員支援活動可能状況をマッチングさせ、派遣チーム編成(氏名、期間、場所、業務等)をする。
- 県内会員で派遣者が不足する場合は、近県(ブロック)及び日栄に派遣依頼をする。
- 派遣者の搬送や宿泊先を確保する。(カード11参照)
- 派遣者に、「チーム編成、期間、場所、業務、宿泊先等」必要事項を伝える。
- 派遣決定した人員等情報を、支援要望機関に連絡する。

必要物品 ・ 参考資料	保管場所
支援活動可能調査票、派遣チーム編成一覧表	県栄養士会

# 11 ロジスティクス・搬送・車両

ロジスティクスとは、物流を効果的に管理するシステム。災害時では、支援者の人員確保、物品管理、サポート等を行います。

このカードでは、物品確保・搬送、車両等について記述します。  
(特殊栄養食品ステーションはカード7、人材派遣調整はカード10 参照)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
県栄養士会	①支援活動に必要な物品の確保・搬送 ②JDA-DAT号の手配、車両受け渡し ③宿泊先の確保	・日本栄養士会 ・県及び被災地災害対策本部

## 1 物品確保・搬送

- 要望される物品について、特殊栄養食品ステーションや支援物資集積所を利用して入手する。
- 無い物品は、日栄、賛助会員等に依頼するか購入する。
- 必要な場所への搬送を、自身が行うことも含めて効果的な方法により行う。

## 2 JDA-DAT号の手配、受け渡し

- 駐車場、運転手を確保する。
- 日栄の使用許可を求める。
- 車両の受取り日時・場所を決める。
- 車両を受取る。(車両、鍵、メンテナンス類、使用方法説明)
- 車両の使用が不要になったら、日栄に返却する。
- 車両の返却(日時・場所)。ガソリンを満タンにして返す。

## 3 宿泊先の確保

- 災害の種類、発生場所、支援者派遣規模などを考慮し、より安全で効率的な宿泊形態を検討する。
- 宿泊施設、部屋数、駐車場を決定する。
- 先遣隊により、宿泊施設の確認を行う。
- 派遣者に宿泊施設の状況や必要な物を連絡する。

必要物品 ・ 参考資料	保管場所
特殊栄養食品、JDA-DAT号、宿泊先情報	県栄養士会

## 12-1 活動拠点・現地統括

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 被災自治体 拠点	①活動するJDA-DATリーダーの把握と役割分担 ②被災地行政栄養士との連携調整 ③定期ミーティング、支援状況の把握 ④県栄養対策本部への報告	・県栄養対策本部 ・被災地行政栄養士

### ① 活動するJDA-DATリーダーの把握と役割分担

- JDA-DAT現地リーダーは、誰が、いつから活動を行うか  
県栄養災害対策本部と調整し、把握する。
- 活動内容に応じて、担当を配置する。

- ・リーダー
- ・副リーダー
- ・記録係
- ・特殊栄養食品ステーション管理係
- ・運転担当係

### ② 被災地行政栄養士との連絡調整

- 被災地に到着したら、活動するJDA-DATスタッフが全参集したことを確認し、県栄養対策本部に報告する。
- 被災地行政栄養士に挨拶し、下記について被災地状把握シート等を活用して情報を収集する。

- ・被災状況 ・避難所の数と場所、避難者数
- ・各避難所における提供食の状況
- ・要配慮者の把握状況

- 被災地行政栄養士と収集された情報をもとに抽出された栄養・食生活関連の課題に対し対応策等を協議し、活動内容を決定する。



## 12-2 活動拠点・現地統括

### ③ 定期ミーティングの実施および参加

- 他職種で開催されるミーティングについて情報を把握（目的、開催頻度、参集されている活動団体等）し、参加の可否について被災地行政栄養士と協議する。
- 参加する場合は、ミーティング内容を議事録に記録し、JDA-DAT活動スタッフおよび被災地行政栄養士と情報を共有する。

- ・実施済みの活動、今後の予定や方針
- ・課題や要望とその対応
- ・その他(連絡事項など)

- 1日の活動が終了したら、JDA-DAT活動スタッフは活動記録票に記入し、ミーティングで活動内容について報告し、情報を共有する。

- ・活動の開始や終了時間、活動内容や活動場所
- ・同行者や連携団体
- ・使用した物資

### ④ 支援状況の把握・県栄対策本部への報告

- JDA-DAT活動スタッフが各自記入した活動記録票および各記録票をとりまとめ、被災地行政栄養士に提出する。
- ミーティング等で活動内容を共有し、把握した支援状況、課題について県栄対策本部へ報告を行う。
- JDA-DAT後方支援スタッフは報告された情報を取りまとめを行う。

必要物品 ・ 参考資料	保管場所
被災地状況把握シート 議事録 活動記録票	日本栄養士会HP 県栄事務局

# 13-1 後方支援

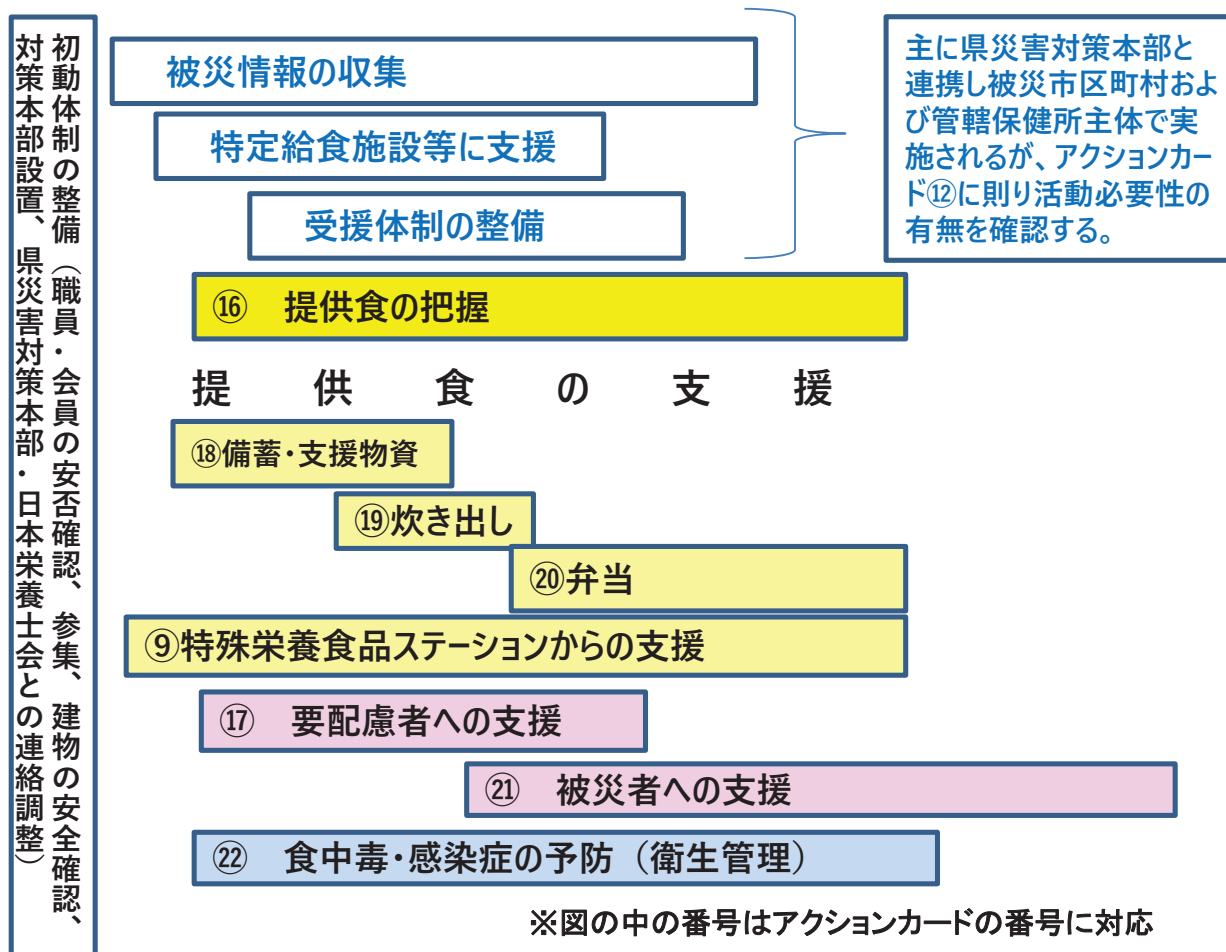
後方支援が必要な活動の把握

活動場所	活動内容	連携機関・職種
県栄養士会 事務局他	発災時から撤収までの間の後方支援の役割を把握する。また、必要に応じて被災地以外で支援活動を行う。	・JDA-DAT 後方支援担当者

## 大規模災害発生時の栄養・食生活支援活動タイムライン

(大規模災害発生時の栄養・食生活支援のためのアクションカード(例)より 一部改変)

フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4
概ね発災後 24時間以内	概ね発災後 72時間以内	避難所対策が 中心の時期	避難所から概ね仮 設住宅入居までの 期間



## 13-2 後方支援

後方支援が必要な活動の把握

活動場所	活動内容	連携機関・職種
県栄養士会 事務局他	必要に応じて以下の項目について被災地以外で支援活動を行う。	・JDA-DAT 後方支援担当者

## ①提供食の食事評価(提供食の把握(カード16)に基づき情報収集)

- 栄養量の算出をする。
- 「食事提供の計画・評価のために当面目標とする栄養の参照量」と比較して過不足を算出する。
- 過剰となっている栄養素、不足となっている栄養素をそれぞれ記載する。

## ②特殊栄養食品の調達確保(要配慮者支援(カード18)に基づき情報収集)

- 備蓄食品リストより不足する栄養素を含む特殊栄養食品の在庫があるか確認する。(被災地の備蓄との調整を行う)
- 備蓄品リストになれば日栄や各都道府県栄養士会等に連絡を行い、対象の特殊栄養食品の入手について交渉を行う。
- 配送・配布の計画(配送方法・配布方法)  
被災地との調整が必要。配送後は到着確認をする。

## ③活動報告のまとめ

- クロノロジー(経時活動記録)・各チームから提出された様式(報告書)・県栄養士会事務局での電話やメール対応記録等から、活動報告をまとめる。

## ④様式・資料・掲示物の準備

- 活動に必要として、予め標準で決めたリーフレットや資料、解説資料を印刷して用意する。
- 今回の出勤に際して、更に必要となる様式資料、掲示物があるか検討を行い、必要となる場合は印刷して用意する。

## 14 活動引継

活動場所	活動内容	連携機関・職種
県栄養士会、被災自治体災害対策本部等	切れ目のない継続した支援活動が維持できるよう、活動内容を後続チームに引き継ぐ。支援側のスタッフが総入れ替えにならないよう配慮する。	被災地行政栄養士、被災地県栄養士会

## 1 活動内容の整理をする。

- 避難所や被災者訪問などで活動してきた内容や情報についてデータ又は書類による整理を行う。
- 活動の中で解決できなかった事柄や残された課題などは確実に記載する。
- 特殊栄養食品ステーション設置の場合は、ステーションの運営方法・食品リスト等をデータ(画像含む)及び書類に整理する。
- 支援県栄養士会のスタッフ名簿、活動期間等の情報を把握する。

## 2 支援活動内容について引継し活動を終了する。(最終撤収も含む)

- 現地スタッフ関係者へ活動の報告及び運営方法等について報告書等を用意し、文書及び口頭にて引継を行う。
- これから活動引継をするスタッフ名簿と活動期間等情報を受援側へ伝える。
- 必要に応じて被災地県栄養士会に対し、活動内容及び活動終了等の情報提供を行う。
- 引継する際は被災地行政栄養士と協議を行い、これまで実施してきた支援活動について次チームへ引き継ぐ。

必要物品 ・ 参考資料	保管場所
日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアルVer.2 (活動記録表及び会議等記事録様式)	日本栄養士ホームページ <a href="https://www.dietitian.or.jp/news/upload/images/jdadatM_Ver2.pdf">https://www.dietitian.or.jp/news/upload/images/jdadatM_Ver2.pdf</a>

## 15-1 被災地出発準備(支援に行く人の心構え)

### 被災地入り前

・ **自分の健康は自分で管理する**

- 支援活動の妨げになるようなケガ・病気はない
- 食事制限などが必要な病気はない
- 服薬中ではない、もしくは服薬中だが活動期間が延びても薬は入手できる
- 身体的疲労に耐えることができる
- 精神的疲労(ストレス)に対するセルフケアが出来る
- 活動をすることによって、自身が傷つく可能性があることも理解しておく

・ **自分の生活は自分で責任をもつ(自己完結させる事)**

- 支援先での安全な寝床の確保(必要に応じて寝袋の準備)
- 自身用の食料と飲料水の準備(出来れば活動期間内に必要分)
- 常時薬などの準備(鎮痛剤など)

・ **その他**

- 支援活動に対して、家族の理解を得る
- 職場に日栄からの出勤依頼の報告及び許可取得
- 支援活動時の扱いの申請(ボランティア休暇、有給届等 職場に確認して提出)
- 自身の業務調整を行う
- 支援先では派遣期間内でやれる範囲で行動する
- 自身から出向く姿勢を心がける
- 頑張りすぎない!
- 食事・休憩・睡眠は必ず取る!

**\* 支援チームとして \***

- 先発隊があるなら、状況などを確認する
- 被災地行政栄養士に連絡をとり、活動状況などの情報を得る
- ボランティア保険加入及び保証内容の確認する(必要なら追加を行う)

参考資料	保管場所
<p>災害支援ナース必携マニュアル  <a href="http://www.nurse.okayama.okayama.jp/relays/download/264/1621/101/2487/?file=/files/libs/2487/202009181259092737.pdf">http://www.nurse.okayama.okayama.jp/relays/download/264/1621/101/2487/?file=/files/libs/2487/202009181259092737.pdf</a></p> <p>公益財団法人 石川県県民ボランティアセンター  <a href="#">[支援マニュアル] 災害時のボランティアの心構え (ishikawa-npo.jp)</a></p> <p>日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアルVer.2  <a href="#">活動マニュアル(テキスト編) (dietitian.or.jp)</a>                      (P14 ~ P17, P19, P21, P28, P34 参照)</p>	<p>災害支援ナース:公益社団法人岡山県看護協会  <a href="http://www.nurse.okayama.okayama.jp/publics/index/264/">http://www.nurse.okayama.okayama.jp/publics/index/264/</a></p> <p>公益財団法人 石川県県民ボランティアセンター  <a href="#">[支援マニュアル] 災害時のボランティアの心構え (ishikawa-npo.jp)</a></p> <p>災害支援:日本栄養士会ホームページ  <a href="#">公益社団法人 日本栄養士会 (dietitian.or.jp)</a></p>

## 15-1 被災地出発準備(支援に行く人の心構え)

被災地入り後

## \* 個人として \*

## ・安全確保

自身の安全確保を怠らない

## ・自分から簡潔でわかりやすい言葉を使いゆっくりと相手に話しかける

相手が話してくるのを待つのではなく、こちらから話しかける

傾聴に心がける

話す時は略語や専門用語は使用せずに、解りやすい言葉(用語)を選んで話す

一方的に話さずに、会話のテンポをゆっくりと穏やかに話す

## ・その他

食事・休憩・睡眠は必ず取る！

無理をしない！

自身の出来ることを、出来る範囲で行う

## \* 支援チームとして \*

## ・被災地の状況を知る

被災地の現状況を確認する

現地本部で必要な活動内容や役割を確認する

現地での指揮命令系統を確認する

## ・協調性を持って活動する

現場管理のスタッフや他の支援者、援助機関の組織との連携を取る

現場での指揮命令系統を厳守する

やる気は必要だが、出来る事、出来ない事、してはいけない事の判断をする

## ・意思の疎通・尊重

支援対象者の様子をよく見て、相手の気持ちを大切に行動する

相手を尊重する気持ちを持って、意思の疎通を図るように心がける

こちらがしたい事が、被災者にとって必要であるとは限らない事を理解する

活動は押しつけでなく、相手の意思を尊重して必要な事だけを行う

拒否される可能性がある事も理解しておく

## ・安全を確保する

チームスタッフ、現場及び現場スタッフ、支援対象者の安全確保を行う

## 15-2 被災地出発準備(必要物品準備例)

都道府県 栄養士会	<input type="checkbox"/> JDA-DAT緊急時車両ステッカー	<input type="checkbox"/> 筆記用具
	<input type="checkbox"/> 特殊栄養食品	<input type="checkbox"/> ファイル
	<input type="checkbox"/> 活動報告書(USBメモリ1本)	<input type="checkbox"/> バインダー(A4サイズ、ペンホルダー付)
支援参加者個人	<input type="checkbox"/> JDA-DAT登録証(名札)	<input type="checkbox"/> ノートパソコン
	<input type="checkbox"/> スタッフジャンパー	<input type="checkbox"/> 宿泊用テント(もしくは寝袋)
	<input type="checkbox"/> JDA-DAT活動記録票	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、乾電池
	<input type="checkbox"/> 運転免許証または健康保険証(コピー)	<input type="checkbox"/> 携帯電話、充電器、ラジオ、時計など
	<input type="checkbox"/> 速乾性擦式手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 衛生用品、洗面用具、タオル
	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ(アルコール入り推奨)	<input type="checkbox"/> 着替え
	<input type="checkbox"/> マスク	<input type="checkbox"/> 常備薬、虫除けスプレー
	<input type="checkbox"/> 防災用具(リュック、ヘルメットなど)	<input type="checkbox"/> 飲料水、携帯食など
	<input type="checkbox"/> 防災服(防寒着)	<input type="checkbox"/> ビニール袋(ゴミ袋用など数種の大きさ)
	<input type="checkbox"/> 防災靴(底のしっかりした動きやすい靴)	<input type="checkbox"/> 筆記用具
	<input type="checkbox"/> 軍手	<input type="checkbox"/> 現地地図
	<input type="checkbox"/> ホイッスル	<input type="checkbox"/> 現金
	<input type="checkbox"/> カッパ(ポンチョ)や折りたたみ傘などの雨具	

参考資料	保管場所
災害支援ナース必携マニュアル <a href="http://www.nurse.okayama.okayama.jp/relays/download/264/1621/101/2487/?file=/files/libs/2487/202009181259092737.pdf">http://www.nurse.okayama.okayama.jp/relays/download/264/1621/101/2487/?file=/files/libs/2487/202009181259092737.pdf</a>	災害支援ナース:公益社団法人岡山県看護協会 <a href="http://www.nurse.okayama.okayama.jp/publics/index/264/">http://www.nurse.okayama.okayama.jp/publics/index/264/</a>
公益財団法人 石川県県民ボランティアセンター <a href="#">[支援マニュアル] 災害時のボランティアの心構え (ishikawa-npo.jp)</a>	公益財団法人 石川県県民ボランティアセンター <a href="#">[支援マニュアル] 災害時のボランティアの心構え (ishikawa-npo.jp)</a>
日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアルVer.2 <a href="#">活動マニュアル(テキスト編) (dietitian.or.jp)</a> (P22, P27 参照)	災害支援:日本栄養士会ホームページ <a href="#">公益社団法人 日本栄養士会 (dietitian.or.jp)</a>

# 16 提供食の把握

活動場所	活動内容	連携機関・職種
被災自治体災害対策本部、避難所・在宅避難・車中避難等	避難所等への提供食の状況を把握する 避難所等への提供食の食事調査を実施し、エネルギー及び栄養量の評価を行う	被災地行政栄養士、避難所等従事スタッフ

## 1 被災地行政栄養士等から避難所等で提供される食事について情報収集し、提供されている食事の内容及び喫食状況について確認する。

- 必要に応じて被災自治体の備蓄状況を把握する。(地域防災計画及び担当課等により)
- 現在の提供食の方法や備蓄食糧の提供状況について把握する。
- 各避難所で提供される1日分(朝・昼・夕)の食事内容について調査する。
- 炊き出しや差し入れの状況及び内容について把握する。
- アレルギー疾患等の要配慮者に対応した食事を提供している場合、必要に応じて別途、要配慮者の食事調査を併せて行う。
- 避難所以外で車中や自宅等で避難している住民について、必要に応じ別途、食事調査を行う。
- 提供食等における充足していないものを把握し、改善に向けた提案を行うとともに避難所等での食における課題をまとめる。

## 2 食事摂取状況の評価を行う。

- 提供食が適切なエネルギー及び栄養量を確保できているのか把握するための調査の実施について、被災自治体災害対策本部又は担当課に承諾を得る。
- 食事調査票をもとに、避難所毎に(必要に応じ、要配慮者、在宅避難者等)算出したエネルギー及び各栄養素の充足について評価する。
- 評価に当たっては厚生労働省から発出されている「避難所における食事提供計画・評価のために当面目標とする栄養の参照量について(厚生労働省通知:平成23年4月21日)」を参考に行う。
- 評価結果は助言・提案を盛り込んだ報告書を作成し、被災自治体災害対策本部及び関係課へ提供する。



必要物品	保管場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画</li> <li>・栄養・食生活支援計画</li> <li>・管内市区町村担当課リスト及び連絡先</li> <li>・避難所リスト</li> <li>・避難所食事調査記録</li> <li>・在宅避難者食事調査記録</li> <li>・記録媒体(カメラ等)</li> </ul> <p>(場合によって必要になるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養計算ソフト及びPC</li> <li>・食品成分表</li> <li>・電卓等</li> </ul>	<p>県栄養災害対策本部 被災地の災害対策本部及び自治体庁舎等 各避難所等</p>

参考資料	保管場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難所における食事提供計画・評価のために当面目標とする栄養の参照量について(厚生労働省通知:平成23年4月21日)」</li> <li>・災害時支援契約書における仕様書</li> <li>・「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」(日本公衆衛生協会:平成31年3月)</li> <li>・「大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード(例)」(日本公衆衛生協会:令和2年3月)</li> <li>・日本人の食事摂取基準2020(厚生労働省)</li> </ul>	<p>厚生労働省ホームページ  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001fjb3-att/2r9852000001fxtu.pdf">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001fjb3-att/2r9852000001fxtu.pdf</a>          日本公衆衛生協会ホームページ  <a href="http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf">http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf</a></p>

# 17 提供食の支援(栄養管理)

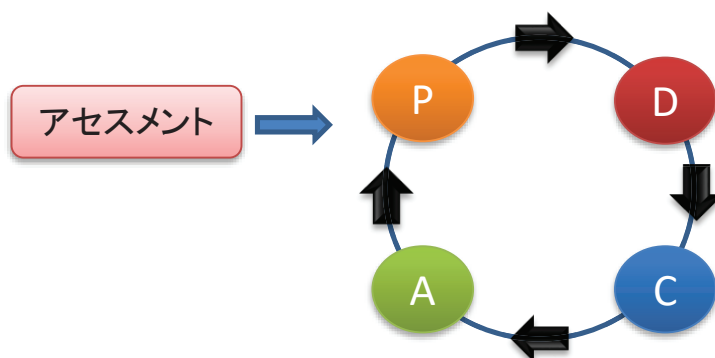
活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所	避難所で提供される食事の栄養管理を行う	避難所運営責任者等

行政栄養士等の指揮のもと<sup>1)</sup>、避難所で提供される食事(備蓄食料、支援物資、炊き出し、弁当等)について栄養管理の観点から支援をしてください。

- 避難所運営責任者等から情報を得て、栄養アセスメントを行う。
- 個別支援が必要な方へ支援物資を提供し、モニタリング、評価を行う。
- 必要に応じて提供食の責任者へ栄養学的な助言や食品衛生に関する助言や啓発を行う<sup>2)</sup>。
- 炊き出し献立集(平時に作成)を活用し、献立を作成し提供する。

1) 公益社団法人日本栄養士会 JDA-DAT運営委員会、日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル(基礎編)Ver.22020

2) 上田、金谷、奥村ら、Japanese Journal of Disaster Medicine, 2020; 25(1): 1-11



必要物品 ・ 参考資料	保管場所
①被災地状況把握シート ②避難所栄養指導計画・報告 ③被災者健康相談票 ④避難所食事状況調査票 ⑤特別食アセスメントシート ⑥避難所におけるラピッドアセスメントシート	①②③④⑤ 日本栄養士会HP(災害支援) ⑥厚生労働省(事務連絡令和2年5月7日別添2)

## 17 提供食の支援(備蓄・支援物資、炊き出し、弁当等)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	避難所等で被災者に提供される食事の 栄養管理を行う	被災地・応援行政 栄養士、被災地・ 応援保健師、避難 所運営責任者等

### 備蓄・支援物資

- 不足しがちな栄養素の補給に有用な食料や栄養補助食品について、特殊栄養食品ステーションから確保・配付する。
- 被災地行政栄養士より支援物資の受入拠点への支援を求められた場合は、①食品の用途とあわせ、賞味期限・消費期限を確認し、無駄なく配付助言、②栄養補助食品を必要とする被災者への配付助言、③物資の衛生的な保管について助言する。
- 炊き出しや弁当等の提供へ切り替える際に、適正なエネルギー量や栄養量の確保ができるよう仕様や献立作成基準等について助言する。

### 炊き出し

- 実施責任者に献立内容について、栄養的及び衛生的な観点から助言する。必要に応じて炊き出しの献立を作成し、提供する。
- 食物アレルギー等の要配慮者に対する対応は、要配慮者の支援担当を連携する。
- 被災地行政栄養士等と連携し、定期的に巡回する。

### 弁当等

- 被災地行政栄養士を通じて、実施責任者に弁当内容について、栄養的及び衛生的な観点から助言する。

# 18-1 要配慮者(全体)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
被災地活動拠点 被災地避難所等	①各避難所で提供食が食べられない等の要配慮者の把握を行う。 ②要配慮者に提供可能な食料を確保し、提供する ③各避難所で提供する食事のアレルギー表示を行う ④要配慮者への栄養相談を実施する	被災地行政 栄養士 応援栄養士 保健師等

## 1 各避難所で提供食が食べられない等の要配慮者の把握を行う。

18-2 避難所巡回

- |                                 |                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 妊婦・授乳婦 | <input type="checkbox"/> 慢性疾患者       |
| <input type="checkbox"/> 乳幼児    | <input type="checkbox"/> 食物アレルギー疾患者  |
| <input type="checkbox"/> 高齢者    | <input type="checkbox"/> 言葉が通じない旅行者等 |
| <input type="checkbox"/> 障がい者   | <input type="checkbox"/> その他(難病等)    |

## 2 要配慮者に提供可能な食料を確保し、提供する。

9 特殊栄養食品ステーション  
13-4 後方支援

要配慮者に配慮した食事が提供できているのか、避難所から情報を把握する。

避難所の支援物資や、特殊栄養食品ステーションの支援物資の中から、要配慮者に適した食品がないか確認し、不足する場合は、県栄災害対策本部へ連絡し、後方支援として物資の調整を依頼する。

## 3 各避難所で提供する食事へのアレルギー表示を行う。

18-3 ~ 18-13 要配慮者の把握

アレルギー疾患者に対し、提供する食事のアレルギー食品が含まれているのか、本人または家族が確認、選択できるよう献立や使用されている原材料の情報提供方法について、被災地行政栄養士や避難所運営責任者と協議を行う。

協議の結果、避難所等でのアレルギー表示を依頼された場合は、後方支援スタッフと連携して、掲示物や配布資料の作成を行い、情報提供を行う。

## 4 要配慮者への栄養相談を実施する。

## 5 終了時

活動を終了したことを避難所等の管理者又は責任者に報告し、御礼を述べる。

活動報告書を作成して現地統括リーダーに報告し、活動報告書及び活動結果を提出する。

現地統括リーダーは、被災地行政栄養士等にとりまとめた結果を報告する。

必要物品 ・ 参考資料	保管場所
避難所食事状況調査票 特別食アセスメントシート	

# 18-2 要配慮者の把握 (避難所巡回時)

1 下記の表の該当するフェーズを確認する。参考:大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン P45

要配慮者の把握	■フェーズ0 概ね発災後24時間以内	■フェーズ1 概ね発災後72時間以内	■フェーズ2 避難所対策が中心の時期
被災地活動拠点 被災地避難所等	<input type="checkbox"/> 被災者の把握 (性、年齢、疾病状況、アレルギー状況、妊産婦の有無)	<input type="checkbox"/> 提供数を食べられない者の把握  <input type="checkbox"/> 要配慮者の食事 調査 (エネルギー及び栄養価の算出)	<input type="checkbox"/> 要配慮者の栄養評価 (エネルギー・栄養素の評価)

※避難所巡回する前に指示を受ける時の確認が必要なのでは？

2. 避難所巡回時の流れ

① 避難所巡回前

- (1) 把握しておくと思われる項目
- (2) 活動開始前に、役割分担や様式等の提供食の状況把握に必要な事項を確認する。

② 活動場所(避難所)到着

- (1) 受付に行き避難所管理者又は責任者と会いたい旨を伝える

- 自分の団体名、氏名を伝える(身分証を提示)
- 避難所名を確認する ⇒ (避難所名 )
- 責任者の名前を確認する ⇒ (責任者名 )
- 自動車等の移動が必要かどうか確認する

- (2) 避難所責任者に訪問した経緯と活動内容を説明する

- (3) 避難所責任者へ状況調査協力の依頼を行う(相手方の業務の妨げにならないように配慮して対応)

- 断れた場合 ⇒  避難者リストの閲覧可能か確認  
 避難者へ聞き取りの許可を確認  
 許可⇒ ○ 閲覧し、避難者 状況を把握する

○ 避難者へ聞き取りを行う(被災者の生活スペースに立ち入る場合は、被災者のプライバシーや心情等に十分配慮した上で活動する。)

↓

- 協力して頂ける場合 ⇒

18-3 ~ 18-13 要配慮者の把握

③ 避難所出発時

- (1) 忘れ物はないか確認
- (2) 避難所責任者、関連職種等へお礼(感謝)を伝える

《繋がり関係するカード》

要配慮者【カード番号18-3~18-13】

# 18-3 要配慮者(個別栄養相談)

## 4 要配慮者への個別の栄養相談を実施してください。

- 要配慮者毎の特性に応じて個別の栄養相談を実施する。
- 要配慮者本人が、自己の身体状況と疾病等に応じて食事療法が継続できるよう、本人の疾病改善意欲を高め、自立できるよう配慮した助言を行う。

### ①妊婦

- 食事は適切な量を食べているか。
- 妊娠高血圧症や妊娠糖尿病等の疾病があるか。

18-5 妊婦

### ②乳幼児

- ミルク、離乳食の摂取状況に不足はないか。
- 食物アレルギー等への対応はできているか。
- 元気がない、食べる(飲む)量が減少しているなどがあれば保健師等に繋ぐ。

18-6、7 乳幼児

### ③高齢者

- 食事は適切な量を食べているか。
- 噛みづらかったり、飲み込みにくかったりする食べものはあるか。
- 持病があるか。

18-8 高齢者

### ④障がい者

- 食事は適切な量を食べているか。
- 噛みづらかったり、飲み込みにくかったりする食べものはあるか。
- 持病があるか。

18-9 障がい者

### ⑤慢性疾患者

- 慢性疾患に適した食事内容となっているか。
- 持病が悪化していないか。

18-10 慢性疾患者

### ⑥食物アレルギー疾患者

- アレルギー原因食品および除去の程度は。
- 提供される食事は食べることができるか。

18-11 食物アレルギー患者

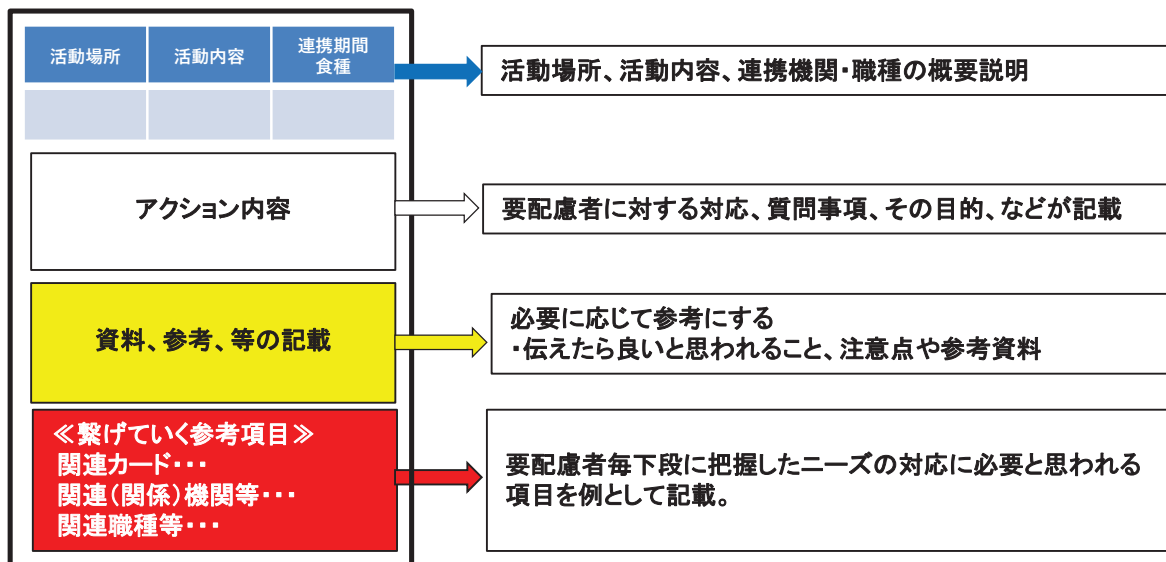
### ⑦言葉の通じない旅行者等

- 出身国、宗教、食べられないものを確認する。
- 食事は適切な量を食べているか。

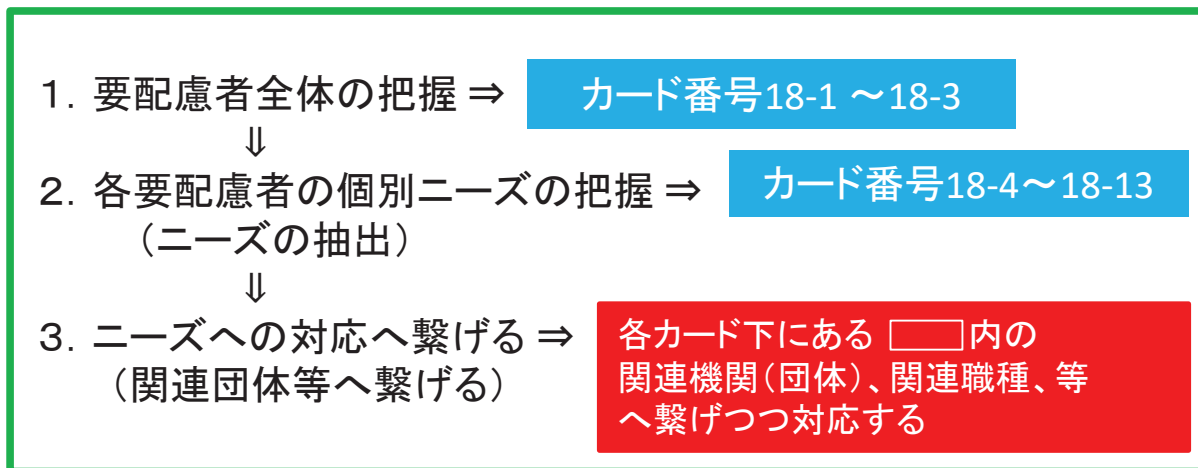
18-12 言葉の通じない旅行者等

# 18-4-①要配慮者

## 《要配慮者カードの読み方》



## 《避難所内避難者・在宅避難者の要配慮者把握の流れ》



要配慮者のカードは、(公社)日本栄養士会の様式の「避難所食事状況調査票」に記入に繋がられるように作成いたしました。 ※但し、それがすべてではない。

# 18-4-②要配慮者

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難	CSCAHHHのHHHをもとに行う。 H: Health care Triage(ヘルスケアトリアージ) H: Helping Hand(ヘルピングハンド) H: Handover(ハンドオーバー) 《全体・個別調査》 ・要配慮者の全体の把握および食および栄養、環境の個別ニーズを把握しニーズ対応にむけて関連団体等に繋げる。	行政 他災害関連団体

参考資料: (一社)日本災害医学会 BHELPコース

## CSCAHHH...H: Health care triage(ヘルスケアトリアージ)

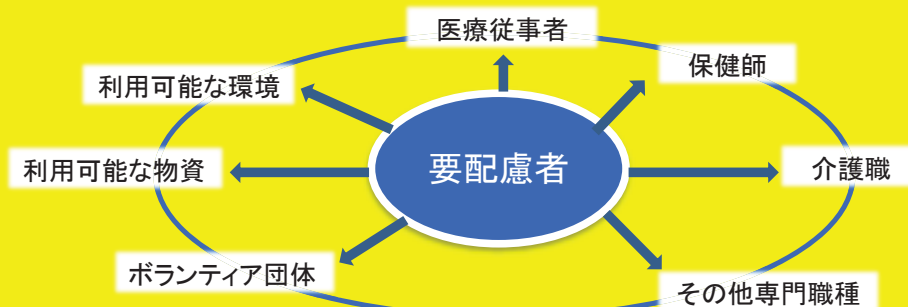
ステージ	分類	対象者
I	避難所等での集団生活が困難で常時専門的ケアが必要なレベル	医療依存が高く医療機関への保護が必要 ⇒ 医療機関 福祉費案所での介護が必要な避難者 ⇒ 福祉避難所
II	他の被災者と区分して専門的な対応をする必要があるレベル	医療的なニーズが高く医療ケアが必要な者 福祉的なニーズが高く介護援助等の継続が必要な者
III	定期的な戦火の見守りや支援があれば、品所や在宅生活が可能なレベル	医療的ニーズ 福祉的ニーズ 保健的ニーズ
IV	現状では生活は自立していて、避難所や在宅生活が可能なレベル	

## CSCAHHH...H: Helping Hand(手を差し伸べる)

《保健・福祉に関する情報収集》

- ◆ 優先度の高い健康問題への直接的なケア
- ◆ 家族の介護負担の軽減
- ◆ 環境調整、整備
- ◆ 必要な資源の確保

## CSCAHHH...Handover(繋げる) 避難所の獲得可能な資源へ繋げる



※ これがすべてではない。



# 18-4-③要配慮者

活動場所	活動内容	連携機関・職種
被災地活動拠点 被災地避難所等	《要配慮者全体把握》 避難所にいる避難者、在宅避難、車中避難されている地域避難者の全体的な人数の把握を行い、個別把握へ繋げる。	行政 他災害関連団体

《要配慮者 **CHECTP**(チケットピー)》

参考資料:災害時の食支援Q&A P33  
大規模災害時の栄養・食生活活動ガイドライン

下記の避難所にいる要配慮者分類とその人数を確認する

- 乳幼児(**C**hild)・・・( 人・口不明) ⇒ カード番号18-6-① ~ カード番号19-7-②
- 障がい者(**H**andicapped)・・・( 人・口不明) ⇒ カード番号18-9
- 高齢者(**E**lderly people)・・・( 人・口不明) ⇒ カード番号18-8-①～②
- 慢性疾患患者(**C**hronically ill)・・・( 人・口不明) ⇒ カード番号18-10-①～②
- 言葉の通じない外国人旅行者(**T**ourist & **V**isiter)・・・( 人・口不明) ⇒ カード番号18-12-①～②
- 妊婦(**P**regnant women)・・・( 人・口不明) ⇒ カード番号18-5

**CHECTP**(チケットピー)以外の要配慮者等

- 食物アレルギー疾患者・・・( 人・口不明) ⇒ カード番号18-11
- 避難所(在宅避難)で要配慮者の把握が未実施。⇒ カード番号18-13 できる限りの情報収集を行う。



個別調査・・・各要配慮者対応カードを参照

**基本的に、各カードの質問や参考、関連機関、関連職種等への対応はすべてではない。(臨機応変)**

# 18-5 妊婦(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	≪個別調査≫ ・食事環境、食事摂取状況から栄養状態等のアセスメントを行い、課題解決に繋げる。	行政 他災害関連団体 ※下記:赤枠白字

個別調査時・・・該当する□に☑して下さい。

Q. 食事は残さずに食べているか？

はい ⇒ 直近で食べたものは何か？  
( )

いいえ ⇒ いつ頃から ( )  
⇒ 理由 ( )

Q. 水分は十分にとれているか？

はい

いいえ ⇒ 1日どの程度 ( )

Q. 妊娠高血圧症や妊娠糖尿等の疾病があるか？

ない

ある ⇒ (  妊娠 高血圧  妊娠 糖尿病  その他 )  
その他 ⇒ ( )

薬 ⇒  持っている ( )  
 持っていない (  処方無し  家にある )

⇒かかりつけ医又は医師の指示のもと、避難生活での食事のとり方の助言が必要な場合があります。

参考:助言内容等

- ◆ 十分なエネルギー、栄養素が確保できていない場合、必要に応じて栄養補助食品等の使用も考えてみてはいかがでしょうか？
- ◆ 塩分の多い食品を確認し、気をつけられるよう代替え案、等を伝えていきましょう。  
(塩分過剰摂取) 例:カップラーメンの汁



準備された様式または日本栄養士会の様式【避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)】に記入

≪繋げていく参考項目例≫

関連カード・・・9(特殊栄養食品St)、12(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引継)  
16(提供食の把握)、17(提供食の支援)、19(被災地の支援)

関連(関係)機関等・・・医療機関、助産師会、特殊栄養食品ST

関連職種等・・・医師、助産師、看護師、管理栄養士

# 18-6-① 乳児(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	≪個別調査≫ ・授乳婦の食事摂取状況および乳児の母乳またはミルク、 離乳食の摂取状況から栄養状態等のアセスメントを行い、 課題解決に繋げる。	行政 他災害関連団体 ※下記:赤枠白字

個別調査時・・・該当する□に☑して下さい。

・母乳を飲んでいる乳児・・・ ①へ

・ミルクを飲んでいる乳児・・・ ②⇒ カード番号18-6-②

・離乳食を食べている乳児・・・③⇒ カード番号18-6-②

## ① 母乳を飲んでいる乳児

(授乳婦)

Q. 食事は残さずに食べているか？

はい ⇒ 直近で食べたものは？

(

)

いいえ ⇒ いつ頃から(

)

⇒ 理由(

)

Q. 水分は十分にとれているか？

はい

いいえ ⇒ 1日どの程度(

)

(乳児)

Q. 乳児の月齢 (      ヶ月 )

Q. 授乳の状況

授乳回数 (      回/日)

授乳場所(      )

授乳時間 (      分/回)

Q. 母乳は十分足りているか？

はい

いいえ

・元気度および尿や便の回数で確認するとよいです。(オムツがしっかりと濡れるくらいの尿が1日6回以上出ていれば、足りていると判断できます。)

### 参考助言内容等

- ◆ お母さんが十分なエネルギー、栄養素が確保できていない場合、必要に応じて栄養補助食品等の使用も伝えてみてください。
- ◆ 母乳が不足する場合には、ミルクで補うことも出来ますが、授乳を中断すると母子の心身に影響がある場合もあるので、不安を与えないよう丁寧な説明と対応を行いましょう。
- ◆ 母乳量が減少し元気がない場合は医師、助産師等に相談できるように繋ぎましょう。

## 18-6-② 乳児(要配慮者)

個別調査時・・・該当する□に☑して下さい。

## ② ミルクを飲んでいる乳児

Q. 乳児の月齢は (      月 )

Q. 牛乳アレルギー等、特殊ミルクを必要とするのか？

いいえ

はい ⇒ 牛乳アレルギー用ミルクや特殊ミルクの確保(行政等担当者に繋ぐ)

Q. 飲むミルクの量が減少していないか？

はい

いいえ ⇒ いつ頃から(      )  
⇒ 1回のミルクの量(      ) 1日の回数(      )

Q. 粉ミルクやミルク調整用の水、哺乳瓶等は足りているか？

はい

いいえ ⇒ 不足している物(      )

Q. 哺乳瓶等の消毒はできているか？

はい

いいえ

## 参考助言内容等

◆ ミルクの量が減少し元気がない場合は医師、助産師等に繋がしましょう。

◆ 調乳するにあたっては、石鹸での手洗いなど清潔な手で行うことが基本です。

## ③ 離乳食を食べている乳児

Q. 乳児の月齢、離乳食の回数は？

乳児の月齢 (      月 )       母乳又はミルクの回数 (      回 )

離乳食の回数 (      回/日 )

Q. 食物アレルギーはあるか？

ない

ある ⇒ 「食物アレルギー疾患児」(カード番号17-2-3) へ

Q. 離乳食は食べているか？

はい ⇒ 直近で食べたものは何か？

(      )

いいえ ⇒ いつ頃から (      )

⇒ 理由 (      )

Q. 授乳、離乳食後は口腔ケアを行っているか？

はい

いいえ

## 参考助言内容等

◆ 普段の離乳食の内容から、提供食や備蓄食(ベビーフードなど)から児に合った離乳食や与え方の工夫の助言も大切です。



準備された様式または日本栄養士会の様式【避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)】に記入

＜繋げていく参考項目＞

関連カード・・・9(特殊栄養食品ST)、12(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引き継ぎ)、

16(提供食の把握)、17(提供食の支援)、19(被災者の支援)

関連(関係)機関等・・・医療機関、助産師会、行政、特殊栄養食品ST

関連職種等・・・医師、助産師、保健師、管理栄養士、言語聴覚士、歯科医師等

# 18-6-③ 乳児(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	≪個別調査≫ ・食物アレルギーの状況および母乳またはミルク、離乳食摂取状況から栄養状態のアセスメントを行い、食物アレルギー対応に繋げる。	行政 他災害関連団体 ※下記: 赤枠白字

個別調査時・・・該当する□に☑して下さい。

(食物アレルギー疾患児)

Q. アレルギー原因食品および除去の程度は？

- ・原因食品 ( ) 除去程度 ( )
- ・原因食品 ( ) 除去程度 ( )
- ・原因食品 ( ) 除去程度 ( )

Q. 避難所での離乳食の内容は？食べることができる離乳食はあるのか？

- はい ⇒ 食べている離乳食 ( )
- いいえ ⇒ いつ頃から ( )
- ⇒ 今の離乳食は？
- (母乳またはミルクのみ ( ))

Q. 授乳、離乳食後は口腔ケアを行っているか？

- はい  いいえ

参考助言内容等

- ◆ 提供食や備蓄食(ベビーフードやアレルギー対応ベビーフードなど)から児の食物アレルギーに対応した離乳食、与え方の工夫を伝えると役立てられると思います。
- ◆ 加工食品に含まれるアレルギー表示の見方など活用について伝えると役立てると思います。
- ◆ 誤食を防ぐため、以下の事を保護者に伝えることも大切です。
- ・何かあった時の為に身近な人等に食物アレルギーがあることを知っておいてもらうと安心です。

その他

- ◆ 避難所等で提供される食事について、アレルギー原因食品が含まれているのか確認しておく役立つと思います。
- ◆ 加工食品について、特定原材料以外のアレルギー原因食品が含まれていることがあるので、注意しましょう。



準備された様式または日本栄養士会の様式【避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)】に記入

≪繋げていく参考項目≫

関連カード・・・9(特殊栄養食品St)、12(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引き継ぎ)、16(提供食の把握)、17(提供食の支援)、19(被災者の支援)

関連(関係)機関等・・・医療機関、行政、特殊栄養食品ST

関連職種等・・・医師、保健師、管理栄養士、言語聴覚士、歯科医師等

18-7-① 幼児(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	《個別調査》 ・食事環境、摂取状況、栄養状態等からアセスメントを 行い、課題解決に繋げる。	行政 他災害関連団体 ※下記:赤枠白字

個別調査時...該当する□に☑して下さい。

Q. 児の年齢は ( 才 ヶ月 )

Q. 食物アレルギーはあるか？  
 ない  
 ある ⇒ 「食物アレルギー疾患児」⇒ カード番号18-7-②

Q. 食事は残さずに食べているか？  
 はい ⇒ 直近で食べたものは何か？ ( )  
 いいえ ⇒ いつ頃から ( )  
 ⇒ 理由 ( )

Q. 水分は十分にとれているか？  
 はい  
 いいえ ⇒ 1日どの程度 ( )

Q. 菓子類などで空腹を満たしていないか？  
 はい ⇒ 内容・量 ( )  
 ⇒ 理由 ( )  
 いいえ

参考助言内容等  
 ◆ 常に菓子類など食べ物を自由に摂取できる環境になっている場合は、疾患発症リスクが高くなるので環境の見直しの必要性を関連団体等、関連職種等と共有し改善へと繋げていく。

Q. 食後の歯磨きを行っているか？  
 はい  
 いいえ ⇒ 理由 ( )

参考助言内容等  
 ◆ エネルギー、栄養が不足している場合は提供食や備蓄食から、児に合った食事の与え方等を伝えると役立てられると思います。  
 ◆ 食事制限がある児に対しては、かかりつけ医又は医師の指示のもと避難生活での食事の取り方について助言が必要なこともあります。



準備された様式または日本栄養士会の様式【避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)】に記入

《繋げていく参考項目例》

関連カード...9(特殊栄養食品St)、12(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引き継ぎ)、  
16(提供食の把握)、17(提供食の支援)、19(被災者の支援)

関連(関係)機関等...医療機関、行政、特殊栄養食品St、等

関連職種等...医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等

# 18-7-② 幼児(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	≪個別調査≫ ・食事環境、摂取状況、栄養状態等からアセスメントを行い、アレルギー対応に繋げる。	行政 他災害関連団体 ※下記: 赤枠白字

個別調査時…該当する□に☑して下さい。

(食物アレルギー疾患児)

Q. アレルギー原因食品および除去の程度は？

- ・原因食品 ( ) 除去程度( )
- ・原因食品 ( ) 除去程度( )
- ・原因食品 ( ) 除去程度( )

Q. 提供される食事は食べることができるか？

はい ⇒ 直近で食べたものは何か？⇒ ( )

いいえ ⇒ いつ頃から ( )

⇒ 提供される食事以外で食べているものは？ ( )

Q. 水分は十分にとれているか？

はい

いいえ ⇒ 1日どの程度( )

Q. 食後の歯磨きを行っているか？

はい

いいえ ⇒ 理由 ( )

---

**参考助言内容等**

- ◆加工食品に含まれるアレルギー表示の見方や活用について伝えると役立てられると思います。
- ◆避難所等でアレルギー対応食品がある場合は、そのことを伝えると不安を軽減できるでしょう。
- ◆食事の摂取状況を把握し、アレルギー原因食品が除去食事を摂取することで、栄養摂取量が不足する可能性がある場合は代替食品等の食べ方を伝えると役立てられると思います。
- ◆誤食を防ぐため、以下の事を保護者に伝えることも重要です。
  - ・配布された物やもらった物は、保護者確認後に食べることで子供が守られます。
  - 声掛け例:「もらった物は、どんなものが入っているか一緒に見てみようね。」
- その他
- ◆避難所等で提供される食事について、アレルギー原因食品が含まれているのか確認しておくと思えます。
- ◆加工食品について、特定原材料以外のアレルギー原因食品が含まれていることがあるので、注意しましょう。



準備された様式または日本栄養士会の様式【避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)】に記入

≪繋げていく参考項目例≫

関連カード…9(特殊栄養食品St)、12(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引き継ぎ)、16(提供食の把握)、17(提供食の支援)、19(被災者の支援)

関連(関係)機関等…医療機関、行政、特殊栄養食品St、等  
 関連職種等…医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等

# 18-8-① 高齢者(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	≪個別調査≫ 高齢者:65歳以上 <small>(国連の世界保健機関(WHO)の定義)</small> ・食事環境、摂取状況、身体状況、等の現状把握を行い、栄養状態の課題解決に繋げる。	行政 他災害関連団体 ※下記:赤枠白字

個別調査時・・・該当する口に☑して下さい。

**≪食事環境≫**

Q.食事を食べる場所はどこですか？(考えられること:避難所場所の把握、等々)

避難所内( )

自宅

その他( )

Q.食事は誰と食べられていますか？(考えられること:独居、等々)

家族( 人)

一人

その他( )

**≪口腔≫**

Q.歯は磨けていますか？(考えられる問題点:口腔内不衛生、う歯、誤嚥性肺炎のリスク、等々)

はい

いいえ ⇒ いつから( )

Q.義歯はありますか？ (考えられる問題点:食事摂取量の低下、咀嚼困難、等々)

ある ⇒(  総義歯  部分  合っていない)

ない ⇒(  持ってくるのを忘れた  自歯)

Q.かみづらい食べものはありますか？(咀嚼機能低下、口腔内不衛生、う歯、義歯の不一致、等々)

ない

ある ⇒ どんなもの ( )

理由:( )



カード番号18-8-②



# 18-8-② 高齢者(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	≪個別調査≫ 高齢者:65歳以上 <small>(国連の世界保健機関(WHO)の定義)</small> ・食事環境、摂取状況、身体状況、等の現状把握を行い、栄養状態の課題解決に繋げる。	行政 他災害関連団体 ※下記:赤枠白字

個別調査時・・・該当する口に☑して下さい。

≪摂取状況≫

Q.食事は残さずに食べて(飲んで)いるか(考えられる問題点:低栄養・摂食嚥下障害、認知機能、メンタル、等々)

はい ⇒ 直近で食べたもの(飲んだもの)は何か?  
 ( 朝 昼 間 夕 夜 ... )

いいえ ⇒ いつ頃から( )  
 ⇒ 理由 ( )

Q.呑み込むのが大変なことはありますか?(考えられる問題点:摂食嚥下障害、認知機能、メンタル、等々)

いいえ

はい ⇒ どんな食べ物(飲み物)の時ですか? ( )

Q.食事中、食後、水分を飲む時、何もしていない時ムセはあるか?  
 (考えられる問題点:摂食嚥下障害、認知機能、メンタル、等々)

ある ⇒ (食事中 食事後 水分 何もしていない時)

ない

Q.水分は1日にどのくらい飲まれていますか?

1000ml以上  500~1000ml  ~500ml

≪身体状況≫

Q.ツルゴール反応がある。(考えられる問題点:脱水、食欲不振、等々)

ない  ある

Q.トイレは1日何回いくか?(考えられる問題点:水分摂取不足、便秘、頻尿、等々)

(  回) ⇒ (小 回、大 回) 行っていない⇒(1日 2日 3日以上)

Q.持病があるか?(考えられる問題点:疾患管理が出来ていない、等々)

ない

ある ⇒ カード番号18-10-①



準備された様式または日本栄養士会の様式【**避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)**】に記入

≪繋げていく参考項目例≫  
 関連カード・・・9(特殊栄養食品St)、(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引き継ぎ)、  
 16(提供食の把握)、17(提供食の支援)、19(被災者の支援)  
 関連(関係)機関等・・・医療機関、福祉避難所、特殊栄養食品St、等  
 関連職種等・・・医師、精神科医、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士、等

# 18-9 障がい者(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	個別調査 ・食事環境、摂取状況、身体状況、等の現状把握を行い、栄養状態の課題解決に繋げる。	行政、福祉避難所、 D-WAT、他災害関連団体

個別調査時...該当する□に☑して下さい。

Q. コミュニケーション方法(複数回答可)  
点字 音声 手話 映像 文字

Q. 支援者(パートナー、家族含む)は同伴しているか  
同伴⇒家族 盲導犬 その他( ) 同伴できていない

Q. 食事は残さずに食べて(飲んで)いるか (考えられる問題点:精神的な不安定による拒食、拒食による精神不安定、低栄養、等々)  
はい ⇒ 直近で食べたもの(飲んだもの)は何ですか?  
 ( 朝 昼 間 夕 夜 ... )  
いいえ ⇒ いつ頃から( )  
 ⇒ 理由( )

Q. 義歯状況 (考えられる問題点:食事摂取量の低下、咀嚼困難、等々)  
ある ⇒(総義歯 部分 合っていない)  
ない ⇒(持ってくるのを忘れた 自歯 装着不可)

Q.食事中、食後、水分を飲む時にムセはありますか?  
ある ⇒(食事中 食事後 水分)  
ない

Q.ツルゴール反応がある。(考えられる問題点:脱水、食欲不振、等々)  
ある ⇒ 水分は1日どのくらい飲んでいきますか?  
1000ml以上  
500~1000ml ~500ml  
ない (考えられる問題点:不安定、水中毒など)  
用意された場所にいる 水飲み場から離れず、飲み続ける

Q.トイレは1日何回いくか? (考えられる問題点:水分摂取不足・過多、便秘、頻尿、等々)  
 ( )回 ⇒ (小 回、大 回)  
3日以上トイレに行っていない。

Q.持病はあるか? (考えられる問題点:疾患管理ができない、等々)  
ない ある⇒治療薬あり服薬できている 治療薬を必要とするが無い 治療薬無し



準備された様式または日本栄養士会の様式【**避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)**】に記入

《繋げていく参考項目例》

関連カード...9(特殊栄養食品St)、12(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引き継ぎ)、  
 16(提供食の把握)、17(提供食の支援)、19(被災者の支援)  
 関連(関係)機関等...医療機関、福祉避難所、D-WAT、栄養食品St、等  
 関連職種等...医師、精神科医、歯科医師、支援者、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、  
 言語聴覚士等

# 18-10-① 慢性疾患者(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	≪個別調査≫ ・慢性疾患を把握し、疾患に対応した食事・栄養支援を行う。	行政 他災害関連団体 ※下記:赤枠白字

個別調査時…該当する□に☑して下さい。

参考 <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/07/dl/s0701-4b.pdf>

疾患名 …  高血圧  糖尿病  腎臓病(腎不全)

呼吸器疾患 … ( )

食物アレルギー … ( )

その他 … ( )

持参されている薬 質問例)何のお薬をもらっているのですか?  
お薬お持ちですか?

薬の数 … ( )

薬名…

病気に関する手帳など⇒持っていたら、医療者へ繋ぐ

≪糖尿病≫ …  糖尿病連携手帳  糖尿病眼手帳

その他( )

≪循環器疾患≫ …  心不全手帳  血圧手帳

その他( )

≪その他≫ …



カード番号18-10-②

# 18-10-② 慢性疾患者(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	<<個別調査>> ・慢性疾患を把握し、疾患に対応した食事・栄養支援を行う。	行政 他災害関連団体 ※下記:赤枠白字

個別調査時・・・該当する□に☑して下さい。

**※高齢者の方は、記入しなくて大丈夫です。(カード番号18-8 実施済の場合)**

Q. 食事は残さずに食べて(飲んで)いるか (考えられる問題点:低栄養・摂食嚥下障害、認知機能、メンタル、等々)

□はい ⇒ 直近で食べたもの(飲んだもの)は何か?  
( □朝 □昼 □間 □夕 □夜 ... )

□いいえ ⇒ いつ頃から( )  
⇒ 理由( )

Q. 食事中、食後、水分を飲む時、何もしていない時ムセはあるか?

□ある ⇒ (□食事中 □食事後 □水分 □何もしていない時)  
□ない

Q. 水分は1日どのくらい飲んでいるか? (考えられる問題点:脱水、食欲不振、等々)

□ 1000ml以上 □ 500~1000ml □ ~500ml  
□ 医師から水分制限の指示がある ⇒ ( ) ml)

Q. トイレは1日何回いくか? (考えられる問題点:水分摂取不足、便秘、頻尿、等々)

( ) 回 ⇒ (小 回、大 回)  
□トイレに行っていない。⇒ (□1日 □2日 □3日以上)



準備された様式または日本栄養士会の様式【**避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)**】に記入

**<<繋げていく参考項目例>>**

関連カード・・・9(特殊栄養食品St)、12(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引き継ぎ)、  
16(提供食の把握)、17(提供食の支援)、19(被災者の支援)

関連(関係)機関等・・・医療機関、福祉避難所、特殊栄養食品St、薬局

関連職種等・・・医師、薬剤師、ケアマネ、介護職員、等

# 18-11 食物アレルギー疾患(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	≪個別調査≫ ・食物アレルギーの状態を把握し、食事環境・食事摂取状況等から、疾患に応じた食事・栄養支援を行う。	行政 他災害関連団体 ※下記:赤枠白字

個別調査時・・・該当する口に☑して下さい。

Q. 図の中で該当するアレルギー食品を教えてください。



Q. アレルギー原因食品および除去の程度は？

- ・原因食品 ( )
- ・除去程度 ( )

Q. 提供される食事は食べることができるか？

- はい ⇒ 直近で食べたものは何か？ ( )
- いいえ ⇒ いつ頃から ( )
- ⇒ 提供される食事以外で食べているものは？ ( )

**参考：助言内容等**

- ◆ 加工食品に含まれるアレルギー表示の見方や活用について。
- ◆ 避難所等でアレルギー対応食品が用意されている場合は、紹介しましょう。
- ◆ 食事摂取状況把握で、不足する可能性のある栄養素、その代替食品等の助言が大切です。
- ◆ 避難所等で提供される食事で、アレルギー原因食品が含まれているのか確認しましょう。
- ◆ 加工食品は、特定原材料以外のアレルギー原因食品が含まれていることがあるので、注意が必要。



準備された様式または日本栄養士会の様式【**避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)**】に記入

≪繋げていく参考項目例≫  
 関連カード・・・9(特殊栄養食品St)、12(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引継)16(提供食の把握)、  
 17(提供食の支援)、19(被災地の支援)  
 関連(関係)機関等・・・医療機関、特殊栄養食品ST  
 関連職種等・・・医師、管理栄養士

# 18-12-① 言葉の通じない旅行者等(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	日本国に滞在する外国籍の方に対して人権、尊厳を保ち安心して避難生活を送っていただくうえで、食事環境、摂取状況、身体状況、等の把握を行い、栄養課題の解決につなげていく。	行政 他災害関連団体 ※下記: 赤枠白字

個別調査時...該当する口に☑して下さい。

◆名前と団体名を伝える。※出来る限り。(例: ジェスチャー、ジャンパーの文字を指さす、等)

《避難者を把握する》

Q. 出身国を確認する。(下記: 例) 日本語: あなたの出身国はどちらですか?

- 英語: Which country are you from?      ○ 中国語: 您是哪个国家的人
- 韓国語: 당신의 국적은 어디입니까?      ○ フランス語: Quel est votre pays d'origine?
- スペイン語: De quépaíseseres?      ○ アラビア語: من أي بلد أنت
- ベトナム語: Bạn đến từ đất nước nào?

Q. 宗教を確認する。(下記: 例) 日本語: あなたは宗教をもっていますか?

- 英語: Do you have a religion?      ○ 中国語: 您的宗教信仰是什么?
- 韓国語: 당신은 종교를 가지고 있습니까?      ○ フランス語: Avez-vous une religion?
- スペイン語: ¿Tienes una religión?      ○ アラビア語: هل لديك دين
- ベトナム語: Bạn có một tôn giáo?

No       YES



キリスト教



ユダヤ教



イスラム教



ヒンドゥー教

Q. 食べられない物(下記: 例) 日本語: 食べられない物がありますか?

- 英語: Are there anythings that you can not eat?      ○ 中国語: 不能吃不吃的食物有吗?
- 韓国語: 당신은 먹을 수 없는 물건이 있습니까?      ○ スペイン語: ¿Hay algo que no puedes comer?
- フランス語: Y a-t-il quelque chose que vous ne pouvez pas manger ?
- アラビア語: هل هناك أي شيء لا يمكنك أكله?      ○ ベトナム語: Có thứ gì bạn không ăn được không?

or

 卵

 乳

 小麦

 そば

 落花生

 えび

 かに

 キウイフルーツ

 オレンジ

 バナナ

 カシューナッツ

 くるみ

 ごま

 大豆

 いか

 いくら

 あわび

 さけ

 さば

 りんご

 もも

 まつたけ

 やまいも

 セラチン

 牛肉

 豚肉

 鶏肉

アーモンド









準備された様式または日本栄養士会の様式【避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)】に記入

《繋げていく参考項目例》  
 関連カード...9(特殊栄養食品St)、12(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引き継ぎ)、16(提供食の把握)、17(提供食の支援)、19(被災者の支援)  
 関連(関係)団体...外国人支援団体、等  
 関係者...避難所責任者、通訳ボランティア、その他必要な専門職種、等

-81-

18-12-② 言葉の通じない旅行者等(要配慮者)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 在宅避難 車中避難	日本国に滞在する外国籍の方に対して人権、尊厳を保ち安心して避難生活を送って頂くうえで、食事環境、摂取状況、身体状況、等の把握を行い、栄養課題の解決につなげていく。	行政 他災害関連団体 ※下記: 赤枠白字

個別調査時...該当する□に☑して下さい。

Q. 食事は残さずに食べて(飲んで)いますか (考えられる問題点: 低栄養・摂食嚥下障害、認知機能、メンタル、等々)

- 英語: Do you eat everything that you are offered?
- 中国語: 每次都可以全部吃完吗?       韓国語: 식사는 남기지 않고 먹을 수 있나요?
- フランス語: Mangez-vous sans laisser de nourriture ?
- スペイン語: ¿Estás comiendo toda la comida?     アラビア語: هل تأكل كل الطعام؟
- ベトナム語: Bạn có đang ăn hết thức ăn không?
- Yes     No

Q. 水分は1日どのくらい飲んでいるか? (考えられる問題点: 脱水、食欲不振、等々)

- 英語: How much water do you drink a day?       中国語: 每天会喝多少升水?
- 韓国語: 수분은 1 일 얼마나 마시고 있습니까?     スペイン語: ¿Cuánta agua bebes al día?
- フランス語: Combien d'eau buvez-vous par jour ?
- アラビア語: كم تشرب من الماء يوميا؟       ベトナム語: Bạn uống bao nhiêu nước một ngày?
- 1000ml以上     500~1000ml     ~500ml

Q. トイレは1日何回いくか? (考えられる問題点: 水分摂取不足、便秘、頻尿、等々)

- 英語: How many times a day do you go to the bathroom?
- 中国語: 每天去几次洗手间?
- 韓国語: 화장실은 하루에 몇 번 가고 있습니까?
- スペイン語: ¿Cuántas veces al día vas al baño?
- フランス語: Combien de fois par jour allez-vous aux toilettes ?
- アラビア語: كم مرة في اليوم تذهب إلى الحمام؟
- ベトナム語: Bạn đi vệ sinh bao nhiêu lần một ngày?
- 0、 1、 2、 3、 4~



準備された様式または日本栄養士会の様式【避難所食事状況調査票(避難所にいる要配慮者のその他)】に記入

《繋げていく参考項目例》

関連カード...9(特殊栄養食品St)、12(活動拠点・現地統括)、13(後方支援)、14(活動引き継ぎ)、16(提供食の把握)、17(提供食の支援)、19(被災者の支援)  
 関連(関係)団体...外国人支援団体、等  
 関係者...避難所責任者、通訳ボランティア、その他必要な専門職種、等

## 18-13 当該避難所で要配慮者の把握が未実施

出来る限りの情報収集を行う。

収集した内容



必要に応じ対応を行う(臨機応変)



# 19-1 被災者の支援 (栄養相談・健康教育等)

活動場所	活動内容	連携機関・職種
避難所 被災者自宅 仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所等で提供する食事の評価結果をもとに、喫食状況や体調等をふまえた栄養相談</li> <li>○量販店等の復旧にあわせて、自助による不足しがちな栄養素の補給方法等の助言</li> <li>○避難生活長期化に伴う栄養相談、健康教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被災地行政栄養士保健師等</li> <li>②応援自治体栄養士</li> <li>③保健医療チーム</li> </ul>

## 1 被災市区町村管理栄養士等と連携し、避難所における提供食の状況を確認する。

- アクションカードの「16:提供食の把握」をもとに、提供食の食事摂取状況の評価結果を確認する。

### [確認事項(例)]

- ・ 避難所等に避難している被災者全員へ食事提供ができているか。
  - ・ 提供されている食事はエネルギー及び栄養素の過不足がないか。
  - ・ 提供されている食事は残食なく摂取されているか。
  - ・ アクションカードの「18 要配慮者の支援」で把握された要配慮者の食事が十分に提供、摂取されているか。
- 特に、要配慮者や食事制限がある避難者に対し、かかりつけ医又は医師の指示のもと避難生活での食事のとり方について助言する。(参考)「18 要配慮者の支援」のカード

## 2 巡回栄養相談を実施する。

- 栄養・食生活相談票、普及啓発資料などを準備する。
- 避難所以外の被災者(在宅、車内、テント避難等)へも、被災地行政栄養士や保健医療支援チーム(JMAT、保健活動チーム、歯科チーム等)と連携し、巡回栄養相談を行う。
- 必要に応じて栄養補助食品を配付する場合は、使用量や使用方法、用途を説明する。
- 地元の量販店等の復旧状況を踏まえ、必要に応じ被災者に対し適切なエネルギー及び栄養素等確保のために補充したい食品の購入等について助言する。

## 19-2 被災者の支援 (栄養相談・健康教育等)

### 3 巡回栄養相談を行った結果を報告し、情報共有を行う。

- 栄養相談結果を実施報告書(別紙)に記録し、被災地行政栄養士等へ報告する。  
JDA-DATチーム内でも、適宜、情報共有をする。
- 被災地行政栄養士等と連携し、状況分析と必要な支援について検討する。
- 栄養補助食品が必要な場合は、特殊栄養食品ステーションへ調達を依頼する。
- 栄養相談を担当する管理栄養士等は交代制となるので、特に継続的な支援が必要なケースは引継ぎを行う。

### 4 発災からの時間経過に伴い、被災地市町村管理栄養士等と連携した支援活動を行う。

- 避難生活の長期化に伴う、健康状態の悪化(肥満、慢性疾患の悪化、フレイルなど)に対する栄養相談を行う。
- 自立した食事づくりの意欲が低下した被災者へは、調理実習などの機会を提供する。  
パッククッキングを用いた調理方法についても助言する。
- 仮設住宅への入居が進んだら、巡回栄養相談や共通課題等について健康教育を行う。
- 孤立による体調悪化を防ぐため、仮設住宅敷地内の集会所や、近隣の公民館などでふれあい食事会を行う。

必要物品 ・ 参考資料	保管場所
栄養・食生活相談票 避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組指針(H25.8内閣府) 普及啓発・健康教育媒体 ・「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」(日本公衆衛生協会:平成31年3月) ・「大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード(例)」(日本公衆衛生協会:令和2年3月)	日本公衆衛生協会 ホームページ <a href="http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf">http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf</a>

## 20 食中毒・感染症の予防

活動場所	活動内容	連携機関・職種
各避難所 在宅避難 車中避難	避難所等での食中毒及び感染症予防対策の状況確認を行い、必要に応じて避難所運営側に必要事項について伝達・情報提供する	被災地自治体関係者及び現地保健所職員

## 1 避難所の衛生状況を確認する。

- 感染対策(上水道の使用可否・手洗い・手指消毒、マスクの着用等の有無)の状況を確認する。
- 避難世帯ごとの間隔や仕切りの設置状況、換気実施状況の確認。
- 食事提供時や食品保管方法(冷蔵庫の設置等)の衛生状況を確認する。
- 食べきれなかった食品が取り置きされていないか状況を確認する。
- 炊き出し等が実施されている場合は、衛生状態が保たれているか確認する。
- トイレの清掃・衛生状態の確認

## 2 必要物品を配置状況を確認する。(又は必要物品の充足状況を把握する。)

- 手洗い設備     ペーパータオル     消毒用アルコール
- マスク         仕切り(パーティション等)
- 換気用送風機(扇風機・換気扇等)     その他(                    )

## 3 感染対策について啓発・周知状況を確認する。なお、周知を呼びかけるにあたっては被災地自治体の方針に沿って情報共有しながら実施する。

- チラシ・ポスター等の配布や掲示があるか確認
- 口頭による呼びかけの実施

必要物品 ・ 参考資料	保管場所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」(日本公衆衛生協会H31.3)</li> <li>・「大規模災害時の栄養・食生活支援のためのアクションカード(例)」(日本公衆衛生協会R2.3)</li> <li>・避難生活を少しでも元気に過ごすために(衛生管理リーフレット)国立健康・栄養研究所 日本栄養士会</li> </ul>	日本公衆衛生協会HPより <a href="http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/20200423_1.pdf">http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/20200423_1.pdf</a> 日本栄養士会HPより <a href="https://www.dietitian.or.jp/data/manual/h23evacuation2a.pdf">https://www.dietitian.or.jp/data/manual/h23evacuation2a.pdf</a>

## 2 各種様式

## (1) 避難所食事状況調査票

## 避難所食事状況調査票

調査日 ①	西暦 年 月 日( )		記入者 ②	あなたの所属 <sub>A</sub>	<input type="checkbox"/> 保健所 <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 市町村 <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 他自治体 <sub>3</sub> <input type="checkbox"/> 栄養士会 <sub>4</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>5</sub> :
				氏名 <sub>B</sub>	
避難所名 ③			避難所区分 ④	<input type="checkbox"/> 指定 <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>2</sub> :	
避難者数 ⑤	避難者 <sub>A</sub> :計( )人 ?→【 <input type="checkbox"/> ～50人 <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 51～100人 <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 101～150人 <sub>3</sub> <input type="checkbox"/> 151～500人 <sub>4</sub> <input type="checkbox"/> 501人～ <sub>5</sub> 】 在宅避難者等、食事だけ取りにくる人の食数 <sub>B</sub> : ( )食				
対応してくれた方 ⑥	氏名 <sub>A</sub> :	お立場 <sub>B</sub>	<input type="checkbox"/> 避難所責任者 <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 食事提供責任者 <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>3</sub> :		
食事提供回数 ⑦	<input type="checkbox"/> 0回 <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 1回 <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 2回 <sub>3</sub> <input type="checkbox"/> 3回 <sub>4</sub> /日		飲料水 ⑧	<input type="checkbox"/> なし <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 不足(1人1日1.5L以下) <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 十分 <sub>3</sub>	
避難所にいる 要配慮者に☑  人数把握が 難しい場合は ☑のみでOK  ⑨	<input type="checkbox"/> 乳児 <sub>A</sub>	人	不足して いるもの に☑	<input type="checkbox"/> 乳児用ミルク <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 離乳食 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> おむつ <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>d</sub> :	
	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <sub>B</sub>	人		<input type="checkbox"/> 7品目除去食 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 7品目以外の除去食 <sub>b</sub> (原因食品: )	
	<input type="checkbox"/> 高血圧 <sub>C</sub>	人		<input type="checkbox"/> 減塩食 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 降圧剤 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> :	
	<input type="checkbox"/> 糖尿病 <sub>D</sub>	人		<input type="checkbox"/> エネルギー調整食 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 内服薬 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> インスリン <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>d</sub> :	
	<input type="checkbox"/> 腎臓病 <sub>E</sub>	人		<input type="checkbox"/> 低たんぱく食 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 低カリウム食 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 薬 <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>d</sub> :	
	<input type="checkbox"/> 摂食嚥下困難者 <sub>F</sub>	人		<input type="checkbox"/> とろみ調整食品 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 嚥下調整食 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> :	
	<input type="checkbox"/> 妊婦・授乳婦 <sub>G</sub>	人			
	<input type="checkbox"/> その他 <sub>H</sub> :				
⑩	<input type="checkbox"/> 要配慮者はいない <sub>1</sub>				
使える ライフライン ⑩	<input type="checkbox"/> 電気 <sub>A</sub>		<input type="checkbox"/> 上水道 <sub>D</sub>		
	<input type="checkbox"/> ガス(湯を沸かす) <sub>B</sub>		<input type="checkbox"/> 下水道 <sub>E</sub>		
	<input type="checkbox"/> 車による人や物のアクセス <sub>C</sub>		<input type="checkbox"/> プールの水 <sub>F</sub>		

避難所で提供している一般の食事について				左の食事への以下の団体・職種の関与(該当に☑) <sub>F</sub>	
区分	メニュー <sub>B</sub>	量 <sub>C</sub>	食事区分 <sub>D</sub> (あったものに☑)	食事提供方法 <sub>E</sub> (該当に☑)	
朝 ⑪ <sub>A</sub>			<input type="checkbox"/> 主食(ご飯/パン/麺) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 主菜(肉/魚/卵/大豆) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 副菜(野菜/きのこ/芋/海藻) (野菜ジュース等含む) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 果物 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 炊き出し <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 弁当 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(調理不要) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 備蓄品(調理不要) <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>e</sub> :	<input type="checkbox"/> 自衛隊 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 栄養士 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> : <input type="checkbox"/> いずれも関与せず <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>e</sub>
<input type="checkbox"/> 足りている <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 足りていない <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 提供なし <sub>3</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>4</sub>			<input type="checkbox"/> 主食(ご飯/パン/麺) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 主菜(肉/魚/卵/大豆) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 副菜(野菜/きのこ/芋/海藻) (野菜ジュース等含む) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 果物 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 炊き出し <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 弁当 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(調理不要) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 備蓄品(調理不要) <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>e</sub> :	<input type="checkbox"/> 自衛隊 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 栄養士 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> : <input type="checkbox"/> いずれも関与せず <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>e</sub>
昼 ⑫ <sub>A</sub>			<input type="checkbox"/> 主食(ご飯/パン/麺) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 主菜(肉/魚/卵/大豆) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 副菜(野菜/きのこ/芋/海藻) (野菜ジュース等含む) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 果物 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 炊き出し <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 弁当 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(調理不要) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 備蓄品(調理不要) <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>e</sub> :	<input type="checkbox"/> 自衛隊 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 栄養士 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> : <input type="checkbox"/> いずれも関与せず <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>e</sub>
<input type="checkbox"/> 足りている <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 足りていない <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 提供なし <sub>3</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>4</sub>			<input type="checkbox"/> 主食(ご飯/パン/麺) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 主菜(肉/魚/卵/大豆) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 副菜(野菜/きのこ/芋/海藻) (野菜ジュース等含む) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 果物 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 炊き出し <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 弁当 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(調理不要) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 備蓄品(調理不要) <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>e</sub> :	<input type="checkbox"/> 自衛隊 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 栄養士 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> : <input type="checkbox"/> いずれも関与せず <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>e</sub>
夜 ⑬ <sub>A</sub>			<input type="checkbox"/> 主食(ご飯/パン/麺) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 主菜(肉/魚/卵/大豆) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 副菜(野菜/きのこ/芋/海藻) (野菜ジュース等含む) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 果物 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 炊き出し <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 弁当 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(調理不要) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 備蓄品(調理不要) <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>e</sub> :	<input type="checkbox"/> 自衛隊 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 栄養士 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> : <input type="checkbox"/> いずれも関与せず <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>e</sub>
<input type="checkbox"/> 足りている <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 足りていない <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 提供なし <sub>3</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>4</sub>			<input type="checkbox"/> 主食(ご飯/パン/麺) <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 主菜(肉/魚/卵/大豆) <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 副菜(野菜/きのこ/芋/海藻) (野菜ジュース等含む) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 牛乳・乳製品 <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 果物 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> 炊き出し <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 弁当 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 支援物資(調理不要) <sub>c</sub> <input type="checkbox"/> 備蓄品(調理不要) <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>e</sub> :	<input type="checkbox"/> 自衛隊 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 栄養士 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> : <input type="checkbox"/> いずれも関与せず <sub>d</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>e</sub>
間食、菓子類 アルコール等 ⑭					

## 避難所食事状況調査票

環境・衛生面	保冷設備(冷蔵庫) <sub>A</sub>	<input type="checkbox"/> 有り <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> 有りだが使用不可 <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 無し <sub>3</sub>		
	調理者の手洗い <sub>B</sub> 現状に☑	<input type="checkbox"/> アルコール消毒 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 流水洗浄 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>c</sub>		
	喫食者の手洗い <sub>C</sub> 現状に☑	<input type="checkbox"/> アルコール消毒 <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 流水洗浄 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>c</sub>		
	トイレ <sub>D</sub> 使用可に☑	<input type="checkbox"/> 元のトイレ <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 仮設トイレ(            )基 <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> ポータブル(            )基 <sub>c</sub>		
	土足禁止エリア <sub>E</sub> に☑	<input type="checkbox"/> 調理スペース <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 避難スペース <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>c</sub>		
	使える炊き出し資源 <sub>F</sub> に☑	<input type="checkbox"/> 調理器具 <sub>a</sub>	<input type="checkbox"/> 人手 <sub>d</sub>	
		<input type="checkbox"/> スペース <sub>b</sub>	<input type="checkbox"/> 食材 <sub>e</sub>	
<input type="checkbox"/> 熱源 <sub>c</sub> (カセットコンロ・ガスボンベ等)		<input type="checkbox"/> その他 <sub>f</sub> :		
⑮ 欲しい電気調理機器 <sub>G</sub> に☑	<input type="checkbox"/> 電子レンジ <sub>a</sub> <input type="checkbox"/> 電気ポット <sub>b</sub> <input type="checkbox"/> その他 <sub>c</sub> :			
被災者の 身体・口腔状況	身体・口腔状況に問題がある人 <sub>A</sub>	<input type="checkbox"/> いる(下のリストへ) <sub>1</sub> <input type="checkbox"/> いない <sub>2</sub> <input type="checkbox"/> 不明 <sub>3</sub>		
	該当者 <sub>B</sub> に☑	<input type="checkbox"/> 風邪、熱など体調不良 <sub>a</sub>	<input type="checkbox"/> エコノミークラス症候群ハイリスク者 <sub>f</sub>	
		<input type="checkbox"/> 下痢、便秘、嘔吐など <sub>b</sub>	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <sub>g</sub> (アトピー性皮膚炎等)	
		<input type="checkbox"/> 感染症。(インフルエンザ・ノロウイルス・破傷風など)	<input type="checkbox"/> 口内炎 <sub>h</sub>	
		<input type="checkbox"/> ぜんそく <sub>d</sub>	<input type="checkbox"/> 不眠 <sub>i</sub>	
		<input type="checkbox"/> 食欲不振 <sub>e</sub>	<input type="checkbox"/> その他 <sub>j</sub> :	
⑯ その他身体・口腔状況(自由記述) <sub>C</sub>				
気が付いたこと	⑰ 利用可能な人材 <sub>A</sub> (助産師、調理員、手話通訳者など)			
	その他 <sub>B</sub> (宗教上のタブーがある人やその他問題点など)			
その他の 支援物資	⑱ 不足しているもの <sub>A</sub>			
	余っているもの <sub>B</sub>			

## (2) 被災者健康相談票

## 被災者健康相談票

相談日 年 月 日

No		担当者名	
種別	・面接→避難所名又は住所 ( ) ・TEL (電話番号: ) ・その他 ( )		
相談者氏名			
対象者	・本人 ・本人以外→氏名 ( ) (続柄: )		
※以下は、対象者の方についてご記入下さい。			
生年月日	明治・大正・昭和・平成 ( )年 ( )月 ( )日 ( )歳		
対象者属性	・乳幼児 ・妊婦 ・授乳婦 ・食物アレルギー		
現病歴	・糖尿病 ・高血圧 ・腎臓病 ・その他 ( )		
現病歴の治療状況	<u>現在の服薬状況</u> ( 中断 ・ 継続 ) 薬品名 ( )		
これまでの食事制限	食事制限 ( 有 ・ 無 ) 具体的な制限内容 ( )		
現在の自覚症状	・発熱 ・吐き気 ・便秘 ・下痢 ・口腔内症状 ( ) ・歯に関する症状 ・その他 ( )		
現在の食事内容	乳児の場合 ( 母乳 ・ 粉ミルク ・ 混合 ) 離乳食 ( 開始 ・ 未開始 )		
	子ども・成人・妊婦・授乳婦・高齢者の場合 (主食 ・ たんぱく質を多く含む食品(肉、魚、卵、乳類等) ・ 野菜 ・ 果物) 具体的な食事内容 ( )		
	1日の食事回数 ( 1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ その他 ( ) )		
	食欲 ( 有 ・ 無 )		
	水分摂取状況 ( ml)		
身体活動	( 1日座位、寝ていることが多い ・ 身体を動かしている )		
相談内容			
指導内容			
今後の支援計画	( 解決 ・ 継続 )		
自由記載欄			

(3) 避難所栄養指導計画・報告

避難所栄養指導計画・報告

年 月 日 ( )

巡回 日時	避難所名	対象者 氏名	年齢	性別	主な疾患	栄養指導 実施有無	指導状況	担当者	特記事項

## (4) 特別食アセスメントシート

## 特別食アセスメントシート

記入日 月 日  
記入者氏名 ( )

No	お名前	年齢	性別	身体状況	滞在場所	特別食の具体的内容
1	No [ ]		男・女	<input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 授乳婦 <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下困難 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー 鶏卵・牛乳・小麦・そば・ピーナッツ・大豆 その他( ) <input type="checkbox"/> 腎疾患 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他(難病等)	部屋No[ ]	
2	No [ ]		男・女	<input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 授乳婦 <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下困難 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー 鶏卵・牛乳・小麦・そば・ピーナッツ・大豆 その他( ) <input type="checkbox"/> 腎疾患 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他(難病等)	部屋No[ ]	
3	No [ ]		男・女	<input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 授乳婦 <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下困難 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー 鶏卵・牛乳・小麦・そば・ピーナッツ・大豆 その他( ) <input type="checkbox"/> 腎疾患 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他(難病等)	部屋No[ ]	
4	No [ ]		男・女	<input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 授乳婦 <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下困難 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー 鶏卵・牛乳・小麦・そば・ピーナッツ・大豆 その他( ) <input type="checkbox"/> 腎疾患 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他(難病等)	部屋No[ ]	
5	No [ ]		男・女	<input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 授乳婦 <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下困難 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー 鶏卵・牛乳・小麦・そば・ピーナッツ・大豆 その他( ) <input type="checkbox"/> 腎疾患 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他(難病等)	部屋No[ ]	
6	No [ ]		男・女	<input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 授乳婦 <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下困難 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー 鶏卵・牛乳・小麦・そば・ピーナッツ・大豆 その他( ) <input type="checkbox"/> 腎疾患 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> その他(難病等)	部屋No[ ]	

○配慮するポイント○ (下記の内容等を聞き取り、特別食の献立作成に必要な情報を記載してください)

**乳幼児**・・・ミルク、離乳食、アレルギー等 **妊婦・授乳婦**・・・つわり、エネルギー確保等 **嚥下困難**・・・刻み、とろみ等  
**食物アレルギー**・・・アレルギー等 **腎疾患**・・・低たんぱく、エネルギー確保、低カリウム等 **糖尿病**・・・エネルギー調整、低血糖、薬等  
**高血圧**・・・水分確保、減塩、薬等 **便秘**・・・食物繊維、水分等 **下痢**・・・低残渣、水分等  
**難病**(潰瘍性大腸炎、クローン病等)・・・低脂質、低残渣、成分栄養剤、薬等



(5) 議事録

**議事録**

[ 通し番号 :                      ]      記入者 :                                      勤務先 :

会議名				
日時	年    月    日	～	場所	
出席者	議長 :			
実施済みの活動	報告者	場所	特記すべき報告内容	
話し合われた課題	議題		決定事項	
その他				

(6) 活動記録票

活動記録票

年 月 日 ( )

活動者

勤務先

発災から 日目

リーダー： ( )

天気：

( )

活動拠点

( )

所属栄養士会

( )

時間	活動内容	活動場所	同行者・連携団体	使用した物
7:00				
8:00				
9:00				
10:00				
11:00				
12:00				
13:00				
14:00				
15:00				
16:00				
17:00				
18:00				
19:00				
20:00				
21:00				

日栄への通達

その他

(7) 特殊栄養食品在庫管理表

	列1	列2	列3	列4	列5	列6	列7	列8	列9	列10	列11	列12	列13
アレルギー対応食品		日付	繰越	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日
	品番AAAAA	入庫数		20									
	品目 ○○	出庫数		10									
		在庫数	20	30									
	品番BBBBB	入庫数											
	品目 ××	出庫数											
		在庫数											
	品番CCCCC	入庫数											
	品目 ▲▲	出庫数											
		在庫数											
高齢者対応食品		日付	繰越	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日
	品番DDDDD	入庫数		40									
	品目 ○○	出庫数		10									
		在庫数	30	60									
	品番EEEEEE	入庫数											
	品目 ××	出庫数											
		在庫数											
	品番FFFFFF	入庫数											
	品目 ▲▲	出庫数											
		在庫数											
病態別対応食品		日付	繰越	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日
	品番GGGGG	入庫数		10									
	品目 ○○	出庫数		3									
		在庫数	5	12									
	品番HHHHH	入庫数											
	品目 ××	出庫数											
	在庫数												

< 対応食品陳列 >

在庫食品は、配置を決めておく

	列 1	2	3	段
アレルギー対応	AAAAA	BBBBB	CCCCC	3
高齢者用	DDDDD	EEEEEE	FFFFFF	2
病態別	GGGGG	HHHHH	IIIIII	1

## (8) 食品配食チェック表

## 食品配食チェック表

- ◆異常がないか確認してから配布してください。
- ◆すぐに食べ、残ったら廃棄するように周知してください。

市町村名 ( )  
避難所名 : \_\_\_\_\_

月 日	受入れ時間	配布時間	食品名 (弁当の種類 等)	個数	賞味期限 消費期限	製造者	異常がないか確認			備考
							におい	外観	容器破れ	
例) ○/○	11:00	12:00	唐揚げ弁当	100	○.○.○	日栄製造(株)	✓	✓	×	×・・・1個。廃棄
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								
/	:	:								

## (9) 炊き出し実施計画表

## 炊き出し実施計画表

市町村名 ( )

	実施日		避難所名	実施主 体	食事内容	提供 食数	備考 (食事に配慮が必要な方への対応等)			
	月日	区分 朝・昼・夕					乳幼児 (有無)	高齢者 (有無)	アレルギー (有無)	その他
例	○/○	昼	中央小学校	〇〇食生活改善団体	粕汁	200	無	有	有	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

# 炊き出しチェック表

炊き出しをする皆様は、調理開始前に  
避難所運営管理者へ必ず提出してください。

団体名	
責任者	
連絡先	
提供日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
提供メニュー (※)	
調理・配膳従事者数	人
食材の保管方法	

(※)提供するメニューは、全て記載すること。記載していないメニューは、提供できません。

## 調理従事者の健康チェック

点検項目	点検結果	
下痢、発熱の症状 (本人、同居家族)	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり ( 人)
手指の傷	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり ( 人)
指輪	<input type="checkbox"/> 外している	<input type="checkbox"/> 外していない ( 人)
爪	<input type="checkbox"/> 短い	<input type="checkbox"/> 長い
衣服	<input type="checkbox"/> 清潔	<input type="checkbox"/> 不清潔
毛髪	<input type="checkbox"/> 落ちないようにしている	<input type="checkbox"/> 落ちないようにしていない

※点検結果の右側の欄に一つでもチェックがある方は、調理・配膳に従事できません。

(避難所運営管理者記入欄)	避難所名【	】
提供メニューは、全て加熱調理品か	<input type="checkbox"/> 加熱調理品のみ <input type="checkbox"/> 加熱しない調理品あり (→提供できません)	
食材の保管方法は適切か	<input type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> 適切でない (→提供できません)
健康チェックで問題のある人はいないか	<input type="checkbox"/> いない	<input type="checkbox"/> いる (→調理や配膳はできません)

【問い合わせ先】

(TEL )

# 炊き出しルール

## ★炊き出し等での注意点

災害時に提供される食事は、備蓄食品やコンビニ等のおにぎりや弁当、インスタント食品などのほか、炊き出しなども行われます。しかし、災害時に炊き出しを行うこととしていても、炊き出しを行う場所や、炊き出しに必要な調理器具や熱源の確保、献立、調理員などのマンパワー、さらには、食材の確保など炊き出しを行う前に準備しておく必要があります。

- 炊き出しの場所を決めていますか
- 実施期間の目安は決められていますか
- 熱源は確保できますか
- 調理器具、食器、使い捨て手袋、ラップなどは確保できますか
- 献立がありますか
- 食材は確保できますか
- 調理スタッフは決めていますか

## 栄養管理

炊き出しは、限られた条件（食材等）の中で作られているので、健康を維持するために必要なエネルギーや栄養素が不足する場合があります。

特に、避難所には、食事に特別な配慮が必要な乳幼児や高齢者、病気により治療を受けている方もおられるので、全ての方が安心して食べられる食事の提供に心がける必要があります。

### 1 特別な配慮が必要な方

#### (1) 乳幼児

- ①ミルク・離乳食：ミルクや離乳食が必要な乳幼児は、粉ミルクやお湯、哺乳瓶、離乳食が必要です。
- ②アレルギーのある乳幼児：牛乳、卵、大豆、小麦等のアレルギーがありますので、提供する食事には気をつけましょう。アレルギーのある児には、除去食や代替食品などにより児に適した食事を提供することが必要です。

#### (2) 高齢者

- ①水分補給：必要な水分を摂取しなければ健康を損なうことになります。食事等からも水分が摂取できるよう工夫しましょう。
- ②食べやすい食事：噛む、飲み込む機能が低下している方や、入れ歯を無くした方などもおられるので、お粥など食べやすい食事も提供しましょう。

#### (3) 病気で食事治療が必要な方

病気で食事治療が必要な方は、まず、自分に必要なエネルギー量など健康状態をしっかりとっておく必要があります。

- ①糖尿病の方：1日3食規則正しく食べる事が大切です。特に、避難所に多く提供される菓子パンやジュースなどは、エネルギーの過剰摂取の原因になります。
- ②腎臓病（人工透析等）の方：たんぱく質や塩分、水分を必要以上に控えると健康を損ねることになります。エネルギー不足にならないよう、おやつなどを取り入れて必要なエネルギーを確保しましょう。

## 2 避難所で気をつけたいこと

### (1) 便秘・下痢

被災後のストレスや生活環境の変化、食物繊維の不足等で便秘や下痢などによる方が増えます。

→ 予防・改善のために  食物繊維の摂取  水分補給

### (2) 倦怠感・疲労感

被災後のストレスや生活環境の変化等で食欲不振に陥り、体力の低下や倦怠感などを訴える人が増えます。

→ 予防・改善のために  栄養バランス食品  ビタミン B 群が補える食品

### (3) 貧血

ごはん、おにぎり、パン等の主食が中心となった食事では、鉄やたんぱく質が不足し、貧血になる方もいます。

→ 予防・改善のために  たんぱく質、鉄を含む食品  鉄を強化した食品

### (4) 風邪の症状

避難所生活等で体力が低下し、風邪にかかりやすくなります。体力回復に必要なたんぱく質等の摂取を心がけましょう。

→ 予防・改善のために  たんぱく質を含む食品  ビタミン類が補える食品

## 衛生管理

大規模な災害が発生した場合には、水道や電気、ガスなどの確保が難しくなるため、食中毒が発生しやすい状況となります。災害時こそ、食中毒予防の基本を守り、食中毒を防ぎましょう。

### 1 手洗いの励行

- ・食中毒の予防に限らず、手洗いが衛生管理の基本です。
- ・食事前やトイレ後などは必ず手を洗い、汚れや細菌等を洗い流しましょう。
- ・ライフラインの破壊により、十分な水が確保できない場合は、次を参考にしてください

清潔な水が十分に確保できない場合の手洗い

- ① おしぼりやウェットティッシュ等で汚れをよく落とす
- ② スプレー等で手全体にアルコールを噴霧し、よくすり込む

### 2 食品の調理にあたっての注意点

- ・加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱しましょう。
- ・加熱調理後に加工を行うもの（サラダ、和え物等）は避けましょう。
- ・事前に一口大に切っておくなど、加熱後に加工しなくてもすむようにしましょう。
- ・米飯は「おにぎり」にしないで、清潔な容器に詰めるようにしましょう。どうしても「おにぎり」をする場合には、手で直接接触らず、ラップに包んで握りましょう。

### 3 食品の提供にあたっての注意点

- ・食品は温度が上がりにくい冷暗所で保管するように心がけましょう。
- ・配付された食品は、長期保存可能なものを除いてすぐに食べましょう。
- ・食べ残した食品は、もったいなくても、思い切って捨てましょう。
- ・食事の前には、必ず手を洗いましょう。（汚れを取り除く）

### 4 排泄物（トイレ等）の衛生的な管理

- ・糞便や嘔吐物は、様々な病気の感染源になる可能性があるため注意しましょう。

### 3 日本栄養士会災害支援チームの教育・訓練

#### (1) 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）運営要綱

平成24年1月28日

##### (目的)

第1条 この要綱は、日本国内外で大規模な地震、台風等の自然災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を行うための、専門的な研修を受けた日本栄養士会災害支援チーム（The Japan Dietetic Association - Disaster Assistance Team）（以下「JDA-DAT」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関する必要な事項を定め、災害時における栄養補給等の支援体制の充実を図ることを目的とする。

##### (活動内容)

第2条 JDA-DATは原則、被災地内において次の活動を行うこととする。

- (1) 被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と連携し、情報を収集・伝達・共有化を図り、緊急栄養補給物資の支援等を行う。
  - (2) 被災施設及び避難所等の責任者の許可のもと、被災者への栄養補給等の支援を行う。
  - (3) 被災地内での個人の被災者に対して、直接栄養補給等の支援を行う。
- 2 JDA-DATは、前項の活動以外に、被災地内での対応の困難な被災者がいる場合は、医療機関等に連絡し必要な対応を行う。
- 3 JDA-DATは、移動・搬送手段、調製粉乳、栄養製品等の栄養補給食品の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- ただし、特殊な栄養製品の確保等、必要が認められる場合は、日本栄養士会会長（以下「会長」という。）に支援を要請することができる。

##### (栄養士の指定)

第3条 次の要件を満たす都道府県栄養士の長は、その旨をJDA-DAT指定栄養士会申請書（様式第1号）で会長に申請するものとする。

- (1) JDA-DATを養成する意思を有すること。
  - (2) JDA-DATを出勤させる意思を有すること。
  - (3) JDA-DATへの活動に必要な人員、装備を有すること。
  - (4) JDA-DATに必要なスキルの研修を行うこと。
- 2 会長は、前項の申請を踏まえて適当と判断した場合には、当該都道府県栄養士会をJDA-DAT指定栄養士会（以下「指定栄養士会」という。）として指定証（様式第2号）を交付するとともに、指定栄養士会との間にJDA-DATへの出勤に関する協定を締結するものとする。

##### (指定の取消)

第4条 指定栄養士の長は、JDA-DATの指定を取り消す場合は、指定栄養士会取消申請書（様式第3号）で会長に申し出なければならない。

- 2 会長は前項の申し出を承諾した場合は、当該指定栄養士会との締結を取り消さなければならない。

##### (JDA-DATの構成)

第5条 JDA-DATは、指定栄養士会単位のJDA-DATスタッフ（以下「スタッフ」という。）とJDA-DATリーダー（以下「リーダー」という。）で構成する。

##### (JDA-DATの編成)

第6条 JDA-DATは、指定栄養士会のスタッフとリーダーをもって編成することを基本とし、実際の活動時に



は、被災地の管理栄養士又は栄養士を1名以上含む計4名程度で編成するものとする。

#### (スタッフ登録)

第7条 指定栄養士の長は会員の中から、必要な研修を受講し、修了した者をスタッフ登録者名簿（様式第4号）に登録し、会長にスタッフ登録者名簿を提出するものとする。

- 2 会長は、前項の登録した者にスタッフ登録証（様式第5号）を指定栄養士の長を通じて交付するとともに、当該スタッフが組織に所属する場合は、必要に応じその所属長にJDA-DATスタッフ従事承諾書（様式第6号）で支援活動の承諾を得る。

#### (リーダー登録)

第8条 指定栄養士の長は登録したスタッフの中から、リーダー候補者を推薦し、会長に推薦書（様式第7号）を提出するものとする。

- 2 会長は、前項の推薦された者で会長が指定する研修会を受講し、修了した者に修了証書を交付するとともに、リーダー登録者名簿（様式第8号）に登録するものとする。
- 3 会長は、前項の登録した者にリーダー登録証（様式第9号）を推薦のあった指定栄養士の長を通じて交付するとともに、当該スタッフが組織に所属する場合は、必要に応じその所属長にJDA-DATリーダー従事承諾書（様式第10号）で支援活動の承諾を得る。
- 4 リーダーは、会長が指定する研修会を修了した者であることを基本とするが、当分の間、研修修了者と同等の知識を有すると認められる指定栄養士のJDA-DATスタッフについても、リーダーとして出動することができるものとする。

#### (登録の継続)

第9条 リーダー及びスタッフは、登録を継続するために、一定の期間内に再教育のための研修を受講しなければならないこととする。

なお、会長及び指定栄養士の長は、その受講状況について管理することとする。

#### (変更)

第10条 指定栄養士の長は、スタッフ及びリーダーの登録名簿の記載事項に変更が生じた場合は、原則として指定栄養士の長を経て登録事項変更届（様式第11号）を会長に提出するものとする。

#### (取消)

第11条 指定栄養士の長は、登録されたスタッフ及びリーダーの取り消しが生じた場合は、登録取消申請書（様式第12号）を会長に提出するものとする。

#### (出動基準)

第12条 JDA-DATの出動基準は、次のとおりとする。

- (1) 被災地内において、災害により複数以上の大規模避難所が設置されると見込まれる場合
- (2) 前号に定める場合のほか、被災地内において災害が発生し、被災者の栄養管理が必要と判断され、JDA-DATが出動し対応することが効果的であると認められる場合
- (3) 国あるいは都道府県、都道府県栄養士会等からJDA-DATの出動要請があった場合

#### (出動要請)

第13条 会長は、前条の出動基準に照らし、JDA-DATを出動させ対応することが効果的であると判断したときは、指定栄養士の長に対してJDA-DATへの出動を要請するものとする。

- 2 会長は、災害現場に出動した医療機関等の長から前条第1号又は第2号の出動基準に該当すると判断されたことにより出動要請があったときは、指定栄養士の長に対してJDA-DATへの出動を要請するものとする。

- 3 指定栄養士の長は会長からの要請を踏まえ、JDA-DATへの出勤が可能と判断した場合には、速やかに会長に連絡するとともに、会長の指示に従いJDA-DATを出勤させるものとする。
- 4 指定栄養士の長は、前項に定める場合のほか、明らかに前条第1号又は第2号の出勤基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、会長の要請を待たずにJDA-DATを出勤させることができる。
- 5 前項の場合において、指定栄養士の長は、出勤後速やかに会長に報告し、その承認を得なければならない。
- 6 前項の規定に基づき会長が承認したJDA-DATの出勤は、会長の要請に基づく出勤とみなす。
- 7 会長は、JDA-DATの出勤要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、JDA-DATの想定される業務及び現場の状況等の情報を指定栄養士会に伝えるものとする。
- 8 指定栄養士の長は、JDA-DATへの出勤後速やかに出勤者名簿（様式第13号）を会長に提出するものとする。
- 9 会長は、JDA-DATの活動における事故等に対応するため、災害支援活動中のJDA-DATスタッフ及びリーダーの傷害保険等に加入するものとする。
- 10 指定栄養士の長は、現場での活動が終了した後JDA-DAT支援活動報告書（様式14号）で会長に報告するものとする。

#### （待機要請）

- 第14条 会長は、災害が発生し、第12条の出勤基準に該当する可能性がある場合、指定栄養士会にJDA-DATの待機を要請することができるものとする。
- 2 待機要請の手順は、出勤要請の手順に準じて行うものとする。
  - 3 次の場合に、指定栄養士の長は、会長からの要請を待たずにJDA-DATを待機させるものとする。
    - （1）指定栄養士の都道府県内において、震度5弱以上の地震が発生した場合
    - （2）東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
    - （3）その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
    - （4）津波警報（大津波警報）が発令された場合
    - （5）南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
    - （6）台風、豪雨等の自然災害が発生し、大規模な避難等が見込まれる場合
    - （7）JDA-DATの出勤を要請すると判断するような災害が発生した場合

#### （研修等）

- 第15条 指定栄養士の長は、JDA-DATの技術向上を図るため、指定栄養士会内外における研修や訓練に努めるものとする。
- 2 JDA-DATリーダーは指定栄養士の長及び行政栄養士等と連携し、地域における防災対策、JDA-DATの研修等に協力するものとする。
  - 3 会長は、JDA-DATリーダーの資質の向上等を図るため、研修や訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

#### （連絡調整）

- 第16条 会長は、日本栄養士会事務局内へJDA-DAT事務局を設置する。
- 2 会長は、JDA-DATの運用、活動の検証及び研修のあり方等について、検討協議するための連絡調整会議を設置する。

#### （経費の負担）

- 第17条 JDA-DATの管理運営に係る事務経費等については、日本栄養士会及び指定栄養士会それぞれにおいて、負担する。
- 2 JDA-DATへの出勤に係る実務経費については、原則、派遣した指定栄養士会が負担し経費の執行を

行う。

ただし、派遣終了後、JDA-DAT 出動経費申請書（様式第 15 号）で会長あて申請することができる。

- 3 会長は、前項に基づき出動経費の申請を受けた場合で、相当と認めるときは申請のあった指定栄養士会の長あてに申請額を支払わなければならない。

（その他）

第 18 条 その他 JDA-DAT に係る事項については、別途会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 28 日から施行する。

【様 式】

（様式第 1 号）	JDA-DAT 指定栄養士会申請書
（様式第 2 号）	JDA-DAT 指定栄養士会指定証
（様式第 3 号）	JDA-DAT 指定栄養士会取消申請書
（様式第 4 号）	スタッフ登録者名簿
（様式第 5 号）	スタッフ登録証
（様式第 6 号）	JDA-DAT スタッフ従事承諾書
（様式第 7 号）	JDA-DAT リーダー推薦書
（様式第 8 号）	リーダー登録者名簿
（様式第 9 号）	リーダー登録証
（様式第 10 号）	JDA-DAT リーダー従事承諾書
（様式第 11 号）	登録事項変更届
（様式第 12 号）	登録取消申請書
（様式第 13 号）	出動者名簿
（様式第 14 号）	JDA-DAT 支援活動報告書
（様式第 15 号）	JDA-DAT 出動経費申請書

## (2) 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）スタッフ研修要綱

平成24年1月28日

### 1 目的

「日本栄養士会災害支援チーム（The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team）（以下「JDA-DAT」という。）運営要綱」（以下「要綱」という。）に基づき登録する JDA-DAT スタッフ（以下「スタッフ」という。）の養成及び教育を実施するにあたり、要綱の目的や内容が確実に達成できるスタッフを育成するための研修内容を定める。

### 2 実施者

日本栄養士会及び JDA-DAT 指定栄養士会（以下「指定栄養士会」という。）

### 3 受講対象者

#### (1) 養成研修

災害支援経験者又は管理栄養士（栄養士）として5年以上の活動（就業）経験者

#### (2) 教育研修

スタッフに登録されている者

### 4 研修目標

(1) 災害時の栄養・食生活支援の基本について説明できる。

(2) 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の必要性及び具体的な役割について説明できる。

(3) JDA-DATとして自己完結型支援の必要性及び準備品等について説明できる。

(4) 机上シミュレーションや演習をとおしてJDA-DATとしての行動ができる。

### 5 研修内容及び時間

#### (1) 養成研修（18時間、内6時間は訓練・演習研修）

##### ア 災害への理解（180分）

JDA-DATの意義と役割、関連法令、災害時の実際

##### イ 栄養アセスメント（360分）

栄養・食生活面の要援護者のためのアセスメント及び指導

##### ウ コミュニケーションスキル（180分）

被災者を理解し、精神・心理面を注意したコミュニケーションのあり方

##### エ 臨機応変の対応能力（180分）

その場の状況を把握し、即対応する能力 自身の健康・安全管理

##### オ 応急措置・救急（180分）

その場で発生する生命（健康）危機管理時の対応能力

#### (2) 教育研修（6時間、内3時間は訓練・演習研修）

##### ア 栄養アセスメント及びコミュニケーションスキル（180分）

最新の情報に基づく栄養アセスメント及びコミュニケーションのあり方

##### イ 臨機応変の対応能力、応急措置・救急（180分）

状況を把握及び即対応能力の向上

### 6 開催回数

#### (1) 養成研修

スタッフの養成計画等に基づき、必要に応じて開催する。

#### (2) 教育研修

スタッフを養成した日本栄養士会及び指定栄養士会は、スタッフの再教育研修として、それぞれ年1回以上開催する。

### 7 条件

要綱第7条に基づくスタッフの登録を継続するための再教育研修として、2年に1回以上日本栄養士会又は指定栄養士会の主催する教育研修を受講しなければならないこととする。

### 8 経費の負担

日本栄養士会及び指定栄養士会が主催する研修会に係る経費については、それぞれが負担する。

ただし、受講者に対する費用負担の設定については、それぞれの判断によることとする。

### 附 則

この要領は、平成24年1月28日から施行する。

#### 4 災害対策の法的枠組み

##### (1) 主な災害対策関係法制

我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっている。

都道府県及び市町村の活動は、災害対策基本法に基づく地域防災計画に規定され、発災後は、災害救助法に従い被災者の保護にあたることになる。

【図9 主な災害対策関係法律の類型別整理表】

類型	予防	応急	復旧・復興
地震 津波	災害対策基本法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法</li> <li>・消防法</li> <li>・警察法</li> <li>・自衛隊法</li> </ul>	激甚災害法 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・小規模企業者等設備導入資金助成法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・森林国営保険法 ・農業災害補償法 ・地震保険に関する法律 <災害税制関係> 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
	大規模地震対策特別措置法		
	津波対策の推進に関する法律		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震財特法</li> <li>・地震防災対策特別措置法</li> <li>・建築物の耐震改修の促進に関する法律</li> <li>・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律</li> <li>・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</li> <li>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</li> </ul>		
火山	活動火山対策特別措置法	水防法	
風水害	河川法		
	特定都市河川浸水被害対策法		
地滑り 崖崩れ 土石流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防法</li> <li>・森林法</li> <li>・特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法</li> <li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</li> </ul>		
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法		
原子力	原子力災害対策特別措置法		

(出典：内閣府・災害対策法制のあり方に関する研究会資料)

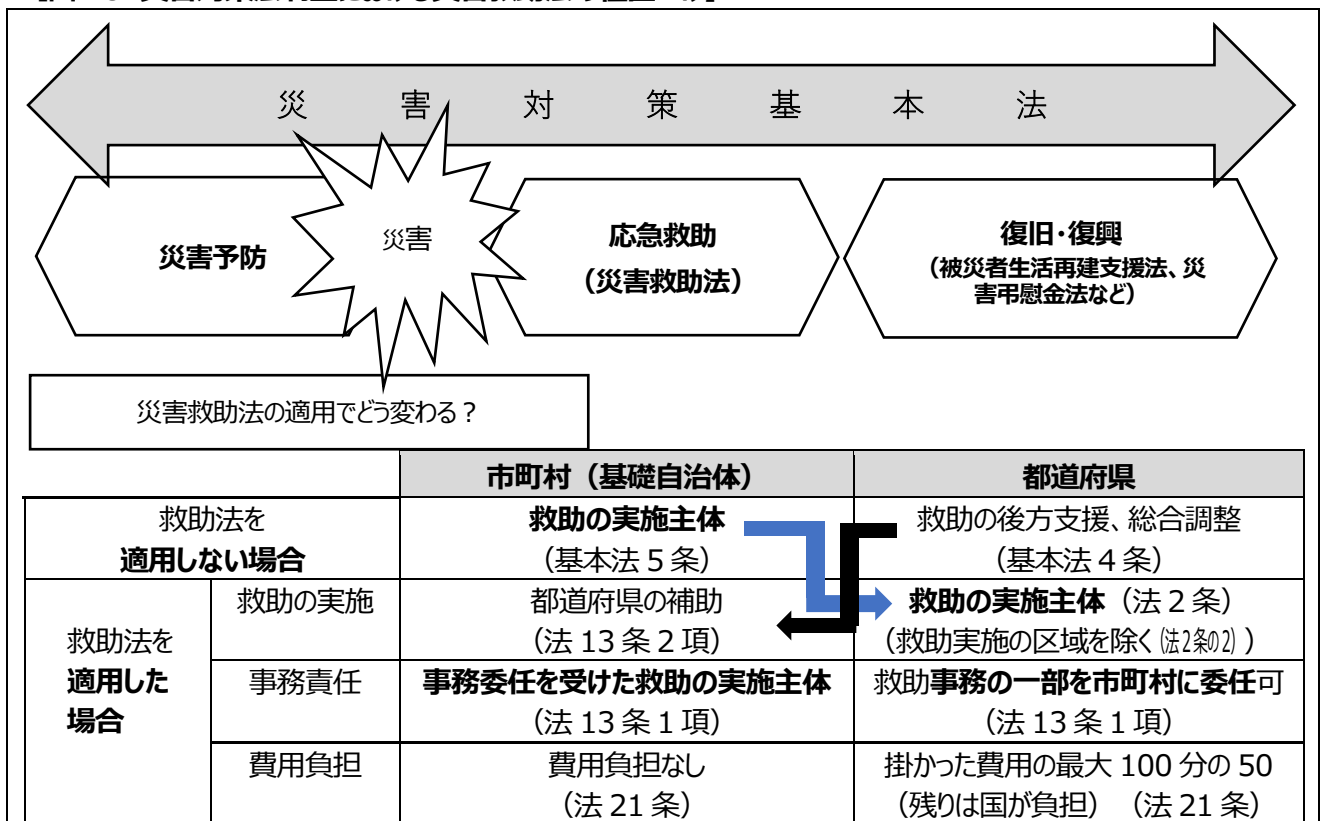
## (2) 災害救助法の概要

災害救助法は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。

災害対策基本法における救助の実施主体は基礎自治体である市町村であり、都道府県は市町村の救助の後方支援・総合調整を行う。災害救助法が適用された場合、救助の実施主体は都道府県となり、市町村は都道府県の補助を行うこととなる。なお、都道府県は必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任することができる。

都道府県では、災害救助法における「炊き出しその他による食品の給与」について、避難所の設置と同様に市町村に事務委任を行うこととなっている。

【図 10 災害対策法制上における災害救助法の位置づけ】



（出典：内閣府・防災情報「災害救助法の概要（令和元年度）」）

## 【災害救助法における救助の種類】

○避難所の設置	○被災者の救出
○応急仮設住宅の供与	○住宅の応急修理
<b>○炊き出しその他による食品の給与</b>	○学用品の給与
○飲料水の供給	○埋葬
○被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	○死体の搜索・処理
○医療・助産	○障害物の除去

（出典：内閣府・防災情報「災害救助法の概要（令和 3 年度）」）

【「炊き出しその他による食品の給与」の概要】

	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日あたり <u>1,160円</u> 以内	(※)
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金 又は借上費、消耗器材費、雑費	

下線部は特別基準（\*）の設定が可能なもの

（\*）特別基準：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

（出典：内閣府・防災情報「災害救助法の概要（令和3年度）」）

（※）1人平均かつ3食という意味である。（令和3年3月31日現在）

主な留意事項
<p>○炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。</p> <p>○握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。</p> <p>○避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。</p> <p>○避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。</p> <p>○避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。</p>

（出典：内閣府・防災情報「災害救助法の概要（令和3年度）」）

（3）避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について

「避難所における食事提供に係る適切な栄養管理について」

（H28.6.6厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡）

- ◆熊本地震では、地震発生後約1か月後に熊本県が行った避難所の食事提供状況に関するアセスメント結果（朝食・昼食はパンやおにぎり、飲み物、夕食は弁当）を踏まえ、避難所における食事提供のための栄養量とともに、適切な栄養管理の留意事項について被災約1か月半後に事務連絡を発出
- ◆適切な栄養管理の留意事項については、熊本地震では、食料供給がブッシュ型支援で行われていることを踏まえ、各避難所における食事の提供等の調整において、必要な対策が講じられる体制の確保が必要である旨明記
- ◆気温上昇と避難所生活の長期化を踏まえ、大型冷蔵庫の確保など避難所の環境整備を図る必要がある旨明記

避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量

目的	エネルギー・栄養素	栄養量
エネルギー摂取の過不足の回避	エネルギー	1,800～2,000kcal
栄養素の摂取不足の回避	たんぱく質	55g以上
	ビタミンB <sub>1</sub>	0.9mg以上
	ビタミンB <sub>2</sub>	1.0mg以上
	ビタミンC	80mg以上

※日本人の食事摂取基準（2015年版）で示されているエネルギー及び各栄養素の値をもとに、平成22年国勢調査結果（熊本県）で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出

＜対象特性に応じて配慮が必要な栄養素＞

目的	栄養素	対象特性に応じた配慮事項（一部抜粋）
栄養素の摂取不足の回避	カルシウム	骨量の蓄積の観点から、特に6～14歳に600mg/日を目安とし、多様な食品の摂取に留意すること
	ビタミンA	成長阻害等を回避する観点から、特に1～5歳に300μg RE/日を下回らない量とし、主菜や副菜の摂取に留意すること
	鉄	月経がある者で貧血の既往歴がある者は医師・管理栄養士等による専門的評価を受けること
生活習慣病の一次予防	ナトリウム（食塩）	高血圧予防の観点から過剰摂取を避けること

「避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について」（平成28年6月6日健康局健康課栄養指導室事務連絡）より 16

7

## 5 参考

### (1) ボランティア活動と責任

- 1 プライバシーへの配慮と思いやりある態度で行動します。(傾聴、共感)
- 2 栄養相談は「指導ではなく支える(支援)」の気持ちで行います。
- 3 他機関などには協調性を持って対応します。(連携、柔軟対応、指揮系統を遵守)
- 4 いつでも、どこでもマナーのある行動をとります。
- 5 いつでも感謝の気持ちをもって活動します。(後方支援者、職場、家庭の協力)
- 6 簡潔で分かりやすい言葉づかいをします。(穏やかに、忍耐強く、共感的)
- 7 略語や専門用語は控えます。(「食事制限」→「食べ方を工夫しましょう」)

### ○NGワード

- 「過去を振り返るな、前を向いて」 「泣いていると亡くなった方が悲しみますよ」  
「いつまでそんなこと言っているの」 「命があったんだから良かったと思って」  
「思ったより元気そうですね」 「仕方ないでしょう」

### ○よりよいコミュニケーションのために

- ・まずは名乗ります。(例:「日本栄養士会災害支援チームの管理栄養士〇〇です」)
- ・自分の話が理解されているか、相手の表情やしぐさに注意します。
- ・相手との適切な距離と位置関係を考えます。
- ・相手の気持ちを尊重します。(体験を語りたくないなど)
- ・異常事態に起こりうる反応を予測する(泣きわめく、怒る、ひきこもる)
- ・栄養支援以外の支援を依頼される場合も対応します。(物資運搬、掃除など)

【支援者としての心構え】独立行政法人国立健康・栄養研究所 社団法人日本栄養士会 災害時の栄養・食生活支援マニュアルより

#### ○自身の健康管理に注意しましょう。

- ・現在、身体的・精神的状態で活動に与える問題はありませんか。(最近受けた治療や手術、活動の妨げとなる食事制限、活動及び身体的な疲労に耐える能力、服薬している場合は活動期間が延びたときの薬の入手方法)
- ・支援者は二次受傷者となり得ます。(被災地で救援活動を行うことで、自らも傷つくことがあります。)

#### ○被災者の様々な情報を知っておきましょう。

- ・被災地ですでに活動している支援者から、事前に現場の指揮命令系統、組織、方針と手順、安全性、利用できるサービスについての説明や、被災地の状況(被災者数、避難所数、地名など)の情報を得ましょう。

#### ○いきなり介入するのではなく、まずは様子を見守りましょう。

- ・場の状況や対象となる人の様子をよく見て、思いやりのある態度で対応しましょう。(被災者が拒否することにも準備をしておきましょう。)

#### ○被災者と話すときは、簡潔で分かりやすい言葉を使い、ゆっくり話しましょう。

- ・忍耐強く、共感的で、穏やかに話してください。
- ・略語や専門用語の使用は好ましくありません。(例えば、「食事制限」ではなく、「食べ方を工夫するように心がけましょう」など表現しましょう。)

#### ○他の支援者及び援助機関と連携し、協調性をもって活動しましょう。

- ・現場を管理しているスタッフや組織と連携し、柔軟に対応しましょう。連携のない活動は混乱を招きます。現場での指揮命令系統を遵守すること。



○ HeLP\_SCREAM (助けてと叫ぶ)

活動開始・本部立ち上げにおける原則となる、災害時の共通言語です。

HeLP\_SCREAM

Hello : 挨拶

Location : 本部棟場所の確保

Pert : 役割分担

Safety : 安全確認

Communication : 連絡手段の確保

Report : 上への報告

Equipment : 物品準備

Assessment : 評価 (人・物の過不足)

METHANE : 情報の発信

○ METHANE 災害時に収集する情報をまとめたものです。

METHANE

Major incident : 大事故災害「待機」または「宣言」

Exact location : 正確な発生場所 地図の座標

Type of incident : 事故・災害の種類 (鉄道事故、化学災害、地震など)

Hazard : 危険性 現状と拡大の可能性

Access : 到達経路 進入方向

Number of casualties : 負傷者数 重症度、外傷分類

Emergency services : 緊急対応すべき機関

– 現状と今後必要となる対応

(例)

M 名前と災害の大きさ : 私は〇〇です。地震が発生。

E (正確な場所) : 場所は〇〇県〇〇市です。

T (事故の種類) : 大地震による家屋の崩壊です。

H (危険物、障害物) : 道路にがれきが散乱しています。

A (アクセス) : 進入路があるかわかりません。

N (傷病者数) : 傷病者数は300人以上と推定されます。

E (消防・救急活動) : 活動状態は未確認。

## (2) 災害時のコミュニケーションスキル（サイロジカル・ファーストエイド）の活用

### ○サイロジカル・ファーストエイドとは

「深刻なストレス状態にさらされた人に対する人道的・支持的、かつ実施に役立つ支援」であり、専門家  
でなくても使える

### ○特徴

- ・治療ではない
- ・感情や反応を聞き出すようなものではない
- ・つらい出来事の詳細を話し合うものではない

### ○1 P + 3 Lという4つスキルを使って支援に取り組む

Preparation（準備）、Look（見る）、Listen（聴く）、Link（つなぐ）

#### 【準備】

- ・可能な限りの情報を集める（災害の概要）
- ・現場で利用できるサービスや支援を調べる
- ・安全と治安状況について調べる

#### 【見る】

- ・安全確認
- ・明らかに急を要する基本的ニーズがある人の確認
- ・深刻なストレス反応を示す人の確認

#### 【聴く】

- ・支援が必要と思われる人々に寄り添う
- ・必要なものや気がかりなことについてたずねる
- ・人びとに耳を傾け、気持ちを落ち着かせる手助けをする

#### 【つなぐ】

- ・ニーズが多いこと
- ・生きていく上での基本的なニーズが満たされ、サービスが受けられるよう手助けする
- ・自分で問題に対処できるよう手助けする
- ・情報を提供する
- ・人びとを大切な人や社会的支援と結びつける

#### 【すべき態度】

- ・気が散らないように、できるだけ静かな場所を見つけて話す
- ・プライバシーを尊重し、相手の秘密を守る
- ・被災者のそばにいる。ただし、年齢や性別、文化によって適切な距離を保つこと。
- ・話を聞いていることが相手に伝わるように、うなづいたり、相づちを打つようにする
- ・忍耐強く冷静である。もし、事実についての情報があるなら伝える
- ・知っていること、知らないことを正直に話す
- ・相手が理解できるような方法で、情報を簡潔に伝える

### (3) 啓発資料

#### ① 栄養・食生活リーフレット

## 避難生活を少しでも元気に過ごすために

### 食事はとれていますか

不安で食欲がない、飲食物が十分に届かないなど困難な状況が多いですが、まずはできるだけ食べて、身体にエネルギーをいれましょう。

- エネルギーは、寒さに対抗し、体力や健康の維持のために大切です。
- 食欲がない時には、エネルギーのある飲料や汁物、甘い食物を食べることから試してみましょう。
- 支援物資では、食物の種類が限られるので、ビタミンやミネラル、食物繊維が不足しがちです。野菜や果物のジュース、栄養を強化した食品などが手にはいたら、積極的にとりましょう。
- 食欲がない、かたい物が食べにくいなど、お困りの点がありましたら、医療・食事担当スタッフにご相談ください。

### 食べる時に

- できるだけ直接さわらずに、袋（包装物）ごと持って食べるようにしましょう。



- 配られた飲食物は早めに食べましょう。

### 水分をとりましょう

飲料水やトイレが限られており、水分をとることを控えがちです。飲み物がある場合には、我慢せずに、十分に飲んでください。水分が不足すると下記のような症状がおこりやすくなります。

- 脱水
- 心筋梗塞
- 脳梗塞
- エコノミークラス症候群
- 低体温
- 便秘



### 身体を動かしましょう

復興の作業のために、身体を動かしている方もいらっしゃると思いますが、避難所の限られた空間では身体を動かす量が減りがちです。健康・体力の維持、気分転換のために、身体を動かしましょう。

- 足の運動（脚や足の指を動かす、かかとを上下に動かす）
- 室内や外で歩く
- 軽い体操



食物アレルギーがある方、病気の治療で食事の制限が必要な方、妊婦さん等は、早めに避難所のスタッフや医療・食事担当スタッフにご相談ください。母子、高齢者（高血圧、糖尿病を含む）向けの資料もあります。必要な方はお知らせください。

## 避難生活を少しでも元気に過ごすために

避難所では同じ空間に多くの人が集まって生活しているため、食中毒などへの注意が必要です。また、風邪やインフルエンザなどの感染も広がりやすくなっています。感染予防には手洗いが基本。少しでもできることから心がけましょう。

### 食中毒に気をつけましょう

- 流水が使えるときは、**調理の前、食事の前**に流水と石鹸で手を洗いましょう。(断水しているときは、避難所の手指用アルコール剤または、ウェットティッシュを使いましょう)
- 缶詰などの加工食品は開封したら早めに食べましょう。

### 食事担当のスタッフの方へ

- 作業前に**手洗い**をしましょう  
(枠内上記参照)
- 消費期限を確認しましょう。
- 食料品は冷暗所で保管しましょう。
- 下痢をしている場合、吐き気がある場合は、食事の担当はやめましょう。

### 調理をするときには...

- おにぎりは、ラップで握りましょう。(右図)
- 調理用ボウルやお皿等はラップを敷くなど、できるだけ汚さないようにしましょう
- 加熱が必要な食品は中までしっかり熱を通しましょう。
- 使った調理器具等はできるだけ洗浄し、清潔に保ちましょう。



### 病気の感染を予防するには

#### ①手洗い

- 流水が使えるときは、こまめに流水と石鹸で手を洗いましょう。
- 断水しているときは、手指用アルコール剤(特に、トイレ後、食前)を使いましょう。



#### ②うがい

- 流水またはペットボトルや給水車の水が使えるときはこまめにうがいをしましょう。



#### ③マスクの着用

- マスクが足りない場合は、風邪の症状が出ている人にマスクをしてもらうことを優先しましょう。



### 下痢や風邪に

#### かかった時の栄養管理

- ① 脱水予防のために、こまめに水分をとりましょう  
【例】水、お茶、果実ジュース、スポーツ飲料
- ② 消化がよく軟らかい食事をとりましょう  
【例】レトルトおかゆ、缶詰(煮物)
- ③ ビタミン・ミネラル類を積極的にとりましょう  
【例】野菜、果物、野菜・果実ジュース

### 具合が悪いと感じたときは...

発熱、咳、下痢、嘔吐、腹痛の症状がある方は、早めに避難所のスタッフまたは医療スタッフにご相談ください。



## 避難生活を少しでも元気に過ごすために

### 1. ママ 肩の力をぬいて

困ったことは、医療・食事担当スタッフに相談しましょう。



### 2. とれるときに水分を

飲み物が十分なかったり、トイレに行く回数を減らすため、水分を控えがち・・・

妊婦さんとおなかの赤ちゃんの健康、ママと赤ちゃんの健康や母乳のためにも、飲み物がある場合には、積極的に水分をとることが大切です！

### 3. 食べられるチャンスに少しずつでも

食事の回数や、一回当たりの食事が限られてしまいます。食欲がないこともあるでしょう。食べられる時に、食べられる量から。

### 4. 食べ物の種類が増えてきたらビタミンを

食べ物の種類が増えてきたら、おにぎりやパン以外に、野菜、果物、果実ジュースや、栄養を強化した食品などをとり、ビタミンを補給しましょう。

### 5. 赤ちゃんはママのお乳を吸うと安心します

一時的に母乳が出なくても、赤ちゃんはママのお乳を吸っているだけで、安心します。また、吸わせ続けることで、また出てくるようになります。

### 6. 赤ちゃんやママはできる範囲であたたかく

毛布を巻いたり、抱っこしてあたためましょう。ママの抱っこで、赤ちゃんは安心します。

妊婦さんは、重ね着や毛布などで自分自身を巻いて温めることで、おなかの赤ちゃんと自分の体調を整えることにつながります。



## 大事なことはママと赤ちゃんが疲れすぎないことです

赤ちゃんが元気で、いつものようにおしっこウンチが出ていれば母乳は足りています。

\*気になる場合は管理栄養士や助産師等の専門職にミルクが必要かどうか相談しましょう。

### 粉ミルクの作り方

＜準備するもの＞

- 哺乳ビン（なければ、紙コップ、スプーン等でもOK）

\*使う前に、きれいに洗って、熱湯で十分消毒してください

- 軟水 { 井戸水は × 給水車の水は当日中に使いましょう  
水道水が使えない時は、国産のミネラルウォーターで

＜ミルクの作り方＞ 手は清潔に



やけどに注意しながら、一度沸騰させたお湯を哺乳ビンに注ぎます



粉ミルクの缶の説明書を目安に、必要な量の粉ミルクを哺乳瓶に入れます



混ざったら、直ちに冷やします。  
\*水は、哺乳瓶のキャップより下に当てます



手首にミルクをたらし、生温かく、熱くなければ大丈夫です

（出典：How to Prepare Formula for Bottle-Feeding at Home (FAO/WHO) より抜粋・改変）

### 液体ミルク

2018年8月に解禁された液体ミルクは、調乳なしでそのまま飲ませることができます。よく振ってから、飲ませてください。飲み残しは捨てましょう。

人工乳首がついていないタイプは、清潔な紙コップ等で与えると便利です。

室温（25℃以下）で保存してくださいね。

詳しくは「専門家向け解説資料」または

「赤ちゃん防災プロジェクト 災害時における乳幼児の栄養支援の手引き」をご参照ください



### 離乳食はこんな方法でも

避難所では赤ちゃんのご飯も心配ですよ

5-6カ月の赤ちゃんなら、母乳やミルクで代用を

7-11カ月の赤ちゃんなら、スプーンでつぶしたり、お湯を加えて、おかゆ状に

12カ月以降の赤ちゃんなら、炊き出しのご飯に味噌汁を入れて「かんたんおじや」を作ったり、よく煮た大根や芋なら大丈夫



\*生モノと、十分に火が通っていない食べ物は、絶対あげないでください

\*塩分はなるべく控えめに

\*食器やスプーンは清潔に

#### アレルギーがあるお子さんに

炊き出しに含まれる和風だし（さば、えび等）やコンソメ・スープ類（卵・牛乳等）、味噌・醤油・バター（大豆）などの調味料にアレルギーを起こす成分が入っていることがあります。

医療スタッフにご相談ください

## あなたの元気がみんなの元気！！

ついつい、お子さんやお孫さんに配慮して、食事を遠慮してしまうかもしれません。でも、あなたが元気であることが、ご家族や周りの方の元気につながります。

### 1. 水分をしっかりとりましょう

避難生活では、飲料水の不足や、トイレの数の不足のために、水分摂取を控えがちです。食事の量が減ると、水分の摂取量も少なくなりがちです。水分が不足すると、疲れやすい、頭痛、便秘、食欲の低下、体温の低下などがおきやすくなります。血流を良くする、血圧や血糖をコントロールするためには、水分をしっかりとることが大切です。

### 2. しっかり食べましょう

食べ物が限られていることや慣れない環境などのために食欲が低下しがちです。体温や身体の筋肉を維持するためにも、出された食事はしっかり食べましょう。

ゼリー飲料や栄養素を強化した食品等が届いたら、積極的に食べましょう。

ご飯類は、袋に入れてお湯につけて温める、汁に入れて雑炊のようにする、パン類は牛乳やジュースに浸すと食べやすくなります。

### 3. 飲みこみにくい方へ

日頃から飲みこみにくいと感じる方、食事や飲み物を飲んだ時にむせる方は、次のような工夫をしてみましょう。

- ◇ 食事をする時には、横になったままでなく、座って食べるか、少し身体を起こして食事をしましょう。
- ◇ 食事の前に少量の水で口を湿らせましょう。
- ◇ 食品と水分を交互にとりましょう。
- ◇ 袋に入っている状態の時に、つぶしたり、ちぎったりして、食べやすい大きさにしましょう。

### 4. 身体を動かしましょう

避難所生活では、身体を動かす量が減りがちです。食べるだけでなく、身体を動かすことも考えましょう。

- ◇ 脚や足の指を動かす。
- ◇ かかとを上下に動かす。
- ◇ 室内や外を少し歩く。
- ◇ 軽い体操



高血圧、糖尿病などで普段から食事療法をしている方は、早めに避難所のスタッフや医療・食事担当スタッフにお知らせください。また、食べ物が飲みこみにくい方、義歯の状態が悪い方もご相談ください。

## 血圧が高めの方へ

寒さや、睡眠不足、不安感などでも血圧は高くなります。非常に難しいとは思いますが、できるだけ睡眠をとり、リラックスを心がけましょう。血圧のコントロールのためには、以下のようなことも大切です。

- 水分を十分にとりましょう。
- 少し身体を動かしましょう。  
(軽い体操、室内や外を少し歩くなどがおすすめ!)
- 下半身を温めましょう。
- 野菜や果物が手にはいるようになったら、積極的に食べましょう。

## 血糖値が高めの方へ

普段は、上手にコントロールできている方でも、今は難しいかもしれません。血糖値の急な上昇や低血糖を予防するためには、以下の点に気をつけましょう。

- できるだけ糖分を含まない飲料を選び、水分を十分にとりましょう。
- 食事量が減っているので、薬を使っている人は低血糖に気をつけましょう。
- 食事は、一度にたくさん食べずに、少しずつ回数を分けて食べましょう。
- 食べる時には、良く噛んで時間をかけて食べましょう。



# 避難所運営管理者様へのお願い



## ～食事提供における衛生管理について～

避難所において、弁当や支援物資の支給を行う場合は、食中毒予防の観点から食品の取扱いに注意する必要があります。

以下の内容を守っていただきますようお願いいたします。

### お弁当について

- ・避難所に届いた弁当は、早めに（1時間以内）食べていただくようにお知らせしてください。チラシを作成していますので、弁当と一緒に配布するか、配布場所に掲示してください。
- ・食べ残しや余った弁当を後から食べることを防ぐため、弁当ガラの回収の徹底をお願いします。

※回収する場所を決め、配布数と回収数が一致しているか、確認をお願いします。

### 食事提供全般について

- ・食料品は、冷暗所で保管しましょう。
- ・食事の提供前に手を洗いましょう。
- ・アルコールで手指消毒をしましょう。
- ・消費期限を確認しましょう。
- ・食品に手で直接触れないようにしましょう。（袋の上から触る、ビニール袋を手袋にする等）
- ・缶詰などの加工食品は、開封したら早めに食べるよう、残ったものは廃棄するようお知らせしてください。

※口をつけて飲んだ飲料（ペットボトル、缶、ストロー）は、開封日時を記入して、その日のうちに（早めに）飲み切るようお知らせしてください。

【問い合わせ先】

(TEL \_\_\_\_\_)

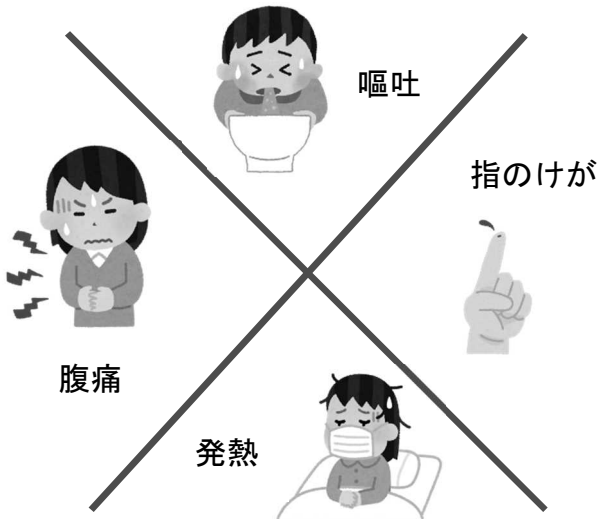
# 調理や配食を担当される方へ

～食中毒予防のため次のことを守りましょう！～



## 体調をととのえる

こんな時は配食できません！



## 身だしなみをととのえる

使い捨て  
手袋

マスク  
鼻まできんとおおう

清潔な衣服



## 作業の前に手をよく洗う



石けんを使って  
しっかり洗う。

手洗い後は  
消毒液を使う。



## 清潔な器具を使ってしっかり加熱！



清潔な調理器  
具を使う。

食品は、中心  
部までしっかり  
加熱する



【問い合わせ先】

(TEL \_\_\_\_\_)

# 炊き出しを担当される方へ

食中毒予防のため、以下のことを必ず守ってください。

加熱していない食品は、出さないこと

\* 生野菜（きゅうり、トマト、レタスなど）、刺身、生肉、カットフルーツ、かき氷、アイスクリーム等は出さない。

下痢、発熱、手指に傷のある方は、調理、配膳を行わないこと

\* 調理、配膳の前に、下痢、発熱、手指に傷がないか健康チェックをする。

調理の前には、よく手を洗うこと

\* もし、水が十分確保できない場合は、ウェットティッシュでよく拭いた後、アルコール消毒をする。使い捨て手袋を着用する。

調理中も、こまめに消毒すること

\* 調理台にアルコール消毒薬をおく。

材料は、クーラーボックス（保冷剤入り）に保管すること

\* クーラーボックスに入れられない場合は、直射日光の当たらないところに保管する。

直接食品に触れる時は、使い捨て手袋を使用すること

\* 使い捨て手袋を着用した後、アルコール消毒をする。

調理後、概ね 2 時間を超えたものは、提供せずに廃棄すること

\* 早めに食べるように伝える。

【問い合わせ先】 \_\_\_\_\_ (TEL \_\_\_\_\_)



# 調理器具や直接手で触れる部分などの消毒



## 消毒方法

### ◆調理器具の消毒

食器等を水洗いした後、消毒液に5分以上浸し、水でよくすすいで乾燥させる。

### ◆直接手で触れる部分の消毒

ペーパータオル等に消毒液を染み込ませ、ドアノブ・机等を拭き取る。

## 消毒液の作り方

濃度が **0.02% (200ppm)** の消毒液を作ります。

ペットボトルのキャップ2杯分の塩素系漂白剤（約10ml）を2Lのペットボトルに入れ、さらに水を肩口まで入れ、200倍の水溶液を作ります。



ペットボトルキャップ2杯分  
（約10ml）の塩素系漂白剤



ペットボトル 2L

## ★消毒液作成の注意点★

- 使用する時は、換気を十分に行ってください。
- 有毒なガスが発生しますので、酸性のものと絶対に混ぜないでください。
- 皮膚への刺激が強いため、直接触れないようビニール手袋などを使用してください。
- 皮膚に付着した時や目に入った時は、直ちに大量の水で十分洗い流し、医師の診察を受けてください。

## ★消毒液使用上の注意点★

- 子どもの手の届かないところに保管してください。
- 誤飲防止のため、ペットボトルには「消毒液」と表示し、濃度を記載してください。
- 直射日光を避け、高温のところに置かないでください。

【問い合わせ先】

(TEL \_\_\_\_\_)

# 災害時に乳幼児を守るための 栄養ハンドブック



## 赤ちゃん防災プロジェクト

乳児がいる場合にご覧下さい

\*乳児とは生後1年未満の赤ちゃんのことです

### ママへのアドバイス

- とれるときに水分を
- 食べられるチャンスに少しずつでも  
母乳をつくるためには非妊時の350kcal/日、余分にエネルギーが必要です。  
一時的に食べ物が不足しても母乳は作られ続けますが、ママが元気であるためにも、赤ちゃんのためにも、食べましょう。
- 食べ物の種類が増えてきたら…  
右の「食事バランスガイド」を活用!  
まずは主食をしっかり和らげ、  
次に副菜、主菜の順に多く食べます。  
乳製品や果物は1日1回食べられればベスト



- 赤ちゃんはママのお乳を吸うと安心します!  
一時的に母乳が、減ったり出ていないように感じてても、  
赤ちゃんはママのお乳を吸っているだけで安心します。  
また、吸わせ続けることで、母乳が出てくるようになります。

### 大事なことは、ママと赤ちゃんが疲れすぎないこと!!

赤ちゃんの授乳以外のことは、周囲に頼りましょう。  
赤ちゃんが元気で、いつものようにおしっこウンチが出ていれば  
母乳は足りています。



## 災害時こそ、まずは母乳!

### 母乳のメリット

- 免疫!(病気になりにくい)
- 簡単!(調乳や保管の手間いらず)
- 衛生的!(哺乳瓶の消毒も不要)
- 経済的!
- スキんシップ!(赤ちゃんとママの安心のために)



それまで母乳だけを飲んでいたら6か月までの赤ちゃんには母乳以外何も与える必要はありません。母乳だけで不足しているのでは、と心配なときは、管理栄養士や保健師等に相談しましょう。

人手とモノが不足する災害時に、母乳は最適な栄養源なのです。  
母乳育児は、避難所で多くみられる風邪や乳児下痢症などの感染症のリスクを減らすことが報告されています。



### ふだんミルクをあげている 場合はどうすればいいの?

母乳だけでは不足する場合には、母乳代替食品(粉ミルク・液体ミルク)で補うことができます。  
なお、清潔な哺乳瓶や乳首がないときは、紙コップやカップ、スプーン等をつかった授乳方法(カップフィーディング)があります。管理栄養士や保健師等に相談しましょう。

### 避難所・避難先の環境をチェックしましょう。

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 手洗いができる      | <input type="checkbox"/> 沸騰したお湯が用意できる     |
| <input type="checkbox"/> 調乳に適した飲料水がある | <input type="checkbox"/> 哺乳瓶・乳首の洗浄&消毒ができる |
| <input type="checkbox"/> 電気・ガスが使える    | <input type="checkbox"/> 授乳スペースがある        |

## 粉ミルクの作り方

### 準備するもの

- 哺乳瓶  
使う前に、きれいに洗って、熱湯で十分消毒してください。  
(洗って消毒できないときは紙コップが便利)
- 軟水  
井戸水は×。  
水道水が使えない時は、国産のミネラルウォーターで。



### 手は清潔に!!



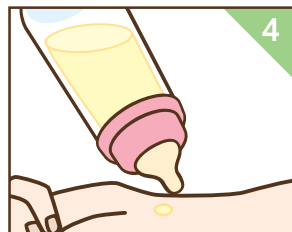
① やけどに注意しながら、一度沸騰させたお湯(70℃以上)を哺乳瓶に注ぎます。



② 粉ミルクの缶の説明書を目安に、必要な量の粉ミルクを哺乳瓶に入れます。



③ 混ぜたら、直ちに冷やします。  
\*水は哺乳瓶のキャップより下に当てます。



④ 手首にミルクをたらし、生温かく、熱くなければ大丈夫です。

(出典: How to Prepare Formula for Bottle-Feeding at Home (FAO/WHO) より抜粋・改変)

## 液体ミルク

液体ミルクは  
調乳なしでそのまま飲ませることができます

開封したらすぐに飲ませ、  
使わなかった分は捨てましょう



### 保存と飲ませ方は?

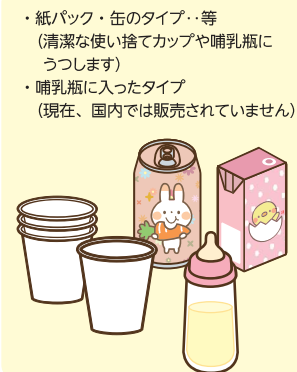
- 常温(おおむね25℃以下)で保存
- 製品に記載されている表示を確認
- 包装(容器)の汚破損がないか確認
- よく振って!
- 飲み残しを与えるのはダメ
- 初めての場合は少しずつ

### 注意点は?

国内では許可されたばかりなので、  
災害時は外国製品が支援物資として届く  
こともあります。

外国語の表示に注意しましょう。

- 月齢に合ったものを
- 色は褐色がかっていますが、問題ありません。
- 期限を確認



[BBE: 04-20] [USE BY: APR 20] → 2020年4月まで  
(BBE=Best Before End: 賞味期限)  
[24.11.18] → 2018年11月24日まで  
(※米國式の場合は、「月・日・年」表示)

避難所等での乳幼児の栄養の **SOS** は

### 特殊栄養食品ステーション

災害時に設置される特殊栄養食品ステーションの電話番号をご記入ください。  
ご不明な場合には下記までお問い合わせください。

(公社) 日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT) 03-5425-6555

※このハンドブックは、「災害時における乳幼児の栄養支援の手引き」に基づき作成しています。

# 普通の食事が 食べられない方は ご相談ください。

- ◆ 乳児用ミルク・離乳食
- ◆ おかゆなど軟らかい物
- ◆ 塩分制限、たんぱく制限、糖尿病食、アレルギー除去食

などが必要な方

## 食事(栄養)のことで、ご心配がある方へ

食事や栄養のことで、不安なことや  
相談したいことがある方は、  
お気軽にご相談ください。

### 例えば・・・

- ◆ 離乳食やミルクのこと
- ◆ 普段、糖尿病等で、食事制限をしている
- ◆ 固いものが食べにくい(ご高齢の方など)
- ◆ アレルギーがある など

上記以外でも食事や栄養のことで気になる  
ことがあればご相談ください。避難所の食事  
担当の方へお伝えいただいても結構です。

### 【相談先】

相談窓口	〇〇〇〇課	
連絡先	TEL (     )	—
	FAX (     )	—

## 【参考資料】

- 1 災害時の栄養・食生活支援マニュアル（独立行政法人 国立健康・栄養研究所, 社団法人日本栄養士会、2011.4月.H23)
- 2 日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル（基礎編）（公益社団法人日本栄養士会, Ver.1 2014.2月、H26, Ver.2, 2020.6月、R2)
- 3 アクションカード運用マニュアル（日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル（応用編））（公益社団法人日本栄養士会, 2020.1月, R 2)
- 4 大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン（日本公衆衛生協会 H31.3)

## 公益社団法人日本栄養士会 災害時の栄養・食生活支援ガイド (Ver.1)

令和4（2022）年7月

公益社団法人日本栄養士会 JDA-DAT運営委員会編集

〒105-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCVビル 6階  
公益社団法人 日本栄養士会 JDA-DAT 担当  
Tel : 03-5425-6555